

V 諸外国における面会交流支援活動の実情と課題

V-1 アメリカにおける面会交流支援

——共同監護・面会交流の合意形成と実施を支える様々な取組み

原田綾子(早稲田大学比較法研究所助手)

1 面会交流および面会交流支援の位置づけ

アメリカでは 1970 年代以降多くの州で、別居や離婚後の共同監護 (joint custody) が導入され、すでに広く利用されるようになってきている¹。カリフォルニア州法のように、父母が別居や離婚をした後も、子どもが両親と頻繁かつ継続的なコンタクト (frequent and continuing contact) を維持するよう確保するのが州のパブリック・ポリシーである (Cal. Fam. Code § 3020(b)) と宣言し、共同監護の理念を積極的に打ち出している州法もある。

カリフォルニア州法においては、子どもの監護 (custody) は、子どもの健康、教育、福祉 (health, education, and welfare) に関する決定を行う権利の所在を示す法的監護 (legal custody) と、子どもが親のもとで生活することを示す身上監護 (physical custody) に分けられており、それぞれについて共同 (joint) にするか単独 (sole) にするかを決めることができる。共同身上監護とする場合、父母が子どもと過ごす時間をフィフティ・フィフティに近い形で決めることもできるが、子どもは主に一方の親のもとで過ごし、他方の親とは頻繁かつ継続的なコンタクトを保障するというアレンジメントにすることもできる。実際には後者のような形にすることが多いようである。共同監護の場合、裁判所は、主たる養育者ではない方の親には、子どもの最善の利益に有害でないかぎり、相当な面会交流の権利 (reasonable visitation) を与えなければならない (Cal. Fam. Code § 3100)。単独身上監護の場合でも、身上監護のない親 (non-custodial parent) のために、裁判所が面会交流 (visitation) を命令する権限を有し (Cal. Fam. Code §§ 3000-3007)、監護親はその命令に従わなければならない。

カリフォルニア州法の規定に代表されるように、「頻繁で継続的なコンタクト」を通じて、子どもが父母両方との関係を持ち続けられるようにするというのが、アメリカ家族法の基本的な考え方になりつつあるようである。ただしカリフォルニア州でも、この「頻繁かつ継続的なコンタクト」のポリシーが、どんな場合でも常に貫徹するというわけではない。すなわちカリフォルニア州法は、裁判所が子どもの身上監護、法的監護、面会交流に関する決定を行う場合において、子どもの健康・安全・福祉を確保することが、裁判所が子どもの最善の利益を決定する際の第一の関心となる (Cal. Fam. Code § 3020(a)) とし、こ

¹ 離婚後の子の監護および面会交流に関するアメリカ法の展開については、棚村政行「離婚後の子の監護——面接交渉と共同監護の検討を中心として」石川稔=中川淳=米倉明編『家族法改正への課題』(日本加除出版、1993) 231-271 頁、山口亮子「アメリカ法における親の権利と監護権——親の権利をめぐる立法と司法の政策」民商法雑誌 136 巻 4・5 号(2007) 561-594 頁などを参照。

の「子どもの健康・安全・福祉」のポリシーが「頻繁かつ継続的なコンタクト」のポリシーと対立するときは、前者が優先するものと定めているのである（Cal. Fam. Code § 3020(c)）。子どもの健康・安全・福祉を害するような事情、特にDVや児童虐待の問題がある場合には、面会交流の方法や時間に厳しい制限が加えられ、ときには面会交流そのものが禁止されることもある。

もっともアメリカでは、DVや虐待があるというだけで、子どもとの面会交流そのものが全面的に禁止されるわけではないことには注意が必要であろう。後述するように、DVの保護命令（restraining order）が出ているような場合であっても、発生した暴力がどのような性質のものか（権力と支配 power and control を背後に持つパターン化された暴力か、あるいは離別のプロセスで生じた突発的な暴力か、等）、その暴力は子どもに対してどの程度の危険をもたらしているのか、暴力が今後も継続したり激化したりする可能性のあるものかどうか、といったことを専門家が評価し、加害親に対しては教育プログラムへの参加を義務づけ、被害者に対しては自分と子どもの安全を確保できるようにサポートし、そのうえで、監督付きの面会などによって、加害者と子どもとの面会交流が、被害親と子どもにとって安全な状態で実施できるようにするのである²。児童虐待についても、いきなり全面的に親子の面会を禁じるのはむしろ例外的であり、まずは監督付き面会などの方法を使って親子のつながりの維持が目指される。子どもがフォスターケアに委託されている場合でも、面会交流は、分離された親子の再統合のプロセスとして積極的にとらえられており、福祉機関のアレンジによりその実施が確保されるのである³。父母が別居や離婚をする過程においては、家庭の中に相当に強い葛藤や対立が生じることが多いし、暴力が問題になることもあるが、父母は原則として、父母の両方が子どもとの関係を続けていけるように努力をしていかなければならない。アメリカではそうした考え方に基づいて、監護や面会交流の合意形成が促され、また法的な決定が行われるようになってきているのである。

ただそうはいっても、現実に関係が破綻し、相手への不信感や怒りでいっぱいの子どもの利益のために協力していけるような関係を新しく構築していくのは容易なことではない。父母が相手への怒りや不信を抑え、別れた後も協力して子どもの養育を行っていくためには、それに向けた父母自身の意識形成、あるいは意識変革が必要であり、状況によってはその実施を支えてくれる第三者の援助も必要になる。こうした認識から、アメリカでは様々な援助やサービスが実施されるようになってきている。特に、家庭裁判所での教育的オリエンテーションやメディエーション（調停）が重要であるが、民間の専門家や援助

² 棚瀬一代は、こうした政策の背後に、DV加害者を被害親と子どもから排除するだけでは問題の真の解決にはならず、被害親と子どもの安全を守りつつ、また加害親にも暴力的関係性を克服する努力をしてもらいつつ、加害親と子どもとの関係性を築いていくことが、長い目で見て子どもの最善の利益に適い、加害者の更生をも助け、ひいては被害親の安全にもつながる、という認識がある、と指摘している。棚瀬一代『離婚と子ども：心理臨床家の視点から』（創元社、2007）59頁。

³ アメリカの児童虐待対応手続きにおいて実施されている親子の面会交流支援については、原田綾子『「虐待大国」アメリカの苦闘：児童虐待防止への取組みと家族福祉政策』ミネルヴァ書房（2008）127-130頁を参照。

団体も、父母へのアドバイスやカウンセリング、監督付き面会などのサービスを提供している。これらのサービスが全体として、共同監護や面会交流を支えるための社会的支援として機能しているのである。

以下では、現在アメリカで行われている面会交流支援の実情について報告することにした。まず、地域レベルでの取り組みとして、カリフォルニア州ロサンゼルス郡での面会交流支援の実情を取り上げ、養育計画を作成・合意するための支援（２）と、面会交流を実施するための支援（３）に分けて、やや詳しく紹介する。次に、1996年の連邦法により導入された、面会交流支援プログラムに対する助成金制度 Child Access and Visitation Grants を取り上げ、この助成金が導入された背景、助成の対象となるサービスなどについて概説する（４）。さらに、カリフォルニア州におけるその利用状況に着目し、連邦の助成金が、実際にどのようなプログラムに、またどのような利用者のために使われているのかを説明する（５）。最後に、アメリカの面会交流支援の特徴と課題について整理し、まとめとする。

2 養育計画を作成・合意するための支援——ロサンゼルス郡での実情（１）



面会交流への支援には、大きく分けて、2通りのものがある。1つが、子どもの監護や面会交流に関する計画（「養育計画 parenting plan」という）の合意をするために提供される支援であり、もう1つが、面会交流に関する合意や裁判所の命令を履行するために提供される支援である。この2つのタイプの支援のそれぞれに関して、どのような取り組みがなされているのか、ロサンゼルス郡の上位裁判所 Superior Court（左の写真は同裁判所の外観である）において、離婚や別居、子どもの監護や面会交流などの家族関係事件を扱う家族法担当セクション（家庭裁判所 Family Court と呼ばれる）での取り組みを中心に紹介することにした⁴。なお、アメリカでは婚姻外で生まれる子どもが多いので、監護や面会交流は、父母の別居や離婚にかぎらず、父がだれかを決定する手続きに付随して問題

⁴ 筆者は、2011年3月3日から8日にかけて、ロサンゼルス郡上位裁判所において、家事事件を担当されている Thomas Trent Lewis 裁判官、Family Court Services のアドミニストレーターである Susan Thrall 氏、P.A.C.T.プログラムの監督責任者である Ann Jopling 氏、ミディエーターの Anne Lintott 氏および Craig Ogulnick 氏、エヴァリュエーターの Linda Rodriguez Cameron 氏、および DV および S.A.F.E プログラム担当の Stephanie Shadowens 氏に、制度の実情・実務のあり方について聞き取り調査を行い、また P.A.C.T.プログラムの見学や法廷の傍聴を行った。またこの調査は、棚村政行教授のご協力により実現した。ご協力いただいた方々にここで心よりお礼を申し上げる。本節は、棚村教授の以下の論文及びご教示を基礎としつつ、筆者が行った聞き取り調査の結果をもとにまとめたものである。棚村政行「アメリカにおける子の監護事件処理の実情」判例タイムズ 1176号（2005）55-66頁、棚村政行「子の監護調停における父母教育プログラム——カリフォルニア州家庭裁判所サービスでの最近の動向」ケース研究 243号（1995）24-43頁。なお、本稿に掲載した写真はすべて筆者が撮影したものであり、掲載につき個別に許可を得ている。

となることも多い。また、DV の保護命令の申し立てに付随して監護と面会交流の合意や命令がなされることもあるが、以下では、基本的には父母が離婚する場合を想定して、法的な手続と支援のあり方を記述していくことにしたい。

ではまず、養育計画を作成・合意するための支援について見ていこう。

カリフォルニア州では、子どもがおらず分配する財産もないというようなケースを除いて、離婚は裁判所の命令によって成立する。子どものいる夫婦が離婚する場合には、離婚するのかどうかという問題だけでなく、子どもの監護や面会交流についても同時に決めて、それを裁判所に示さなければならない。離婚後の監護・面会交流に関する合意を、養育計画といい、その作成が離婚する父母に義務付けられるのである。

カリフォルニア州裁判所のホームページでは、「養育計画」は、「子どもがいつどちらの親と過ごすか、どうやって子どもに関する決定を行うかを記載した監護と面会交流に関する詳細な合意」と、わかりやすく説明されている。ミディエーターが利用している養育計画のフォームによると、養育計画として決定すべき事項には、5つのものがある【資料1】。

- ①子どもの法的監護：共同法的監護の場合、両方の親が子どもに関する情報を共有し、子どもの健康、教育、福祉に関する主要な決定を行う権利と責任を共有する、というように記載される。また、相手方または裁判所の命令がない限り、どちらの親も子どもの居所を変更できない、といった条項も加えられる。また、単独法的監護にする場合でも、主要な決定を行った場合には他方の親に知らせなければならないとか、法的監護のない親も子どもの緊急な治療については同意ができるとか、子どもの医学的記録や学校での記録にアクセスする権利を持つ、というように合意することができる。
- ②ペアレンティング・スケジュール：子どもがいつ、どちらの親のケアと責任のもとで過ごすのかを具体的に記載する。たとえば、子どもが主に母のもとで暮らすという場合、「子どもは父の時間として定められた時間以外のすべてを母のもとで過ごす」とし、父の時間を、何曜日の何時から何曜日の何時までというように定める。
- ③休日・休暇のスケジュール：クリスマスやサンクスギビングなどの家族が集まる休日、夏休みなどの長い休暇の過ごし方を決める。クリスマスであれば、クリスマスイブの何時からクリスマスデイの何時までは父、そのあとクリスマスの翌日の朝何時まで母、というように定めたり、隔年交代でいずれかの家で過ごす、という決め方にすることもできる。長い休暇についても、いつまでが父、いつまでが母、というように定める。
- ④子どもの受け渡しのアレンジメント：子どもを受け取りに行くのはどちらか、どこでどうやって受け渡しをするか、知人などの第三者による受け渡し、中立的受け渡しを行うプロフェッショナルなサービスプロバイダーを使うならその旨を記載する。
- ⑤その他の命令：どちらの親も子どもの前で他方の親について否定的なことを言うてはならない、といった約束を記載する。

これらの項目について、父母は、自分たちと子どもがおかれた具体的な環境やニーズに合わせて具体的な取り決めを考え、合意するのである。父母の対立が深刻でない場合には

それほど細かい内容を合意しなくてもよいが、紛争性の高い父母ほど、後々紛争の火種にならないように、あらかじめ詳細な養育計画を作っておかなければならない。

養育計画は、父母が相談して自分たちで合意をして決めるのが原則である。家庭裁判所には、養育計画としてどのようなことを決めなければならないのかを教えるカラー刷りのパンフレットが用意されている【資料2】。子どもの年代別に、子どもの発達ニーズに応じてどのようなことに気をつけて養育計画を考えるべきかを説明したパンフレット、休日休暇のスケジュールの決め方をアドバイスするパンフレットもある。家庭裁判所のセルフヘルプセンターに行けばこうしたパンフレットや情報をもらえる。こうした資料はミディエーションにおいても当事者に手渡されている。

また、カリフォルニア州裁判所のホームページやロサンゼルス郡上位裁判所のホームページで、養育計画を作るために必要な知識や情報を得ることができる。これらホームページは、弁護士の代理を受けない当事者が裁判所の手続に関する情報を自分で収集できるようにという意図で作成されており、「監護 custody」、「監督付き面会 supervised visitation」などの専門用語の意味、手続の流れ、利用可能なサービスなどについても丁寧に説明されている。離婚する父母の多くは、こうした情報を集めたり、本を読んだり、時には弁護士に相談をしたりして、自分たちで養育計画を考える。そして、父母間で合意した養育計画を離婚時に裁判所に提出し、裁判官がそれにサインをすれば、正式な命令になる。父母はそれに従って子どもの監護や面会交流を実施していくことになる。

問題は、自分たちだけではうまく話し合いができず、養育計画が作れない場合である。父母に弁護士を雇う力があれば、弁護士に相手方との交渉をサポートしてもらい、養育計画を作ることができる場合がある。また、弁護士などの紹介により、ペアレンティング・コーディネイターと呼ばれる専門家の援助を受け、相手方との協議で養育計画を作るという場合もある⁵。しかし、弁護士やペアレンティング・コーディネイターの援助を受けてもなお、養育計画がまとまらないという場合もある。またそもそも、経済的な困難から、そうした専門家の援助を受けられない人も多い。これらの人々は、子どもの監護と面会交流についての裁判官の決定を求めて、家庭裁判所にやってくることになる。

家庭裁判所の裁判官は、最終的には、自分たちで合意できなかった父母に代わって、その子どもの養育計画を決定することになるのだが、直ちにその役割を引き受けるわけではない。家庭裁判所は、「裁判所サービス court services⁶」と呼ばれる様々な当事者支援サ

⁵ The Association of Family and Conciliation Courts (AFCC) は、ペアレンティング・コーディネイターの役割について以下のように説明している。「ペアレンティング・コーディネーションは、ミディエーションのトレーニングを受け実務経験もあるメンタルヘルスまたは法律の専門家が、時機にかなった方法で紛争の解決を整え、子どものニーズについて両親に教育し、また、当事者または裁判所の事前の承認により、あるいはその両方の承認により、裁判所の命令または任命契約の範囲において決定を行うことにより、紛争性の高い両親が、彼らの養育計画を実施できるように援助する、子ども中心の代替的紛争解決のプロセスである。」 Guidelines for Parenting Coordination Developed by The AFCC Task Force on Parenting Coordination May 2005, p. 2, available online at, <http://www.afccnet.org/pdfs/AFCCGuidelinesforParentingcoordinationnew.pdf>.

⁶ 前掲棚村 (2005) 55 頁。

ービスを提供し、当事者が自分たちで養育計画を合意できるように、まずは援助をするのである。ロサンゼルス郡の家庭裁判所にも Family Court Services という部門があり、2011年3月時点で42名の専任職員が活動している。



ロサンゼルス郡の Family Court Services は、養育計画に関して紛争を抱える当事者のために、P.A.C.T. (Parents and Children Together) という教育オリエンテーションを実施している。当事者は、法廷での審理を受ける前に、必ずこの教育オリエンテーションに出席するよう義務付けられている。P.A.C.T. は全部で3時間の教育プログラムである。参加者は、郡内に10箇所ある家庭裁判所のいずれかで受講する。それぞれの家庭裁判所は月に1度か2度の頻度でP.A.C.T. のクラスを開いているが、裁判所ごとに日程がずらされているので、場所を選ばなければすぐに受講することができる。写真はロサンゼルス郡上位裁判所で2011年3月3日に開かれたP.A.C.T. のクラスの様子である。

P.A.C.T. では、まず講師の自己紹介が行われた後、5分ほどのビデオテープが流される。ビデオは、ロサンゼルス郡上位裁判所の現職の裁判官が、視聴者に向かって手続きを説明するものである。ビデオの中で、裁判官は、「監護や面会交流は、子どものことを最もよく知っている父母が話し合っ決めてもらうほうが、子どもを知らない裁判官が決めるよりもよいものになるし、時間もお金もかからない。裁判は父母にとってストレスフルなものであり、それによって、父母関係がより醜悪なものになってしまう。裁判の前に、父母の合意を援助するためのメディエーションが行われるので、できるかぎりそこで合意できるようにしてもらいたい」と視聴者に向かって語りかける。また、メディエーションを説明する場面では、丸いテーブルでメディエーターと父母が話し合っている様子が映し出され、メディエーションがどのようなものであるかがイメージできるようにしている。

2本目の20分間のビデオは「離婚の子どもたち The Children of Divorce」と題するもので、父母の離婚を経験した子どもたち (survivors) が登場し、父母の離別のとき、またその後感じた様々なつらい気持ちについて語るものである。それぞれの子どもの語りの後に、メンタルヘルスの専門家が、そうしたつらい気持ちがどうして発生するのか、それを避けるために父母はどうすべきかを解説する。例えば、子どもは離婚が自分のせいだと考えてつらく感じることもあるので、離婚は子どものせいではないことを親は子どもによく伝えなければならない、子どものせいなどとは決して言うてはいけない、ということである。また、父母が相手の悪口を言うことはいけないことである。なぜなら、子どもは、その相手の子どもとしてのアイデンティティも持つために、その悪口にとっても傷つき、落ち込むからである。また、子どもを相手の状況を知るためのスパイとして使ったり、子どもを伝言のために利用したりしてはいけない。そのように扱われた子どもは、親は自分に

関心があるのではなく単に自分を道具に使っているだけなのだということに気づき、非常に悲しむのだ、といったことが伝えられるのである。

ビデオの後、講師であるペアレント・エデュケーションの専門家が、このビデオからどんなことを知ったかを参加者に尋ね、それぞれが考えを深めていけるように促していた。講師は、父母が離別しても子どもには父母の両方が大事な存在であり、両方を必要としていること、カリフォルニア州は「頻繁で継続的なコンタクト」をポリシーとしており、それは子どものために守るべきものであること、父母の離別後の養育は、父母がよい関係にあるときの養育とは異なるものであり、もはや好意を持っていない相手とビジネスライクに共同養育を行っていくための新しいスキルが必要になる、といったことを説明していた。こうした話を熱心に聞き、質問をしたり意見を述べる参加者たちの姿が印象的であった。実際、参加者からのフィードバックとして、裁判所で行われる手続について知ることができ、また子どもには父母の両方が必要だということを知ることができたことを喜ぶ声が多いとのことである。特に若い親たちは、裁判所では、裁判官に対して相手がいかに悪い人間であるかを説得しなければならないと思いついでいる人がいるという。そういう人たちは、P.A.C.T.に参加することによってはじめて、自分がしなければならないのは相手の非を訴えることではなく、子どものために相手と協力することなのだ気づくのである。

このように P.A.C.T. は、父母の離別が子どもに与える影響を理解し、父母が子のために協力して共同養育を行っていくことの重要性を説くものなのだが、同時に、DV や児童虐待、薬物濫用など、面会交流に危険性が伴う場合には、共同養育よりも子どもと被害親の安全確保が優先されるということが説明されていた。そのような場合でも面会交流自体は必ずしも否定されないが、子どもと被害親の安全を確保した状態で実施されるように、その方法を慎重に考えなければならないのである。



P.A.C.T. を受けた人々が次に向かうのは、裁判官のいる法廷ではなく、Family Court Services のミディエーターのオフィスである。カリフォルニア州では、監護や面会交流で紛争を抱える当事者は、法廷での審理の前に必ずミディエーションを受けるよう義務付けられている。ミディエーションは予約制で、ロサンゼルス郡ではだいたい数週間でアポイントメントをとれるということである。このミディエーション

は、養育計画の作成に焦点を絞ったもので、養育費を含め、父母の離別に伴うその他の問題は一切扱わない。1回2時間程度で、原則として1回で終了する。ミディエーションは、写真のようなミディエーターのオフィスにおいて開かれ、通常は双方同席で話し合いが行われる（写真はミディエーターの Anne Lintott 氏）。

ミディエーションの冒頭で、ミディエーターはまず父母に対して、ミディエーションは

子どものニーズにあった養育計画を作るための非対立的な話し合いの場であることや、そのために父母に守ってもらうべきことなどを伝え、話し合いの基礎を作る。そして父母からそれぞれの生活状況や相手との関係、それぞれが希望する養育計画などを聞き、それを考慮しながら、子どものためにどのような養育計画が望ましく、また父母の両方が受け入れられるのかを考え、父母に提案していく。父母が希望する養育計画が子どもにとって良くないと考える場合には、それも伝える。例えば、6 か月の子どもに、1 週間は父、次の週は母と、交代で養育する計画を考えている父母に対しては、それはこの年代の子どもの発達の観点から見てよいことではないと説明し、考えを変えるように促すという。そうした教育的な働きかけをすることもミディエーションにおいては重要であるとのことであった。

ロサンゼルス郡の Family Court Services のミディエーターになるには、メンタルヘルスの修士号と 5 年以上の実務経験が必要である。ミディエーターは、採用されてからも継続的に研修を受け、知識と技術を磨いている。ミディエーションは、離別の渦中にある父母と子どもに関する豊かな知識と実務経験を持つ専門家が、子どもの発達段階に応じて、その子どもにとって利益になる養育方法について父母に情報提供しながら、父母双方が納得でき、現実的に実行できるような養育計画を作られるようにガイドしていく場なのである。

ミディエーターは、ミディエーションにおいて DV の問題を扱うためのトレーニングも受けている。ミディエーションの前に父母の双方が提出するインテークフォーム【資料 3】には、DV の問題があることを申告する欄があり、また、別々の面接を求めるかどうかをチェックさせる欄がある。それらのチェック欄によって、DV の有無についての最初のスクリーニングがなされるのである。インテークで DV があることが分かった場合、ミディエーターはまず父母から話を聞き、それを考慮して父母を別々に面接することができる。すでに保護命令が出ている場合については、ミディエーターにはそうした裁量はなく、父母と別々に面接をすることが義務付けられている。面接では、父母双方に対して、DV の背後にしばしば存在する権力と支配 (power and control) の問題や DV が子どもに与える影響を説明し、加害者・被害者に必要な地域の支援サービスを受けるように勧める。そして、第三者による子の引渡しや監督付き面会などの利用可能なオプションを示し、子どもと被害側の親に安全なかたちで面会交流ができるような養育計画を作成するように、父母を援助していくのである。

実務では、当事者に弁護士がついているときは、弁護士にもミディエーションにきてもらうようにしているという。一概には言えないものの、弁護士は父母に対して合理的な予測を与え、子どもの監護と面会交流の問題に意識を集中させて、相手との合意ができるように促す役割を担ってくれるからだという。

なお、ミディエーションの過程で父母が子どもを虐待・ネグレクトしているという疑いが生じた場合、ミディエーターは、児童虐待への対応を行う行政機関である子ども家庭サービス局 (DCFS) に通報をしなければならない。通報に応じて DCFS が調査を行い、虐待の

事実が明らかになれば、少年裁判所（ロサンゼルス郡では、チルドレンズ・コートという）によって、子どものフォスターケアへの委託や親権終了などが決定される。少年裁判所は家庭裁判所とは別の裁判所であり、少年裁判所が虐待を受けた子どもに対するケースを開始すると、その子どもの監護や面会交流の問題も少年裁判所が決定することになる。DVのケースでも、被害親があまりにも無力化されていて子どものために安全な措置を取る力がないような場合には、ミディエーターは、父母が子どもを危険から守れない状況が発生しているとしてDCFSに通報を行い、子どもの安全確保のための介入を求めるとのことである。

さて、ミディエーションを受けた多くの父母が養育計画の合意に至るのであるが、それができない場合もある。その場合、当事者は法廷での審理に進むことになる。ミディエーションから法廷での審理への手続きの流れは、【資料4】のようになっている。この図は、P. A. C. T.の資料として、当事者に配布されている。

ミディエーションから法廷での審理に進む場合、ミディエーションで明らかになった事実が裁判官の判断材料となるかどうかの問題になる。ミディエーションの秘密性については州や郡により方針が異なるが、ロサンゼルス郡ではミディエーションで当事者が話したことは秘密とされ、裁判官には報告されない。ミディエーションで合意が成立しなかったことだけが裁判官に通知される。ただしこの通知にあわせて、児童虐待の通告を行ったことや（児童虐待への通告については、ミディエーションの秘密保持義務は解除される）、DCFSの調査が行われていることなどは法廷に伝えることができる。また、後述のエヴァリュエーションを実施するように裁判官に勧告したり、子どもの弁護士を選任することを勧告することができる。ミディエーターは、父母には裁判官に重要な情報を伝える能力がないと考える場合などにエヴァリュエーションを勧告するという。また、父母にドラッグなどの問題があり、子どもの利益を考えて行動できる状況ではないと感じるような場合、ミディエーターは子どもの弁護士の選任を勧告するとのことであった。裁判官も、父母の両方が子どもの利益に沿った行動をとっていないと考える場合には、父母が下す誤った決断から子どもを守るために、子どもの弁護士を選任するということであった。

裁判官が養育計画の決定を行うにあたっては、裁判官の命令によって行われるエヴァリュエーションの結果が重視されている。ロサンゼルス郡では、Family Court Servicesのエヴァリュエーターが親子の関係や生活状況についての調査を実施する。父母それぞれの家に訪問し、それぞれの家で子どもと父母がどう過ごしているかも調査する。ちなみに、かなり高葛藤の父母でも、一方が子どもを完全に取り込んで他方と会わせていないというケースは、エヴァリュエーションの実務ではめったに見かけないそうである。これは後述のように、子どもの奪い去りに対して厳格に対応する法制度が存在するからなのかもしれないが、それよりもむしろ、子どもに父母の両方がいることの価値を人々がどう考えているのかということと関係しているのではないかと、ということである。つまりアメリカの父母の多くは、たとえ相手との間に強い対立や葛藤を抱えていたとしても、子どもには父（母）がいると考えて、子どもが相手との関わりを持つことを受け入れるのだという。離婚して

も親子は親子、父母の双方が子どもにとって大切だという考えを根幹に据えて離婚問題に取り組んできたアメリカ社会では、高葛藤の父母の意識にも、日本とは大きな違いがあるようである。

エヴァリュエーションに話を戻そう。エヴァリュエーションには、監護と面会交流に関する特定の問題（例えば、一方の親の面会時間を長くすべきかどうか、子どもが一方の親との面会を拒否している時に裁判官がその理由を知りたいと考えるとき、学校の選択をめぐる紛争、比較的近距離での転居の是非など）を扱う Solution Focused Evaluation と、監護や面会交流の全体に関わる大きな問題（例えば、それまでに行われてきた面会交流が実質的に不可能になるような遠距離の転居）を扱う Full Evaluation がある。Full Evaluation は、父母双方の家庭訪問、子どもがそれぞれの家族でどう過ごしているかの聞き取り、子どもへのインタビュー、家族のこれまでの歴史、学校などの関係機関からの聞き取り、過去の犯罪歴や児童虐待歴のチェックなども含めて、数ヶ月の時間をかけて行われる。それに対して Solution Focused Evaluation は、午前 8 時半から調査を開始し、父母からの聞き取り、子どもの聞き取り又はその様子の観察、電話などによる関係当事者からの情報収集をして、午前中には調査を終了するという短期集中のものである。午後にはその報告書が法廷に提出される。

エヴァリュエーションの報告書には、エヴァリュエーターが実施した調査の内容と方法、収集した情報、その評価、そして、エヴァリュエーターが子どもの最善の利益になると考える養育計画の勧告 (recommendation) が記載される。エヴァリュエーションで集められた情報は、ミディエーションとは違って守秘義務の対象とならない。つまりすべての情報が、他方の当事者に開示される。エヴァリュエーターは聞き取りを始めるときにそれを伝え、相手方に知られたくないことはエヴァリュエーターには話さないようにと警告する。また、調査は完全に中立的に行われる。調査の途中で、当事者の一方に肩入れするような発言や行動を取ることは厳禁とされている。また調査の途中で、エヴァリュエーターが自分の報告書にどのような勧告を書こうとしているのかを当事者に開示することはない。

エヴァリュエーターは、ミディエーターと同様にメンタルヘルスの専門家であり、DV のメカニズムや対応方法に関するトレーニングも受けている。カリフォルニア州裁判所規則 (Rule 5.230) は、エヴァリュエーターに DV のトレーニングを受けることを義務付けている。DV に関するトレーニングは、エヴァリュエーターが、父母の間で発生した暴力の性質や子どもへの影響をきちんと理解し、子どもにとってどのような監護と面会のアレンジメントが最善であるかを考えるために非常に役に立っていると聞いた。

当事者の要求により、エヴァリュエーターが法廷で証言をし、それに対して父母それぞれから反対尋問が行われることもある。裁判官はエヴァリュエーターの報告書を重視しており、それを重要な判断材料として監護の態様や面会交流の方法や頻度などについて決定するが、他の証拠や当事者の証言を重視して、エヴァリュエーターの勧告とは異なる決定をすることもある。裁判官は、子どもの発達ニーズや離婚が子どもに与える影響などにつ

いて専門的な知識を持ち、トレーニングも積んでいるエヴァリュエーターの勧告には強い信頼を寄せてはいるが、法的な決定を行う権限をエヴァリュエーターに譲り渡すことはできず、やはり裁判官が、最終的には父母に代わって監護や面会交流の決定を下すという役割を担わなければならないのだと語ってくれた。

いったん法廷での審理が始まって、当事者の合意による解決が可能と考えれば、裁判官は当事者を再度ミディエーションにまわすことができる。エヴァリュエーションの報告書が出た後に、その報告書を見た当事者が裁判の結果をある程度予測し、自分たちでもう1度話し合いをしようとミディエーションに戻ることもある。当事者が自発的にミディエーションに戻ることは、エヴァリュエーターも裁判官も奨励している。

法廷での審理では、裁判官は父母双方からそれぞれの主張を聞き、子どもの最善の利益にそった結果が生じるように決定を行っている。筆者が傍聴したケースのなかで印象的だったケースは、養育計画の変更が父から申し立てられたケースであった。子どもは9歳の女の子で、主に日曜日のスケジュールについて父母が争っている。父は、家族でのアクティビティのために、日曜日に子どもと過ごす時間を延ばしてほしいと主張している。それに対して母は、日曜日の夜は祖母と子どもと一緒に晩御飯を食べるので、父との時間を延ばすのは困ると主張する。裁判官は、日曜日の父の面会時間を、夕方まで、しかし祖母との夕食には間に合う範囲で、伸ばすことを決定した。これに対して母は、私の方にも言いたいことがあると述べ、父の新しい妻が子どもの受け渡しをする（車で連れてくる）ことがいやだと主張した。これについて裁判官は「では、子どもの受け渡しは、子どもを受け取る側がすることにしましょう」という。これに対して母は、「私は日曜日の午後は教会の礼拝に出たいからそれは無理です」という。裁判官は、結局、父の新しい妻が送迎をすることを受け入れるように母に申し渡した。母はしくしくと泣き出したが、裁判官は彼女に対して、「あなたがこのプランに満足でないことはわかっています。でも、両親が自分で決められない以上、他の誰かが決めなければならないのですよ」と語りかけていた。

裁判官は、親子の面会交流にあたり、子どもの安全性を確保することにも配慮している。母にメンタルヘルスの問題があって父に暴力をふるうため、父から保護命令が申し立てられたというケースでは、裁判官はその保護命令を発することを認め、それと同時に、母から申し立てられた子どもとの監督付き面会も認めていた。そしてその監督付き面会は、安全性を確保できるプロフェッショナルな監督付き面会のプロバイダーによるべきこととし、それを母の弁護士に伝えていた。また、母が子どもと電話で話をすることも認めたが、母に幻覚症状が出ていることから、父が電話での会話をモニターし、もし母との会話が子どもを害するならば中断する、ということを決定していた。そのために、父が母と子の会話を録音しておくことを許可するとも決定していた。裁判官は執務室に父母の弁護士を呼び、子どもが安全に面会交流できるよう、その具体的な方法について相談しながら決定を行っていた。

さらに裁判官は、とくに高葛藤で紛争を繰り返す父母に対して、そうした父母のための

グループ教育プログラムを受講するよう命令することもある。以前は、ロサンゼルス郡の Family Court Services が、『葛藤のない子育て Parenting Without Conflict』というグループ教育プログラムを運営していた。このプログラムは週1回3時間で、6週にわたるプログラムであった。そこで教えられるのは、子どもの発達段階によって子どもが離婚や別居にどのように反応するのか、離婚・別居後の紛争が子どもに与えるインパクト、忠誠葛藤に陥った子どもが受ける長期的インパクト、父母がビジネスライクな関係を作っていく方法、うまくいく共同養育関係が有する意義、効果的なコミュニケーション、怒りの理解、紛争解決のテクニック、などである。ファシリテーターのコーディネートにより、5から6組の父母が同席でこのプログラムに参加し、グループでのディスカッションを通じて考えを深めていく⁷。このプログラムの費用は25ドルと低額で、しかも費用が免除されることもあった。このプログラムは、高葛藤の父母の考え方を変化させるのに相当の成果を上げていたそうであるが、残念ながら Family Court Services は、予算削減のためこのプログラムを現在中止している（2011年3月時点）。Family Court Services の人々も裁判官も、このプログラムが停止されてしまったことを大変残念に思っているそうである。現在は、このプログラムに類似した教育プログラムを行っている民間セラピストのリストを当事者に提供し、そこに行くように促している。しかし民間のプログラムは、父母1人あたり350ドルなど費用が高額なものが多く、費用が払えないために利用できない当事者が少なくないということであった。

3 面会交流を実施するための支援——ロサンゼルス郡での実情（2）

当事者間で合意された、あるいは裁判所の判決で命じられた面会交流の履行を法的に強制するための手続きとしては、法廷侮辱罪（contempt of court）による収監、相手方に担保金を入れさせて履行しなければそこから支払いをさせる、監護者変更の申立を行う（フレンドリー・ペアレントの主張）といったものがあり、子どもと会わせてもらえないことによる精神的苦痛に対して損害賠償請求をすべく、民事訴訟を申立てるという方法もある。また、一方の親が子を連れ去り、子どもとともに行方不明になっている場合、それは子どもの誘拐（abduction）となり、District Attorney Office の子ども誘拐部門に申立をすれば、同部門の係官が子どもを連れ戻しに行く仕組みになっている（Cal. Fam. Code § § 3130-3140）。さらに、父母の一方が子どもの所在を隠して他方の親による子の監護を侵害すると、子どもの誘拐として刑法犯に問われる可能性もある（Cal. Penal Code § 278.5）。

しかし、これらの事後的で、かつ強制・処罰的手段に訴えるまえに、当事者が面会交流を円滑に履行できるような状況を作ることがまず重要である。こうした観点から、ミディエーションでは、紛争性の高い父母の養育計画は、子どもがどちらとどのように時間を過ごすかという普段のスケジュールだけでなく、クリスマスなどの主要な休日や子どもの誕生日のすごし方、子どもの受け渡し方法など、かなり詳細に合意するように促している。

⁷ このプログラムについては、前掲棚村（2005）に詳しく紹介されている。

裁判官が養育計画を決定する場合も、その内容は相当に詳細である。高葛藤の父母の場合には、子どもの受け渡し方法まで細かく定めることが重要であるという。例えば、特定の時間に、特定の場所で（コーヒーショップや警察署のロビーなど公共の場が使われる）受け渡しをすることとし、子どもを受け取る側は受け渡し時間の15分前に到着して待機する。子どもを送り出す側は子どもと一緒に約束の時間ちょうどに到着し、子どもだけを入口から入らせて相手方のところに歩かせる。子どもを送り出した親はただちにその場を去り、子どもを受け取った親はそのままそこで10分以上とどまる、というように、受け渡しの具体的な方法が養育計画のなかに盛り込まれるのである。受け渡しの時に父母が直接に顔を合わせ、激しく言い争ったり暴力をふるったりすると、それによって大きな傷を受けるのは子どもである。そうした状況が発生するのを避けるために、受け渡しの方法をあらかじめ相当に細かく決めておく必要があるのだという。また、紛争性の高い父母のあいだのコミュニケーションを助けるツールとして、民間の業者が運営しているオンラインサービスもあり（有料で、費用は当事者が負担する）、裁判官もFamily Court Servicesのメディアエイターも、そのパンフレットを当事者に渡して利用を促していた。

しかし、いくら面会交流の日時を細かく定め、受け渡しやコミュニケーションの方法を工夫したとしても、当事者の力だけで安全に面会交流を実施することが困難な場合がある。そのような場合に、第三者による面会交流実施の援助が利用される。第三者に子どもの受け渡しをしてもらった中立的受け渡し（neutral exchange）や、子どもと親の面会を監督してもらった監督付き面会（supervised visitation）がそれである。

面会交流の監督や中立的受け渡しを担う第三者は、父母から費用を徴収してサービスを行うプロフェッショナルなサービスプロバイダーである場合と、費用をとらずにそうしたサービスを行う個人（親族や友人など）である場合とがある。有料のサービスにはいろいろなタイプのものである。地域の民間福祉団体がそのサービスの一部として実施している場合もあるし、監督付き面会や中立的受け渡しに特化してサービスを提供している団体もある。セラピストやカウンセラー、臨床ソーシャルワーカーなどのメンタルヘルスの専門家が、父母と子へのセラピーやカウンセリングと併せて面会交流支援をしている場合もある。特に高度な安全確保を必要とする当事者のために、元警察官による受け渡しや監督を行っている団体もある。また、全くの素人が、知人の面会の監督をしたことをきっかけにして面会交流の事業を始めたという場合もあるようである。費用はプロバイダーによって異なっているが、監督付き面会1時間当たり40ドルから60ドル程度はかかるようである。セラピスト等が行う監督付き面会交流は、父母と子どもへのカウンセリング料が含まれるため、かなりの高額となる。このように、プロバイダーによって提供するサービスの内容や費用、さらにカバーする地域が異なるので、利用者は自分のニーズに合ったプロバイダーをさがし、契約をして利用するのである。それを探す方法としては、Supervised Visitation Networkという、監督付き面会サービスプロバイダーのネットワーク組織のウェブサイトで

検索をするという方法もあるが⁸、Family Court Services の人々が当事者にパンフレットを渡して利用を促していたのは、ダイヤル 2 1 1 というサービスである。この番号に電話すれば、その地域で利用可能できる様々な福祉的サービスを教えてもらうことができる。2 1 1 では、比較的安価な監督つき面会サービスやカウンセリングサービスを紹介してもらえる。

監督つき面会交流を、ミディエーションによって合意することも、もちろん可能である。ミディエーターは、DV や虐待が判明している場合のほか、親にドラッグやアルコールの問題があって子どもときちんと関われない場合、子どもと親がこれまで関係を持っておらず、新たに関係を作っていかなければならない場合、連れ去りの危険がある場合などには、監督つきの面会を勧めるという。その場合、父母がそのように求めれば、特定のサービスプロバイダーや個人を面会交流の監督者にする、という定め方に行うことができる。ただし、特定のプロバイダーや個人の名前を挙げる場合でも、そこが利用できなければ父母が合意した別のプロバイダーや個人を監督者とする、というように、利用できる選択肢をある程度広げておくように、文言を配慮しているとのことであった。

裁判官が、第三者による監督つきの面会を命令することもある。裁判官によると、一般的に、監督付き面会が必要だと判断するのは、子どもに対する身体的虐待や性的虐待の場合、父母のドラッグやアルコール濫用など、子どもに危険が及んでいる場合であるという。（ただし、性的虐待があったと判明しているのにその行為を加害者自身が認めていないような場合には、そのような人物との接触が子に与える有害性を考慮して、その状況が続く限り面会そのものを禁止するという。）ほかに監督付き面会を命じるのは、子どもの連れ去りの危険がある場合である。裁判官は、特定のサービスプロバイダーや個人を監督者に指定して、面会交流の命令を行うこともあるし、父母が合意して選ぶプロバイダーや個人を監督者として面会交流をするように命じることもある。プロフェッショナルなプロバイダーを使うよう命じる場合、父母が負担すべき費用の割合も裁判官が決定する。なお、監督付きの面会交流は、永続的なものではなく暫定的なものとされており、親の問題の改善状況や面会交流の実施状況を踏まえて、監督のない形での面会交流に移行していく可能性もある。ただし、繰り返し子どもを誘拐しているなど、特に深刻な問題を有する親については、監督なしの面会をみとめるかどうかの判断はかなり慎重に行っているとのことである。

ミディエーションで第三者の監督なしに子どもと会ってはならないという合意をした、あるいはそうした命令を裁判所から受けたにもかかわらず、プロフェッショナルな面会の監督サービスを購入する力のない貧困な人々は、その役割を担ってくれる知人を確保しなければならない。実際に、知人や家族に監督をしてもらうケースも多いようである。しかし、そうした知人や家族を見つけることができないなら、事実上、子どもとの面会交流が

⁸ Supervised Visitation Network (SVN)のディレクトリには、ロサンゼルス地域の約 40 団体又は個人が登録されている。これらの団体や個人が SVN に名前を載せるには、SVN が定めた研修を受けなければならない、SVN が作成した基準に従ってサービスを行わなければならない。ただ、SVN は登録団体や個人の活動状況を実際に監督しているわけではない。

できなくなってしまう。そこで、ロサンゼルス郡の上位裁判所の Family Court Services は、経済的に恵まれない人々がプロフェッショナルな面会交流支援サービスを利用できるようにするために、Safe Access and Friendly Exchanges for Kids (S.A.F.E.) というプログラムを運営している。このプログラムは、後述する連邦政府の助成金 Child Access and Visitation Grants によって運営されている。

S.A.F.E. プログラムによって提供されるのは、監督付き面会交流と中立的な子の受渡しのサービスである。利用者の費用負担は無いが、サービス提供期間は最大4カ月までとされている。また、回数は週に1度で2時間までという上限がある。このプログラムは、裁判所と4つのサービス提供機関（以下、プロバイダーと呼ぶ）との連携によって実施されている。各プロバイダーは、カバーする地理的なエリアやサービスを提供する曜日・時間帯が異なっている。プロバイダーの選択は、当事者の居住地などを考慮して、裁判官が行う。各プロバイダーは、面会中は職員を常に同室させるだけでなく、父母が直接顔を合わせないように別々の入り口を設け、父と母が来所する時間をずらし、入り口で面会者のセキュリティチェックをしたり、面会室にカメラを備えるなど、安全確保のための措置をとっている。子どもの誘拐などの緊急事態に直ちに対応してもらえるよう、地域の警察との連絡体制も整えている。裁判官が S.A.F.E. のプロバイダーにケースを回付すると、その命令書と、リファール・フォームがプロバイダーに送られる。それらの書類を見れば、なぜ裁判官がその父母に監督つき面会が必要と判断したのかが分かるようになっており、その情報をもとに、各プロバイダーはインテークにおいて父母からさらに詳しく話を聴き、ケースに含まれるリスクを把握する。またインテークでは、各プロバイダーが設けているルールが父母に伝えられ、父母はそれに従って行動するように求められる。

S.A.F.E. プログラムに回付されるのは、当事者の中でも特に貧困な人々である。回付の基準となるのは、低所得者に認められる裁判所費用の免除が行われているかどうかである。ただ、利用できる時間帯や曜日が限られているので、父母がこのプログラムの対象者と認められてプロバイダーに回付された後も、実際にサービスを受けられるまで長い順番待ちをしなければならないことも多いという。また、S.A.F.E. プログラムによって面会交流支援を受けることができる期間は4か月間と短いので、その期間が過ぎた後に自分たちで面会を続けられるように自立に向けた援助をする必要がありそうだが、実際に S.A.F.E. のプロバイダーが行っているのは面会交流のための安全な環境を整えることであり、自立的に面会交流を行っていけるようになるためのアドバイスやカウンセリングは十分には提供されていないのが現状だ、とのことである。

カリフォルニア州では、裁判所の命令に従って監督付き面会交流を行うプロバイダーは、利用者から費用を徴収するプロフェッショナルなプロバイダーであっても、親族や友人などの費用を取らない非プロフェッショナルなプロバイダーであっても、カリフォルニア司法行政基準 California Standards of Judicial Administration の中に設けられている実務基準 (Standard 5.20) に従ってサービスを実施しなければならないことになっている【資

料5】。この実務基準の目標は、子ども、大人、監督付き面会交流のプロバイダーの安全と福祉を確保することである。安全が確保されるなら、すべての段階において、そして特に監督が提供される方法を決定する場面において、子どもの最善の利益に最高の考慮が払われる。

プロフェッショナルなプロバイダーは、子どもへのわいせつ行為や児童虐待の経歴がないことなどの資格要件を満たさなければならない。また、プロフェッショナルなプロバイダーには、子どもの安全確保のためのプロトコルを作成し、警察と連携する体制を整えることが求められている。性的虐待が申し立てられているケースでは、面会者と子どもとの身体的接触を禁止するなどの措置を取らなければならない。また、児童虐待の通報法を理解させることも含め、職員にトレーニングを受けさせることも義務づけられている。また、中立性を確保するために、父母の双方と利益の衝突が起こらないようにしなければならない。さらに、プロフェッショナルなプロバイダーには、ケース記録をとる義務がある。面会交流の一回ごとに、事実、観察、当事者の発言などを記録する。裁判所の命令、あるいは、当事者又はその弁護士、又は子どもの弁護士から要求があれば、記録は開示されなければならない。ただし、住所、電話番号、勤務先、学校などの、当事者の居場所を特定できる情報の開示は禁じられており、記録を裁判所、当事者、弁護士等へ開示する場合にも、それらの情報はあらかじめ書類から削除されるべきとされている。

非プロフェッショナルなプロバイダーについても、子どもへのわいせつ行為や児童虐待の経歴がないことなどの資格要件が定められ、面会中の子どもの安全を確保し、また両方の当事者から中立性を保つことなどが求められている。家庭裁判所は、非プロフェッショナルなプロバイダーのために、その役割と責任について分かりやすく Q&A スタイルで説明した冊子を用意している。裁判官が、父母の知人や親族を監督者として監督つき面会を命じる場合、その知人や親族は、この冊子を手渡され、それを読んだ上で、面会の監督者になることに同意する書面にサインをしなければならない。

この実務基準によると、すべてのプロバイダーは、裁判所によって命じられたとおりの頻度と長さの面会を実施しなければならない。しかし、もしプロバイダーが、面会のルールが破られ、子どもがひどく苦痛を受け、あるいは子ども又はプロバイダーの安全が危機にさらされたと判断する場合には、面会を一時的に中止したり、後日スケジュールし直したり、あるいは終了することができる、とされている。

このようにカリフォルニア州では、司法行政基準を通じて、監督付き面会のサービスに対する一定の規制がなされているのだが、裁判所や行政機関がその遵守をモニターする仕組みは今のところ存在しない。ロサンゼルス郡では、S.A.F.E. プログラムの連携団体に対しては、Family Court Services がその運営状況について定期的なチェックを行っているが、それ以外の団体の活動をモニターする仕組みはなく、それは今後の課題とのことである。

4 連邦政府の助成金

アメリカでは、家族に関する法律問題は、原則として州の管轄に属する問題であって、離婚や別居などに関する手続や支援サービスの構築も、基本的には各州の努力に委ねられてきた。各州では、共同監護の制度が導入されて以来、面会交流支援の取組みが進められてきたが、そうした取組みにかかる費用は、州の財源、民間の援助団体の負担、当事者の費用負担などによってまかなわれてきたのである。しかし1990年代の後半から、各州でのそうした取組みに対して連邦政府から助成金が提供されるようになった。連邦政府としても、面会交流の促進に向けた各州の取組みを一層活発化させようとしているのである。

ではなぜ、連邦政府は面会交流支援プログラムへの助成に乗り出したのだろうか。それには、非監護親による養育費の支払い促進という、面会交流とは別の、しかしそれと強く関連する課題が関係している。単身世帯、とくに母子世帯の貧困が政府の福祉給付負担を増加させているという認識を持つようになった連邦政府が、福祉給付削減策として目をつけたのが、子どもの非監護親からの養育費の確保だったのである。アメリカでは、非監護親と子どもの交流の継続が養育費の支払いにプラスの影響を与えることが知られるようになっており、様々な調査でもその関連性は明らかにされていた。そうした知見に基づいて、連邦政府は養育費の回収に関する州の責任を強化すると共に、面会交流支援によって養育費の自発的な支払いを促進させようと考えたのである。

連邦政府は1990年ごろから、ミディエーション、親教育、カウンセリングなどのサービスを通じて非監護親による子どもへの関与を増加させるデモンストレーションプログラムを実施し、検討を進めていた。そして1996年のPersonal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act (PRWORA)において、「州が、非監護親が子どもにアクセスし面会交流することを支援し促進するためのプログラムを創設し、また運営していくことを可能にするための助成金を提供しなければならない」と定めたのである⁹。PRWORAは、要扶養児童のいる貧困家庭への福祉給付であるAssistance for Families with Dependent Children (AFDC)を、Temporary Assistance for Needy Families (TANF)に変更し、受給の権利性(entitlement)を否定すると共に、給付期間や受給要件を厳格化した法律として知られているが、このPRWORAにおいて、面会交流支援プログラムへの助成金Child Access and Visitation Grantsが導入されたのである。

このChild Access and Visitation Grantsは、以下の活動に対する助成金として利用することができる。すなわち、ミディエーション(自発的、強制的いずれも含む)、カウンセリング、親教育、養育計画の作成、面会の実施(面会のモニタリング、監督、中立的な子の受け渡し)、面会及び代替的な監護の取り決めのためのガイドラインの策定、である¹⁰。各州はこのうちのどのプログラムを給付対象とするかを決定して、連邦政府への申請を行

⁹ PRWORA Title III [Child Support], Subtitle I [Enhancing Responsibilities and Opportunity for Non-Residential Parents], Sec. 469B [Grants to States for Access and Visitation Programs] 42 USC 669(B) (a).

¹⁰ Ibid., Sec. 469B (b).

う。

では、この連邦の助成金の規模は、どの程度のものなのだろうか。PRWORA は、導入直後の二年間は除いて、その後毎年総額 1000 万ドルを各州政府に提供するとしている。各州への割り当ては、全米において生みの親のいずれか 1 人に育てられている子どもの数のうち、各州にそうした子どもがどれだけいるか、その割合によって決められる。ただし、最低でも 10 万ドルは、各州に給付されることになっている。各州には、助成金額の 10%にあたる額のマッチング（州の財源による加算）が求められる。

連邦政府が作成したこの助成金の年次報告書によると、2008 年度の利用実績は以下のとおりである¹¹。まず、連邦の助成金により最高額の資金を受け取っているのが、カリフォルニア州である（連邦からの助成金 95 万 7600 ドル、州のマッチを加えて合計 106 万 4000 ドル）。アラスカ、コネチカットなどの小規模州には最低額の 10 万ドルが連邦から支給され、州のマッチを加えて 11 万 1111 ドルが利用された。連邦の助成金により、全米で 8 万 5237 人の親、または後見人が支援を受けた。2008 年度、支援を受けた親の 46%は結婚していない父母であり、離婚した父母は 16%、婚姻中が 18%、5%が不明であった。支援を受けた親の 26%が年収 1 万ドル未満、22%が 1 万ドル以上 1 万 9000 ドル未満、19%が 2 万ドル以上 2 万 9000 ドル未満であった。親をプログラムに回してきた回付元（referral source）としては、裁判所が主だが（46%）、養育費回収機関（Child Support Agency）であることも多い（24%）。

この報告書においては、助成金の効果は「非監護親が子どもとより多くの時間を過ごすことができるようになったかどうか」という観点から報告されている。2008 年度の報告書では、「プログラムの効果（Program Outcomes）」として、「2008 年度、3 万 9692 人の非監護親が子どもと過ごす時間を増やした」と記述されている。他方、非監護親が養育費を支払うようになったか、あるいは多く支払うようになったかということは報告されていない。といっても、連邦政府がこの助成金による養育費支払い促進効果を確認する意欲を持っていないわけではない。連邦政府はこの助成金の具体的効果について、年次報告とは別に調査を行っており、その調査項目の中に、養育費の支払い状況が含まれている。この調査では、面会交流支援の実施が養育費支払いに一定の効果があることが確認されている¹²。

こうした効果のある助成金ではあるが、助成金の予算規模はそれほど大きなものではなく、それがカバーするのは、子どもの監護や面会交流に紛争を抱える父母のごく一部でしかない。それでも各州にとって、面会交流支援プログラムのための安定した財源を得ることができるようになったことの意義は大きい。この助成金をいかに効率的に利用して面会交流支援をより多くの人に届けるかということが、各州にとっての課題となっているので

¹¹ Office of Child Support Enforcement Administration for Children and Families, U.S. Department of Health and Human Services, *Child Access and Visitation Grants: State/Jurisdiction Profiles of FY 2008*, Section I (Overview).

¹² Office of Child Support Enforcement Administration for Children and Families, U.S. Department of Health and Human Services, *Child Access and Visitation Programs: Participant Outcomes Program Analysis (2006)*, Executive Summary.

ある。

5 カリフォルニア州における連邦助成金の使用状況

カリフォルニア州は、離婚と子どもの問題に早くから取り組んできた州であり、面会交流支援の取組みも熱心に行われてきたが、連邦政府の助成金 Child Access and Visitation Grants は、同州における取組みをさらに活性化させている。先ほど紹介したロサンゼルス郡の S. A. F. E. プログラムも、この助成金によって運営されている。

カリフォルニア州は、連邦政府からの助成金の対象となるサービスを絞りこみ、特定のサービスを強化するという方針をとっている。すなわち、州に分配された助成金は、監督付き面会交流および受渡しサービス、家庭崩壊の時期に子どもを守ることにについて父母を教育するためのプログラム、親と子どものためのグループカウンセリング、以上の 3 つのタイプのプログラムにのみ利用すると定めているのである (Cal. Fam. Code § 3204)。

では、カリフォルニア州において、連邦の助成金は実際にどのように利用されているのだろうか。カリフォルニア州における子の助成金の利用状況を報告する報告書のうち、現在手に入る最新のものは 2009-2010 年度の報告書であるが、サービスの実情についてはこの最新の報告書よりも 1997-2007 の 10 年間のデータを集計・分析した報告書¹³のほうが詳しいので、以下ではそちらの内容を紹介することにしたい。

まず、この助成金によってどのようなプログラムが実施されているのかをみてみよう。繰り返しになるが、ロサンゼルス郡の S. A. F. E. プログラムはその 1 つである。ロサンゼルス郡と同様に、裁判所が地域の民間プロバイダーと連携して、監督付き面会と子どもの受け渡しサービスを提供している郡が多いが、それぞれのプログラムにおいて、サービスの効果を上げるための工夫がなされている。たとえばオレンジ郡の The Keeping Kids Safe (KKS) プログラムでは、裁判所が 2 つの民間団体と契約して監督付き面会と子どもの受け渡しのサービスを提供しているが、長い順番待ちによるサービス開始の遅延を防ぐために、どちらの団体でいつからサービスが利用可能であるかを一覧表にしたものが作成され、裁判官はそれを確認したうえで家族をプログラムに回付する、という仕組みをとっている。さらに、訓練を受けたボランティアが裁判所に待機しており、裁判官から監督付き面会の命令を受けた父母に対してインタビューを行い、同時に父母に対して監督付き面会や受け渡しサービスがどのようなものなのかを説明するという役割を担っている。裁判所で直ちにインタビューを完了させることにより、父母は民間団体に対してインタビューの費用を支払わずに済み、また副次的効果として、面会交流のアポイントメントを早く得ることができるという。このような役割を担うボランティアのトレーニングや監督を行うために、裁判所のパートタイム職員として「ボランティアコーディネーター」と呼ばれる職員が雇用されている。このボランティアコーディネーターは、インタビューに限

¹³ Judicial Council of California, Administrative Office of the Courts, Center for Families, Children and the Courts, *Ten Years of Access to Visitation Grant Program Services (Fiscal Years 1997-2007), A Report to the California Legislature* (2008).

らず、面会交流の監督や受け渡しなどのサービスに従事するボランティアの募集、採用時のバックグラウンドチェックやトレーニングを行い、連携団体に送り込むという役割も担っている¹⁴。このように、裁判所の中に、裁判所と民間団体をつなぐ役目をする職員やボランティアを置き、連携を確実なものにすることによって、サービスの提供プロセスが効率化されているのである。また、シャスタ郡のプログラムのように、監督付き面会や子の受け渡しに加えて、子どもに対するカウンセリングや父母に対する教育サービスを提供しているものもある¹⁵。面会交流の実施と合わせて教育・治療的なサービスも行うことにより、面会交流の継続や自立的な実施への移行が図られているものと思われる。

ではどのような人々が、こうした面会交流支援プログラムを利用しているのだろうか。報告書によると、利用者の90%は裁判所から回付された人々であった。これはカリフォルニア州の助成金分配スキームによるところが大きい。カリフォルニア州では、各郡の裁判所が申請者となり、サービス提供計画を作成して助成金の分配を請求する仕組みになっている。各裁判所は、サービスを実施する機関として周辺地域の民間援助団体とパートナー関係を結んでいる。助成金の申請書においても、それらの団体を二次的契約者(subcontractor)として記載するのである。裁判所にやってくる紛争性の高い父母を質の高いプロフェッショナルな面会交流支援サービスにつなげるために、司法と民間団体とが連携するシステムが形成され、その実施が、連邦からの助成金によって確保される、という形になっているのである。

こうした連携のシステムは、特に、民間の援助リソースにアクセスしにくい貧困層にとって大きな意味を持っている。実際に報告書で利用者の経済状況を見ると、特に貧困な利用者が多いことが分かる。非監護親の40%が年収1万ドル以下または無収入であり、非監護親のうち年収4万ドル以上の人は15%にすぎない。先にみたとおり、アメリカ全体で連邦助成金の利用者には貧困な人々が多いが、カリフォルニア州では特にそれが顕著に表れている。

こうしたサービスを必要とする非監護親は、その本人に大きな問題があることも多い。裁判所が非監護親を面会交流支援プログラムに回付した理由のうち、非監護親が抱えている問題として挙げられているものを見ると、DVの主張またはその前歴ありが45%、薬物・アルコールの濫用が34%、DVが行われた家庭に子どもが暮らしていたことが26%、となっている。貧困で、暴力やアルコール濫用などの問題を抱えた父母が、このプログラムの主たる受給者層を形成しているといえそうである。

報告書によると、カリフォルニア州の今後の課題は、面会交流支援サービスへのアクセスをいかにして広げるか、ということだという。州内の家庭裁判所の裁判官への調査では、回答した裁判官(回答率78%)の半分以上(95人)が、プロフェッショナルな監督付き面会交流サービスの数が不足していると答えている。また89%(169人)が、プロフェッシ

¹⁴ Ibid., pp.28-30.

¹⁵ Ibid., pp.30-32.

ョナルな監督付き面会交流サービスにアクセスする親が直面する最も大きなチャレンジの一つは、それにかかる費用である、と回答している¹⁶。さらに報告書は、面会交流支援に利用できる資金が増加しない限り、以下の状況を改善できないと指摘している¹⁷。①対象となる家族の数が限定される、②サービス提供時間が限定される、③通いやすい場所・施設の利用を拡大できない、④順番待ちが解消できない、⑤英語以外の言語によるサービスができない、⑥貧困地域や地方部でサービスが利用しにくい、といったことである。

おわりに

アメリカでは、父母の離別後もその双方が子どもとの関係を保持し、共同で養育を行って行くことを前提として、子の監護と面会交流をめぐる紛争の解決が図られるようになってきている。しかし、相手に対して不信や怒りを感じている父母が、子どもの立場から相手との関係を見つめなおし、新しい家族関係を切り開いていくためには、そうしたプロセスにある父母に対する現実のアドバイスや支援が不可欠である。単に共同監護や面会交流の合意を父母に促したり、裁判所が命じたりしたところで、父母は行き詰ってしまうだろう。法的な規範のレベルだけで監護や面会交流の問題を処理してしまうと、ともかく相手の権利だから、裁判所がそう命じるから仕方なく形だけは合わせるといふ「還元主義」の弊害が生まれ、結局は子どもの利益になるような離婚後の複合的家族関係の形成が阻まれることにもなりかねない¹⁸。

そうした事態が起こらないよう、アメリカでは、離別に直面する父母を様々な形でエンパワーしつつ、監護や面会交流に関する合意ができるように援助し、そして、その合意を本当に子どもの利益に合うような形で実施できるようにするために、様々な支援が提供されている。家庭裁判所では、父母が子どもの利益になるような養育計画を考えられるように、早い段階からの情報提供や教育、合意形成支援が行われている。そして、地域の福祉団体などの民間プロバイダーによる中立的受け渡しや監督付き面会サービスのよう、面会交流の実施を第三者が支援するための仕組みも社会の中に存在している。さらに近年は、ロサンゼルス郡の S. A. F. E. プログラムのように、家庭裁判所と民間の面会交流サービスプ

¹⁶ Ibid., p. 36. この情報の元になったデータは、Judicial Council of California, Administrative Office of the Courts, Center for Families, Children and the Courts, *2005 Family Law Judicial Officer Survey* (2005) に掲載されている。

¹⁷ Ibid.

¹⁸ 棚瀬孝雄は、面接交渉を非監護親の権利とすることの意義を強調しつつ、同時に、面接交渉の協同性が全社会的な規模で確保されることにより、還元主義の弊害が回避されると論じる。そして、アメリカにおいて還元主義の回避を可能とする社会的条件として、離婚する父母の不均衡を是正するシステム（養育費の支払い確保やカウンセリングによる被害者性の克服）が存在すること、そして、子どもとその別れた両親さらには継親を1つの家族として機能させていくことを可能にするアメリカ固有の個人関係的な家族観が存在することを指摘する。棚瀬孝雄「離婚後の面接交渉と親の権利——比較法文化的考察」同『権利の言説——共同体に生きる自由の法』（勁草書房、2002）第3章、特に73-96頁。本稿が紹介したロサンゼルス郡での取り組みからも、アメリカでは、家庭内の暴力問題への対応も含めて離婚時の父母の不均衡是正がなされ、また多様な支援やサービスにより、子どもを中心に離婚後の家族関係を再編していくという社会全体の目標の実現が図られていることがうかがえる。

ロバイダーとの連携も強化されるようになっている。日本において今後、離婚後の共同親権・共同監護を導入し、面会交流制度を確立していくには、親権法・監護法の改正と並行して、社会全体で離別後の父母と子どもを支える仕組みを構築していく必要がある。アメリカにおける面会交流支援システムは、そうした問題を考えるに当たって重要な示唆を与えてくれるように思う。

もっとも、本稿でも指摘したとおり、アメリカの制度はうまくいっていることばかりというわけではない。アメリカが今も悩んでいるのは、費用の負担の問題である。離婚後の子どもの監護や面会交流について紛争を抱える父母の中でも、経済的に中上流層にある人々には、自分に必要なプロフェッショナルなサービスを選び、購入する能力がある。しかし、必要なサービスを見つけてそれを購入する力のない貧困層は、支援の枠組みからもれてしまいがちになる。特に近年は経済環境の悪化の影響もあり、裁判所に来る父母が抱えている問題の深刻性や対立性が高くなっている傾向があると聞いた。

アメリカでは、そうしたリソースの少ない当事者を面会交流サービスにつなげるために、公的な助成金を利用した支援も行われるようになってきている。本稿で紹介したように、連邦政府は、養育費の支払い促進という目標を掲げつつ、一定規模の助成を面会交流支援に対して行うようになった。この助成金が今後各州でどのように活用されていくのか、またアメリカの経済が低迷する中で、面会交流支援に費やされる公費の規模が今後も維持されていくのかどうか、その動向を見守る必要がある。

Attorney for Petitioner:

Attorney for Respondent:

SUPERIOR COURT OF CALIFORNIA, COUNTY OF LOS ANGELES

IN RE MATTER OF: Case Number BD
BG#

Petitioner: Father/Mother

Respondent: Mother/Father

CONCILIATION COURT AGREEMENT AND STIPULATED ORDER
RE CUSTODY AND PARENTING PLAN

The aid of the Conciliation Court having been requested to effect an amicable settlement of the problems existing between the above-named parties, and a court conference having been held thereon in order to maintain an amicable relationship between the parties for the best interest of their child(ren), the parties hereby agree, each with the other and with the Conciliation Court, and pursuant to the agreement of the parties IT IS SO ORDERED:

- This Court has jurisdiction over the minor child because California is the child's home state.
- The parties were (personally) present when they signed the attached custody/visitation agreement.
- The habitual residence of the child is the United States of America.
- Both parties acknowledge being advised that any violation of this order may result in civil or criminal penalties, or both.

Any prior orders regarding the child(ren) shall remain in full force and effect unless modified herein.

The following order pertains to the child(ren):

CONCILIATION COURT AGREEMENT AND STIPULATED ORDER
RE CUSTODY AND PARENTING PLAN

I. LEGAL CUSTODY OF THE CHILDREN SHALL BE DEFINED AS FOLLOWS:

- A. Legal custody shall be held by both parents as Joint legal custody.
1. Both parents shall share information, the right and the responsibility to make major decisions regarding the health, education and welfare of the child(ren).
 2. Neither parent shall change the state of residence of the minor child(ren) without the written consent of the other parent or further order of the court.
 3. Parents shall confer and neither parent shall make unilateral decisions without consulting the other parent regarding:

Non-emergency medical treatment

Major decisions regarding education
 4. Either parent shall be authorized to obtain emergency care.
 5. Both parents shall have access to the child(ren)'s medical, dental and school records.

- A. Legal custody shall be held by the mother/father.

(Options to consider)

1. The mother/ father shall notify the other parent of major decisions pertaining to the child(ren)'s health, education, and general welfare.
2. Each parent is authorized to obtain emergency medical treatment for the child(ren).
3. Both parents shall have access to the child(ren)'s medical, dental and school records.

CONCILIATION COURT AGREEMENT AND STIPULATED ORDER
RE CUSTODY AND PARENTING PLAN

II. PARENTING SCHEDULE:

A. MOTHER SHALL HAVE THE CARE AND RESPONSIBILITY OF THE CHILD(REN) AS FOLLOWS:

1. The child(ren) shall be in Mother's care during all time not designated below as Father's time.

B. FATHER SHALL HAVE THE CARE AND RESPONSIBILITY OF THE CHILD(REN) AS FOLLOWS:

1.

III. HOLIDAY AND VACATION SCHEDULES

A. Holidays shall take priority over regular plan and the vacation schedule.

1.

B. Vacation schedule shall take priority over regular plan.

1.

IV. TRANSPORTATION ARRANGEMENTS

A.

V. OTHER ORDERS:

A. Neither parent shall speak in a negative, disrespectful or derogatory manner to or about the other parent in the child(ren)'s presence or within hearing distance of the child(ren). Both parents shall ensure that all other family members and friends comply with this order.

CONCILIATION COURT AGREEMENT AND STIPULATED ORDER
RE CUSTODY AND PARENTING PLAN

In entering into this stipulation, each acknowledges that it is necessary to do so for the best interests of our child(ren).

Each of us acknowledges that we received a copy of this stipulation and if represented, we will immediately provide a copy to our attorneys. The stipulation will be filed with the court on the day of the next scheduled hearing or 10 calendar days from today whichever comes first, unless a written objection is received prior to that time. Any written objection must be received by 4:30 p.m. on 2009.

Written objection must be mailed or faxed to: Supervisor, Family Court Services, 111 N. Hill Street, Room 241, Los Angeles, CA 90012, FAX (213) 680-1043 or (213) 617-7253, ATT: Supervisor, Family Court Services. Please include your Conciliation Court File number and full names of both parties.

Dated _____

Petitioner

Respondent

Family Court Services Specialist

FINDING AND ORDER

THE COURT FINDS THAT:

1. This Court has jurisdiction over the minor child because California is the child's home state.
2. The habitual residence of the child is the United States of America.
3. Both parties have been advised that any violation of this order may result in civil or criminal penalties, or both.

The foregoing written stipulation between the parties is declared the order of the Court and order filed. The petitioner and respondent are ordered to comply with and perform each and all of the terms, conditions, and provisions of the stipulation and agreement, and said agreement shall remain in full force and effect unless changed by written agreement of the parties in the Conciliation Court, or by further order of the Court.

Date: _____

Judge of the Superior Court

DO'S AND DON'TS FOR SEPARATING AND DIVORCING PARENTS:

from DivorceNet by Bernard Rothman Esq., Sankel, Skurman and McCarrin, LLP

- Do tell your children that you love them and that the separation or divorce is not their fault.
- Do reassure your child that divorce is not a sign of personal failure or a cause for shame.
- Do establish consistent patterns of child care from the beginning of the separation.
- Do let your child continue being a child.
- Do encourage your child to have a continued relationship with the other parent.
- Do establish and maintain a calm atmosphere and a stable environment.
- Do maintain regular patterns of contact with both parents.
- Do inform your child's teachers about your separation or divorce and about any changes in living arrangements.
- Do include the other parent in important decisions and events in your child's life.
- Do continue to reassure your children that even though you and the other parent are no longer together that both of you will always love and care for them.
- Don't have hostile, name-calling fights in front of the children.
- Don't ask your child to choose whom he or she loves more or with whom he or she wants to live.
- Don't let your child feel like he or she is being shuttled between parents.
- Don't use the child for emotional support or as someone in whom you confide your deep, dark secrets.
- Don't try to hurt your ex-spouse by discouraging visitation.
- Don't say negative things about your ex-spouse even if you feel strongly that they are true.
- Don't use your child to deliver messages to your ex-spouse.
- Don't prevent the other parent's relatives from having access to the child.
- Don't allow issues of visitation or custody to become linked with those of spousal and child support.

資料2

Los Angeles Superior Court
www.lasuperiorcourt.org

Creating a Parenting Plan



For copies of other brochures in the "Creating a Parenting Plan" series or to schedule a mediation appointment, contact Family Court Services at (213)974-5524, press 3.

For the Parents And Children Together (PACT) schedule, please call (888) 889-9900.

Rev. 8/2007

What is a parenting plan?

■ A parenting plan describes how decisions will be made and when the child will be with each parent by setting forth:

- ★ Legal custody
- ★ Time-sharing schedule
- ★ Holiday and vacation schedule
- ★ Transportation arrangements
- ★ Any other agreements about the care of and responsibility for the child.

■ Your parenting plan may provide a general overview of the custody arrangements or describe the plan precisely. General plans are suitable for parents with a low level of conflict, while plans that are more specific work best for parents experiencing high conflict in their relationship.

FACTORS TO CONSIDER WHEN CREATING A PLAN:

- The age, maturity level and temperament of each child.
- Any special needs of the child.
- Each child's relationship with siblings and parents.
- The distance between the two households.
- The flexibility of both parents' work schedules.
- Child care arrangements.
- Transportation needs.
- The ability of the parents to communicate and cooperate.



LEGAL CUSTODY OPTIONS:

■ Joint Legal Custody means that both parents share the right and responsibility to make decisions related to the health, education and welfare of the child (Family Code section 3003). In making a custody order, the court may grant joint legal custody without granting joint physical custody (Family Code section 3085).

■ Sole Legal Custody means one parent has the right and responsibility to make decisions related to the health, education and welfare of the child (Family Code section 3006).



PHYSICAL CUSTODY OPTIONS:

■ Joint Physical Custody means that each parent has significant periods of time with the child. Joint physical custody shall be shared in such a way so as to assure a child of frequent and continuing contact with both parents (Family Code section 3004). In making an order for joint physical custody, the court may specify one parent as the primary caretaker of the child and one home as the primary home of the child, (Family Code section 3086).

■ Sole Physical Custody means a child shall reside with and be under the supervision of one parent, subject to the court ordering visitation for the other parent (Family Code section 3007).

FACTORS TO CONSIDER ABOUT JOINT CUSTODY:

For joint custody to be successful, parents must:

- Be consistent between homes
- Cooperate
- Avoid conflict in front of the children
- Share in parenting tasks
- Cooperate with the transfer of the children's possessions between homes.

If parents are not cooperative, a joint custody plan may not be an optimal choice.

IMPORTANCE OF PARENTS CREATING A PLAN TOGETHER:

■ Every family is unique. Parents are encouraged, whenever possible, to work together to develop a plan that they both agree will meet the best interests of their children. To help parents in this important task, the Superior Court offers Mediation Services, the Parents And Children Together (PACT) class and a series of brochures that highlights the needs of children from birth to adulthood.

■ Parents who make their own decisions about parent/child time-sharing schedules report greater satisfaction and commitment to the arrangements.



For Court Use Only:
Separate Sessions Requested
DVPA Filing (Or other DV Matter)

Superior Court of California, County of Los Angeles

PETITION FOR CONCILIATION--FC §1833

By law, this petition, all files and records in Family Court Services are confidential, except when a mandated reporting situation (e.g. suspected child abuse) exists.

For Court Use Only:
Date: ___/___/___ at ___
Appointment
Walk-In from Dept. ___
Mediator: ___

This confidential (see above exception) Family Court Services (FCS) form must be completed by all parties, and be submitted to FCS prior to, or at the time of the Child Custody/Visitation Mediation. Please print clearly.

Party completing the form is the: Petitioner Respondent Interpreter needed: No Yes (language)

Matter is: Predissolution Postdissolution Paternity (never married) Domestic Violence Child Support Guardianship/Probate

Case #: BG#: Next Hearing/Trial Date: in Dept.

Name: Date of Birth: Day/Work Phone #:
First Middle Initial Last

Address: Home Phone #:
Number Street (Apt#) City State Zip

Occupation: Type of Employment Employer Work Hours Days Off

Attorney: Name Address (Number, Street, Suite, City, State, Zip) Phone Number

PACT (Parents And Children Together) Class was completed: No Yes (if yes, approximate date of completion)

Other Parent's/Party's Name: A Separate Interview is Preferred: No Yes
If a history of domestic violence and/or a Protective/Restraining Order exists, clients will be interviewed separately (unless otherwise indicated by mediator)

There currently is, or has been, a Criminal or Children's (Dependency) Court case filed: No Yes (if yes, please circle type of court)

Mediation is in regards to the following child(ren):

Table with 5 columns: Name, Date of Birth, Age, Grade level of Child, Parent/Party with whom child resides. Rows 1-4.

Name(s) and age(s) of any other child(ren) who reside in your home:

PLEASE REVIEW EACH STATEMENT BELOW AND CHECK THE BOXES THAT APPLY

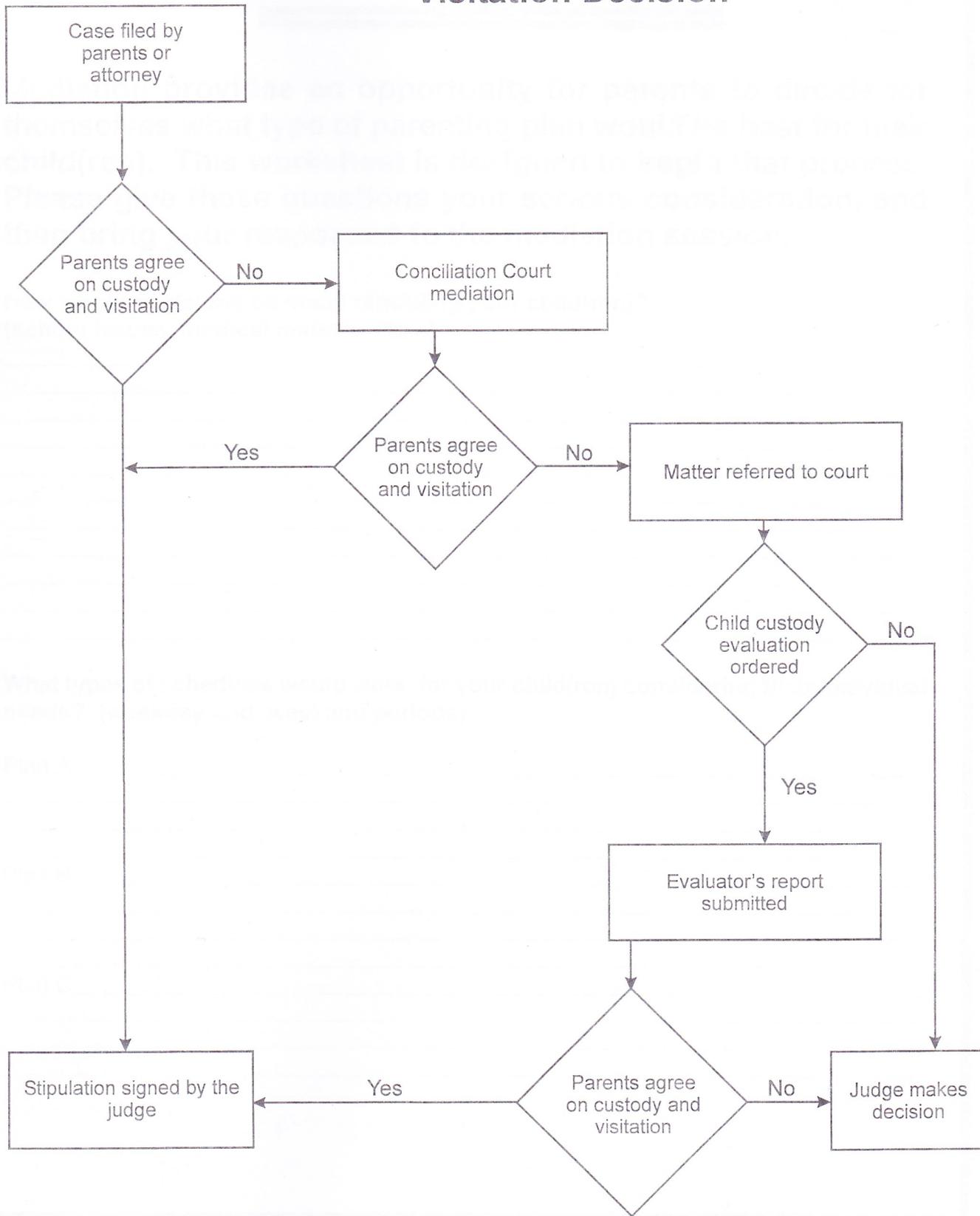
- No Yes One or more of the following has occurred in your relationship: Slapping, Punching, Choking, Kicking, Shoving, Grabbing, Forced Sex, Threats of (describe), or Other violence (describe)
- The violence occurred: Less than one year ago More than one year ago
- The violence occurred: Once between the parties More than once between the parties
- No Yes The children have been physically hurt by either you or the other party.
- No Yes The Department of Children and Family Services (DCFS or CPS) is currently, or has been, involved with your children.
- No Yes The police or other law enforcement have been involved with you or the children due to domestic violence.
- No Yes There are protective/restraining orders in effect or pending as a result of domestic violence.
- No Yes Your family has been, or is currently, involved in a Child Custody Evaluation.

- Your proposed custody/visitation plan--include concerns (e.g. substance abuse, etc.) that may affect custody/visitation:
- There are existing custody/visitation orders: No Yes
+ If you have NOT brought along the Parenting Plan form (re: legal/physical custody, parenting schedules, etc.) from the PACT Class to your mediation appointment, you may request another copy of the Parenting Plan form at the desk when you submit this completed form.

A controversy exists between the parents/parties and the aid of the court is requested to reach an amicable settlement in the best interest of the children.

Dated: ____, at (City) ____, California. Signature: ____
FAM 012 (07/02) White: BG File/FCS Copy Yellow: Mediator Copy for Session 8031

Pathways to a Custody and Visitation Decision



監督付き面会交流のプロバイダーの実務に関する統一基準
(California Standards of Judicial Administration Standard 5.20)

(a) サービスの射程 Scope of service

この基準は、Family Code § 3200 に従い、監督付き面会交流のプロバイダーの実務基準を定めたものである。この基準には、プロバイダーの責任と義務も含まれる。他に規定がない限り、この実務基準は、プロバイダーが友人であれ親族であれ、支払いを受ける独立の契約者であれ、被雇用者であれ、インターンであれ、またそれらの者が独立に活動する場合であれ、監督付き面会交流センターや機関を通して活動する場合であれ、すべての監督付き面会交流のプロバイダーに適用されるように設計されている。この実務基準の目標は、子ども、大人、監督付き面会交流のプロバイダーの安全と福祉を確保することである。安全が確保されるなら、すべての段階において、そして特に監督が提供される方法を決定する場面において、子の最善の利益に最高の考慮が払われる。それぞれの裁判所は、これらの実務基準を実施するのに必要な、地域独自の裁判所規則を採用するよう奨励される。

(b) 定義 Definition

Family Code § 3200 は、「プロバイダー」という用語を、面会をモニターするあらゆる個人又は監督付き面会交流センターを含むものとして定義している。監督付き面会交流は、監護を持たない当事者と一人又は複数の子どもが、中立的な第三者がいる状態で接触するということである。この実務基準および定義は、面会交流のための子の引渡しに対してのみ監督が行われる場合には適用されないが、その文脈においても有効である可能性はある。

(c) プロバイダーの資格 Qualifications of the provider

監督を提供する者および、提供される監督の様態は、地域で利用可能な資源、当事者の経済的状況、それぞれのケースのリスクの程度など、多様な要素によって決まる。裁判所は、監督が提供される様態について、そしてその条件について、最終的な決定を行うが、裁判所は、子どもの弁護士、当事者、及びその弁護士、家庭裁判所サービスのスタッフ、エヴァリュエーター、セラピスト、監督付き面会交流のプロバイダーからの勧告を考慮することができる。

(1) 「非プロフェッショナルなプロバイダー」とは、監督付き面会交流サービスの提供に対して支払いを受けないあらゆる者を意味する。それとは異なることを裁判所に命じられるか又は当事者が合意しない限り、非プロフェッショナルなプロバイダーは、以下の要件を満たさなければならない。

- (A) 21 歳以上であること。
- (B) 過去 5 年間に酒・薬物の影響下での運転 (driving under the influence (DUI)) の有罪判決を受けていないこと。
- (C) 過去 10 年間、保護観察または保釈になっていないこと。
- (D) 子どもへのわいせつ (molestation)、児童虐待、その他、人に対する犯罪の有罪判決の記録がないこと。
- (E) 子どもを送迎する場合には、自動車保険の証明を有していること。
- (F) 過去 10 年間、民事、刑事、少年(事件)の接近禁止命令を受けていないこと。
- (G) サービスプロバイダーが監督をされる者となる裁判所命令を、現在、または過去にも受けていないこと。
- (H) 監督を受ける者に経済的に依存していないこと。
- (I) (g)のもとで、利益の相反が生じないこと。
- (J) 監督付き面会交流の裁判所命令に従い、それを実施することに同意すること。

(2) 「プロフェッショナルなプロバイダー」とは、監督付き面会交流サービスの提供に対して支払いを受けるあらゆる者と、独立に又は監督付き面会交流センター又は機関を通じて活動する、独立の契約者、インターン、ボランティアを意味する。プロフェッショナルなプロバイダーは、以下の要件を満たさなければならない。

- (A) 21 歳以上であること。
- (B) 過去 5 年間に酒・薬物の影響下での運転 (driving under the influence (DUI)) の有罪判決を受けていないこと。
- (C) 過去 10 年間、保護観察または保釈になっていないこと
- (D) 子どもへのわいせつ (molestation)、児童虐待、その他、人に対する犯罪の有罪判決の記録がないこと。
- (E) 子どもを送迎する場合には、自動車保険の証明を有していること。
- (F) 過去 10 年間、民事、刑事、少年(事件)の接近禁止命令を受けていないこと。
- (G) プロバイダーが監督を受けるべきものであるという裁判所の命令を、現在も過去も受けていないこと。
- (H) 監督を受ける当事者および子どもの言語を話すことができること、そうでない場合は、プロバイダーが、その能力のある中立的通訳者を提供しなければならない。
- (I) (g)のもとで利益の相反がないこと。
- (J) 監督付き面会交流の裁判所命令に従い、それを実施することに同意すること

(3) 「治療的プロバイダー」とは、精神科医、心理学者、臨床ソーシャルワーカー、結婚・家族カウンセラーを含む精神保健の専門家、又は資格のある精神保健の専門家の直接の監督のもとで働くインターンで、監督付き面会交流サービ

スの提供に対して支払を受ける者を意味する。治療的プロバイダーは、(c)(2)に規定する資格を満たさなければならない。司法官は、臨床的セッティングを必要とするケースに対して、治療的監督を命じることができる。

(d) プロバイダーのトレーニング Training for providers

(1) それぞれの裁判所は、すべてのプロバイダーに対して、この基準のもとで定められているプロバイダーの役割、監督付き面会交流の条件、プロバイダーの法的責任と義務についての情報を提供するための素材を利用可能にするよう、努めなければならない。

(2) さらに、プロフェッショナルまたは治療的プロバイダーは、以下の事項を含めてトレーニングを受けるべきである：

(A) プロフェッショナル・治療的プロバイダーの役割

(B) 児童虐待の通報法

(C) 記録保持の手続き

(D) 面会のスクリーニング、モニタリング、終了

(E) 子どもの発達上のニーズ

(F) プロバイダーの法的責任及び義務

(G) 多文化理解

(H) 利益の相反

(I) 守秘義務

(J) サブスタンス・アブ्यूズ、児童虐待、性的虐待、ドメスティックバイオレンスに関連する問題

(e) 安全確保のための手続き Safety and security procedures

すべてのプロバイダーは、面会中の子どもと大人の安全と福祉を確保するためにあらゆる合理的努力をすべきである。監督付き面会交流センターは、地域の警察署の支援を受けて、地域の警察署から期待できる緊急の援助や対応を記載したプロトコルを、書面で作成すべきである。さらに、プロフェッショナル・治療的プロバイダーは以下のことをすべきである。

(1) 最低限の安全上の手続きを策定して書面にし、監督付き面会交流を開始する前に、これらの手続きを当事者に知らせること。

(2) それぞれのケースのリスクの性格及び程度を査定するために、総合的なインテークとスクリーニングを実施すること。インテークの手続きは、最初の面会交流の前に、当事者に対して個別のインタビューを行うことを含むべきである。インタビューの際には、プロバイダーは、個人が特定できる情報を得、また、この基準に定められている面会交流の一時的停止または終了の理由について説明すべきである。子どもに十分な年齢と能力がある場合には、プロバイダーは、インテークまたはオリエンテーションのプロセスの部分に、子どもを含めるべきである。すべての議論は、子どもの発達段階に応じて適当な方法で、子どもに対して示されるべきである。

(3) インテークのプロセスで以下のものを入手すること。

(A) 保護命令 (protective order) のコピー

(B) 現在有効な裁判所命令

(C) 監督付き面会交流命令に関する司法委員会の書類

(D) DV または虐待の訴えの書面記録の報告書

(E) 子どもに慢性的な健康問題がある場合、子どもの健康上のニーズの説明

(4) 子どもが監督付き面会交流の最中に誘拐された場合に取られなければならない手続きを書面で定めること。

(5) (j)で列挙されたような、子どもまたはプロバイダーの安全と福祉を危険にさらすリスク要因が生じたときプロバイダーが判断する場合には、監督付き面会交流を一時停止または終了すること。

(f) プロバイダーに対する子どもの人数 (割合) Ratio of children to provider

プロフェッショナルなプロバイダーに対する子どもの割合は、以下の要因によって決められるべきである。

(1) それぞれのケースに存在するリスク要因の度合い

(2) それぞれのケースに求められる監督の性質

(3) 面会の間、監督を受ける子どもの数と年齢

(4) 面会の間、子どもと面会をする人の数

(5) 面会の長さや場所

(6) 監督者の経験

(g) 利益の衝突 Conflict of interest

すべてのプロバイダーは、ケースの有利さを話し合ったり、一方の当事者に同意したり、一方を他方よりも支持することを避けることにより、中立性を維持するべきである。プロバイダーと当事者のあらゆる話し合いは、面会のアレンジ

と子の安全を確保することを目的に行われるべきである。利益の衝突を避けるため、プロバイダーは、以下のことをすべきではない。

- (1) 監督を受ける者に経済的に依存すること。
- (2) 監督を受ける者の雇用者であること。
- (3) 雇用契約に特に示されないかぎり、監督を命じた郡の上位裁判所の雇用者、あるいはその連携者であること。
- (4) 監督を受ける者と親密な関係にあること。

(h) 記録の保持と開示 Maintenance and disclosure of records

- (1) 専門的・治療的プロバイダーは、それぞれのケースについて記録を保持すべきである。記録には以下を含めること。
 - (A) それぞれのコンタクトおよび面会の書面による記録、コンタクトまたは面会の日付、時間、長さを含む。
 - (B) だれが面会に付き添ったか。
 - (C) 面会中の活動の要約。
 - (D) 面会の一時的停止、終了を含めて、プロバイダーがとった行動。およびその理由。
 - (E) 危機的状況の説明、身体的または口頭の口論(altercation)または脅し(threat)を含む。
 - (F) 保護命令または裁判所の面会命令への違反。
 - (G) 面会の条件に従わなかったこと。
 - (H) 法により(通報が)要求される虐待の発生。
- (2) ケース記録は、事実、観察、および当事者によって発せられた直接の発言に限定し、プロバイダーの個人的な結論、示唆、意見を含めるべきではない。プロバイダーが、当事者、子ども、裁判所、弁護士、精神保健の専門家、ケースを回付した機関と、直接に、書面で、あるいは電話によってコンタクトをとった場合、それはすべて書面にし、ケースファイルの中に加えるべきである。すべての加入は、加入を記録した人により日付とサインを記入されるべきである。
- (3) 裁判所から命じられた場合、あるいは当事者又はその弁護士、又は子の弁護士に要求された場合には、監督付き面会交流に関する記録は開示されるべきである。これらの記録は、事実、観察、直接の発言を含むべきであるが、裁判所に命じられないかぎり、将来の面会に関する意見や勧告を含むべきではない。記録のコピーはすべての当事者、弁護士、子の弁護士に対して送付されるべきである。
- (4) 住所、電話番号、勤務先、学校を含め、当事者と子どもについての個人が特定できる情報は守秘義務の対象となり、開示されるべきではなく、記録が裁判所、弁護士、子の弁護士、当事者、メディアエ이터、エヴァリュエーター、精神保健の専門家、ソーシャルワーカー、回付元の機関に対して開示される場合には、その前に書類から削除されるべきである。ただし、疑いのある児童虐待を報告するために必要である場合は除く。

(i) 守秘 Confidentiality

当事者と監督付き面会交流のプロバイダーとの間のコミュニケーションは、守秘義務によって保護されない。心理療家と患者の間の特権は、治療的面会のあいだは適用されない。プロフェッショナル・治療的プロバイダーは、以下にあげる場合を除いては、可能な限りいつでも、ケースに関する秘密性を保持すべきである。

- (1) 裁判所によって命令された場合。
- (2) 裁判所から記録の開示のために、あるいは証言するよう出頭を命じられた場合。
- (3) 裁判所が命じたメディアエーション、調査、評価に関連して、メディアエーターまたはエヴァリュエーターによってケースについての情報を提供するよう要求された場合。
- (4) 児童保護サービスによって、ケースに関する情報を提供するよう要求された場合。
- (5) 警察からケースについての情報を提供するよう要求された場合。

(j) 面会交流の実施条件 Delineation of terms and conditions

プロバイダーは、監督付き面会交流の実施条件のすべてを履行することについて単独の責任(sole responsibility)を負う。裁判所から別様に命じられないかぎり、プロバイダーは以下のことをしなければならない。

- (1) 子どもの安全と福祉を確保するための条件が守られているかをモニターする。
- (2) 裁判所によって命じられたとおりの頻度と長さの面会を実施する。
- (3) 一方の当事者に肩入れしようとするのを避ける。
- (4) 子どもと非監護親の間のすべてのコンタクトが、常に、プロバイダーが聞き、見ることができる範囲で、また、会話がプロバイダーに聞こえる範囲で行われるようにする。
- (5) 子どもおよび非監護親によって話される言語を話す。
- (6) 他方の親、その家族、養育者、子ども、子どものきょうだいを貶めるような発言を許さない。
- (7) 裁判所のケース又は将来起こりうる結果について話すことを許さない。
- (8) 他方の当事者又は養育者についての情報を集めるために、あるいは書類、情報、個人の所有物を渡すために、プロバイダーと子どもを利用することを許さない。

- (9) 子どもに対するおしり叩き、暴力、脅しを許さない。
- (10) 面会する当事者がアルコールまたは違法薬物の影響下に見える場合には、面会の実施を許さない。
- (11) 心理的、言語的、身体的、性的虐待を許さない。
- (12) プロバイダーまたは裁判所によって別途設けられたルールに当事者が従うようにする。

(k) 性的虐待ケースのための安全の考慮 Safety considerations for sexual abuse cases

性的虐待の申し立てがなされているケースにおいては、(j)に加えて、プロバイダーは、裁判所から別様に命じられないかぎり、以下の条件に従うべきである。

- (1) 贈り物、お金、カードの交換を許さない。
- (2) 子どもの写真撮影、音声録音、ビデオ記録を許さない。
- (3) 膝に座らせる、髪を梳く、なでる、手を握る、長い抱擁、レスリング、くすぐり、馬乗り、おむつの交換、子どもを手洗いに連れて行く、などの、子どもとの身体的接触を許さない。
- (4) ささやきかける、メモを渡す、手を使った合図をする、身体的合図をすることを許さない。
- (5) 性的虐待があったと申し立てられている場所での監督付き面会交流を許さない。

(l) プロバイダーの法的責任及び義務 Legal responsibilities and obligations of a provider

監督付き面会交流のすべてのプロバイダーは、以下のことをすべきである。

- (1) 監督付き面会交流を開始する前に、当事者に対して、守秘義務の特権が存在しないことをアドバイスすること。
- (2) 法で定められたとおり、疑いのある児童虐待を報告すること、そして、当事者に対して、プロバイダーにはそうした報告をする義務があることを知らせること。
- (3) (j) に定められた条件を実施すること。
- (4) (n) に従って、面会を一時中止または終了すること。

(m) プロフェッショナル・治療のプロバイダーの加重的な法的責任 Additional legal responsibilities of professional and therapeutic providers

(l) により要求される法的責任および義務に加え、プロフェッショナル・治療のプロバイダーは、以下のことをすべきである。

- (1) 監督付き面会交流の開始の前に、当事者がサインをする契約書を用意する。契約書は、監督付き面会交流の実施条件について、両方の当事者に知らせるものであるべきである。
- (2) 監督付き面会交流に関する監護命令および面会命令を審査する。
- (3) (e)(2) のもとでインテークとスクリーニングを実施する。
- (4) (o) に定められた加重的要件に従う。

(n) 監督付き面会交流の一時中止または終了 Temporary suspension or termination of supervised visitation

- (1) すべてのプロバイダーは、子どもと非監護当事者のために安全な面会を提供するあらゆる合理的な努力を行うべきである。
- (2) しかし、もしプロバイダーが、面会のルールが破られ、子どもがひどく苦痛を受け、あるいは子ども又はプロバイダーの安全が危機にさらされたと判断する場合には、面会を一時的に中止したり、後日スケジュールし直したり、あるいは終了することができる。
- (3) 面会の一時的中止または終了は、すべて、ケースファイルに記録されるべきである。
- (4) すべてのプロバイダーは、面会の一時的中止または終了の理由について、両方の当事者にアドバイスしなければならない。

(o) プロフェッショナル・治療のプロバイダーの加重的要件 Additional requirements for professional and therapeutic providers

プロフェッショナル・治療のプロバイダーは、監督付き面会交流の一時停止または終了の理由を書面で述べ、その書面による陳述を、両方の当事者、その弁護士、子どもの弁護士、そして裁判所に提供するべきである。

V-2 イギリスでの交流権と英国の子ども交流センター(child contact centres)

南方 暁(新潟大学教授)

1 はじめに

現在、離婚にともなう紛争の中で、子どもの監護が離婚夫婦の大きな問題となっている。そこで、日本において監護紛争を適切に処理するための方策を考えるに当たり、英国（イングランド・ウェールズ）における子どもの監護をめぐる紛争処理手続きの概要、とりわけ交流を促進するための仕組みなどをここで紹介する。英国の仕組みを日本に直接持ち込むことは、文化背景や法制度の違いが大きいので難しいと思われるが、英国で検討され実施されている施策の背景にある基本的な原理や具体的な対応の特色などを紹介することによって、日本における問題理解の参考とすることができると思われる。

本報告では、離婚夫婦が直面する監護紛争の中でも交流（contact）¹に焦点を当てて検討するが、英国で論点となっている祖父母や同朋との交流は触れず、父母の間で問題となる交流に限って扱うことにしたい。また、離婚後の子どもの監護をめぐる生じる養育費負担をめぐる論点や、英国社会では当然に議論の対象となる少数民族に関係する特別な対応について本稿では除外する²。

離婚にともなう非同居親と子どもとの交流支援体制を紹介するために、①英国における離婚および監護紛争の概況について、②英国の離婚手続きの概要について、③交流をめぐる紛争とその処理手続きの概要について、④交流を支援する交流センター（contact centres）について触れてゆくことにする。

2 英国の離婚と監護紛争の概況状況——交流との関係

英国は1969年改正離婚法以来、離婚事件は増加の傾向を続けてきた。現在、数値それ自体は大きな変動の見られない状況にあるが（図1）、離婚や別居事件が家族構成員とりわけ子どもにとって深刻な問題であることは疑いない。英国では、近年の日本と同じように、離婚事件では、財産をめぐる問題など夫婦に関わる事項の争いよりも子どもをめぐる紛争のほうが増加している。後に触れることになるが、1989年子ども法制定以降、かつての親権概念（parental rights and duties）を廃止し「親責任（parental responsibilities）」という概念を導入したので³、単独親権制度から派生する離婚後の親権者決定をめぐる紛争はも

¹ 英国ではかつては access が使われたが現在は contact が使われている。Contact は直接面会するだけでなく、様々な手段を使って非同居親と子どもとの交流を図ることを意味しているので、ここでは、面接交渉や面会交流ではなく単に「交流」あるいは「交流権」を使うことにする。

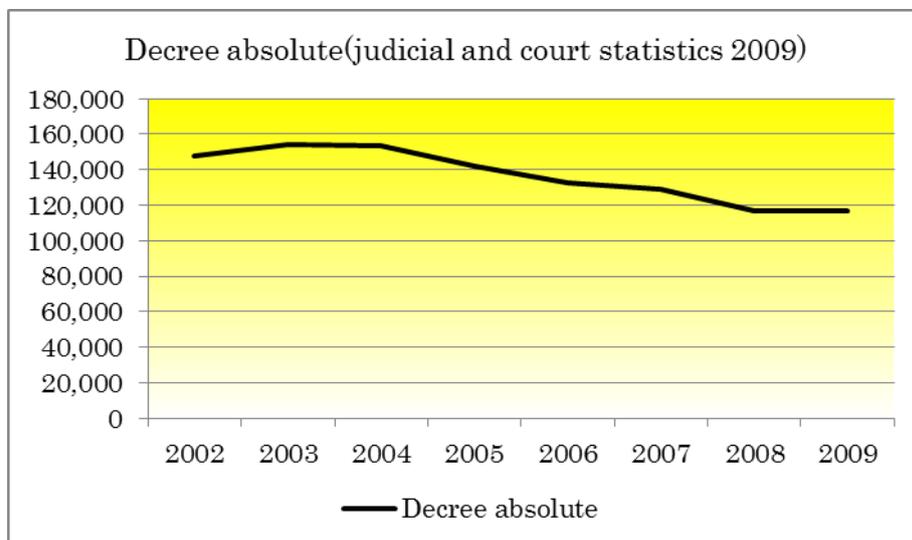
² 日本でも近い将来、国際化が進むと国際結婚および日本に在留する外国人が増加し、いわゆるマイノリティに対する特別な対応を考える必要が出てくるとと思われる。

³ 1989年子ども法第2条。

はや生じない。ただ親責任の定義自体は必ずしも明確ではないようである⁴。親責任はコモン・ロー上の監護権 (custody) に代わるものであり、親は子どもが 16 歳 (学生などの場合には 18 歳) まで、子どもの面倒をみる責任を負うことになる。親責任に関して子ども法第 2 条 7 項は「子どもの親が、子どもとの関係および子どもの財産との関係で、法により認められたすべての権利、義務、権限、責任ならびに権威」であるとしている。しかし、現実には子どもに関わる諸事項に関する決定権限と解されており (子どもの氏名決定、宗教、治療、矯正、婚姻同意など)、先例が踏襲されている (Hewer v Bryant [1970] 1 AQB 357, at p373 参照)。また、子どもの成長にともなって内容が変化するものとされている。なお、英国法は、EU 法の影響のもとにおかれているために、EU 人権条約による制約があり、1998 年 Human Rights Act 制定後は、英国における法の運用は EU 法との整合性が求められるようになっている。

親責任は父母の離婚後に継続するとしても、現実には親が離婚する時には、どちらの親が子どもを直接に監護するのか、また、非同居親との交流をどうするのか、子どもの養育費をどのように負担するのか、などが解決困難な問題となることが多い。交流を例にとれば、非同居親が子どもとの交流を拒否されたり、様々な事由で交流が実現されない状況がしばしば生じているので、我が国と同じように非同居親から悲痛な声があげられている⁵。

図 1. 離婚確定判決の推移



⁴ 子どもに関する親の法的地位に関して、これまで「Custody」「Care and Control」という概念があり、前者は法的地位、後者は日常生活の監護と分けられていた。そして、実務上では、命令を出すにあたって前者と後者は異なる扱いになっていた。例えば、現実には子どもの面倒をみる親 (それに相当する者) には「custody with care and control order」が与えられるなどである (Virginia Dunn & Veronica Lachkovic p.161)。

⁵ Tina Rayburn & Timothy Foder (2007) など。FNF などの団体も親 (とりわけ父親) の地位向上を訴えて活発な活動をしている。

子どもをめぐる紛争は、父母の離婚にともなって増加の一途をたどっている。

第1に、子どもをめぐる紛争（private law cases）⁶の変遷をここ4年間で見ると、子ども法第8条事件の申立（多くは父母間の紛争）が他の紛争に比べて明らかに増加している（図2）。また、その中でも、交流命令申立事件（contact order）の増加は顕著である。また、同居親をどちらかにするかに関する同居（居所）命令申立事件（residence order）も交流事件と密接に関係するものと考え、親子の交流に関する事件が子どもをめぐる紛争において圧倒的に多いこと分かる（図3）。

図2. 子どもの処遇に関する申立事件の推移

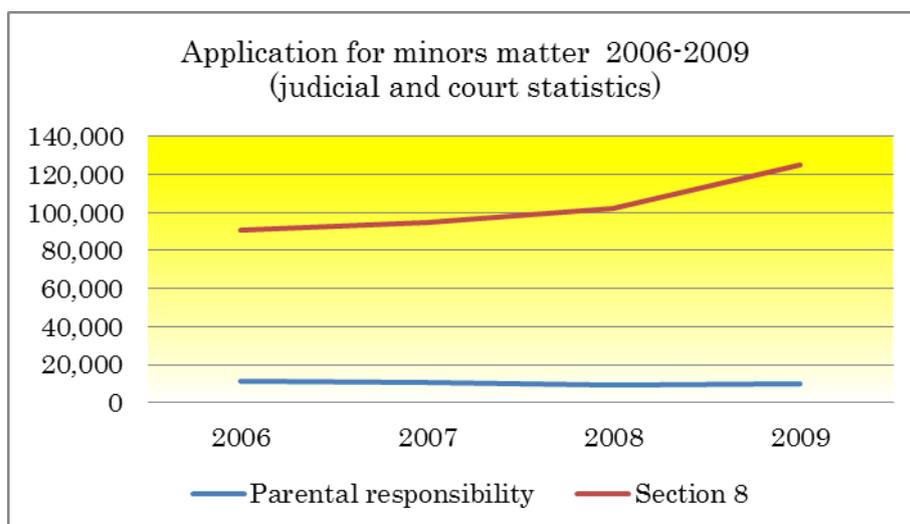
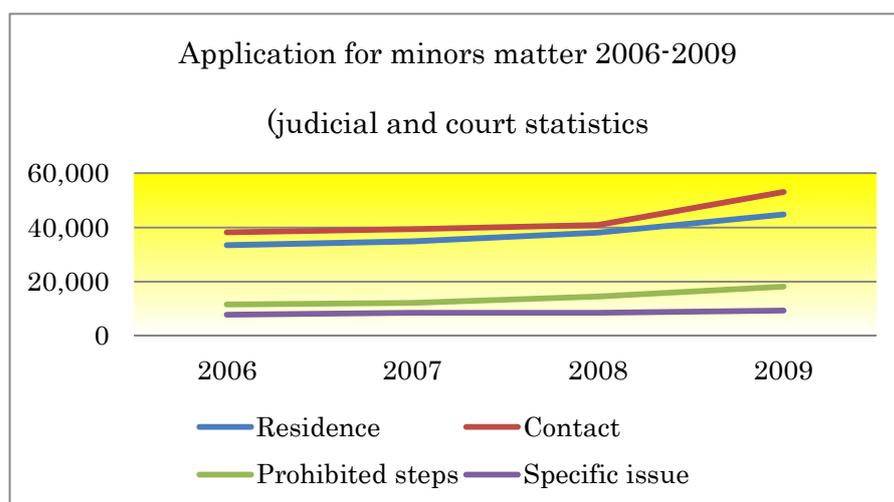


図3. 子ども法第8条事件の内訳の推移



⁶ 子どもへの虐待が理由で、子どもを施設に収容する事件などは public law cases として離婚事件などとは異なった扱いがなされている。

親子の交流をめぐる紛争が子どもに関する事件の多くを占めるという傾向は、2009年の事件内訳からも明白である（図4）。子どもをめぐる事件の91%が子ども法第8条事件であり、また、第8条事件の中でも交流申立事件が42%、同居（居所）命令申立事件が36%と約8割の事件が親子の交流に関わるものとなっている。すなわち離婚する父母の間で重大な争点が子どもとのかかわりをめぐるものであることが近年の特色と言えよう。

図4. 2009年度における子どもの処遇に関する事件の内訳

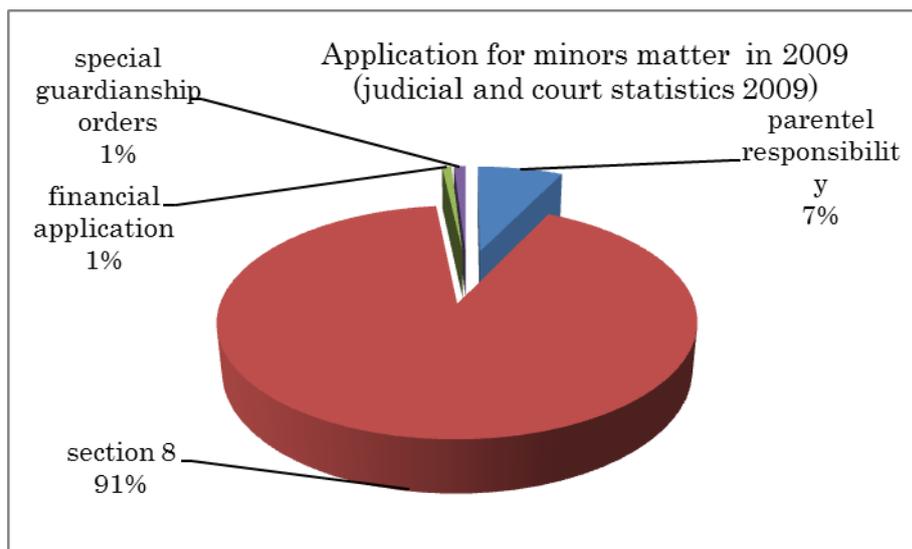
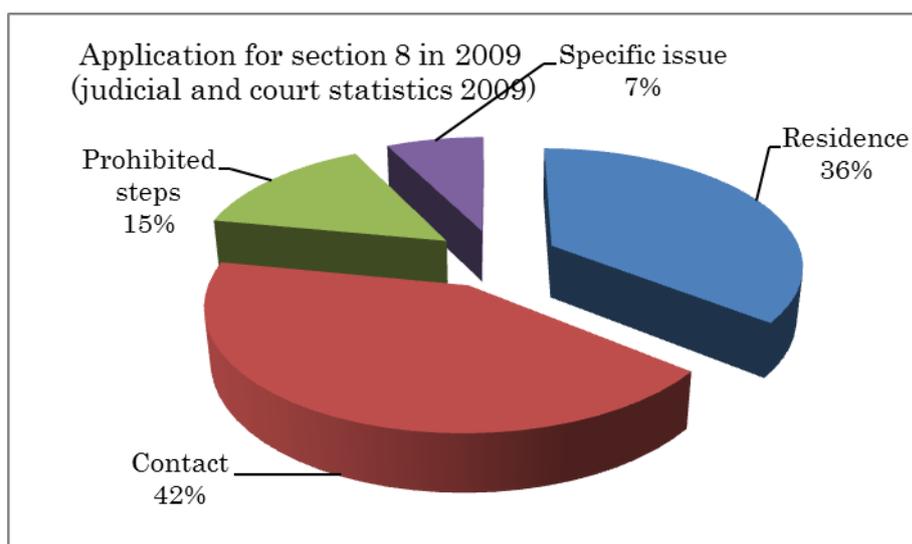


図5. 2009年度における子ども法第8条事件の内訳



なお、すでに触れたが親子の交流事件は、多くの場合には父母のどちらかとの交流ということになるが、事例によっては、父母との交流にとどまらず祖父母や別れて住む兄弟姉

妹との交流をも含んでいることには留意しておく必要がある。また、親子の交流事件は子どもの奪い合いに発展する危険があり、かつ、英国国外へ子どもを連れ出す事件もしばしば生じているので、子どもの奪取に関するハーグ条約に関連する事件にも触れる必要があると思われるが、交流センターと直接の関係ではないのでここでは扱わない。

3 英国離婚法と子どもの処遇に関する概要

英国における親子の交流問題を検討するためには、日本と基本構造が異なる英国離婚手続について簡単な説明をしておくことにしたい。なお、親子の交流に関する事項に限っての説明にとどめることにする（図6参照）。

日本では、協議離婚において親子の交流に関して父母の完全な自律的処理が認められており、親子の交流に関して父母が具体的な条件などについて決めなくても、父母の合意がある限り、離婚は成立することになる。また、父母が離婚後の子どもの監護に関して申立をしない限り、離婚調停においても審判あるいは離婚判決においても、親子の交流に関して裁判所が積極的に判断をすることはない。この点で、英国の離婚手続は日本のそれと決定的に異なる内容となっている。

英国離婚手続のもとで離婚はすべて判決によるものなので、離婚を求める夫婦の一方は離婚訴訟を裁判所に提起する必要がある。

英国では離婚訴訟のすべてが法廷での審理によって判決（decree）が出されるわけではない。離婚当事者が離婚ならびに離婚から生じる財産問題の処理や親子関係に関する諸条件について合意がある限り特別手続（special procedure）によって婚姻関係を解消することが可能である。こうした特別手続による離婚は離婚件数のほとんどを占めていると言われており⁷、訴訟による離婚と言っても日本における協議離婚の実態と余り変わらない現状である。ただ、日本の協議離婚と大きく異なるのは、基本的に離婚手続には事務弁護士などの法律家が関与していることと、子どもの処遇をめぐって裁判所の関与があること、最終的には判決で離婚が認められる点である。

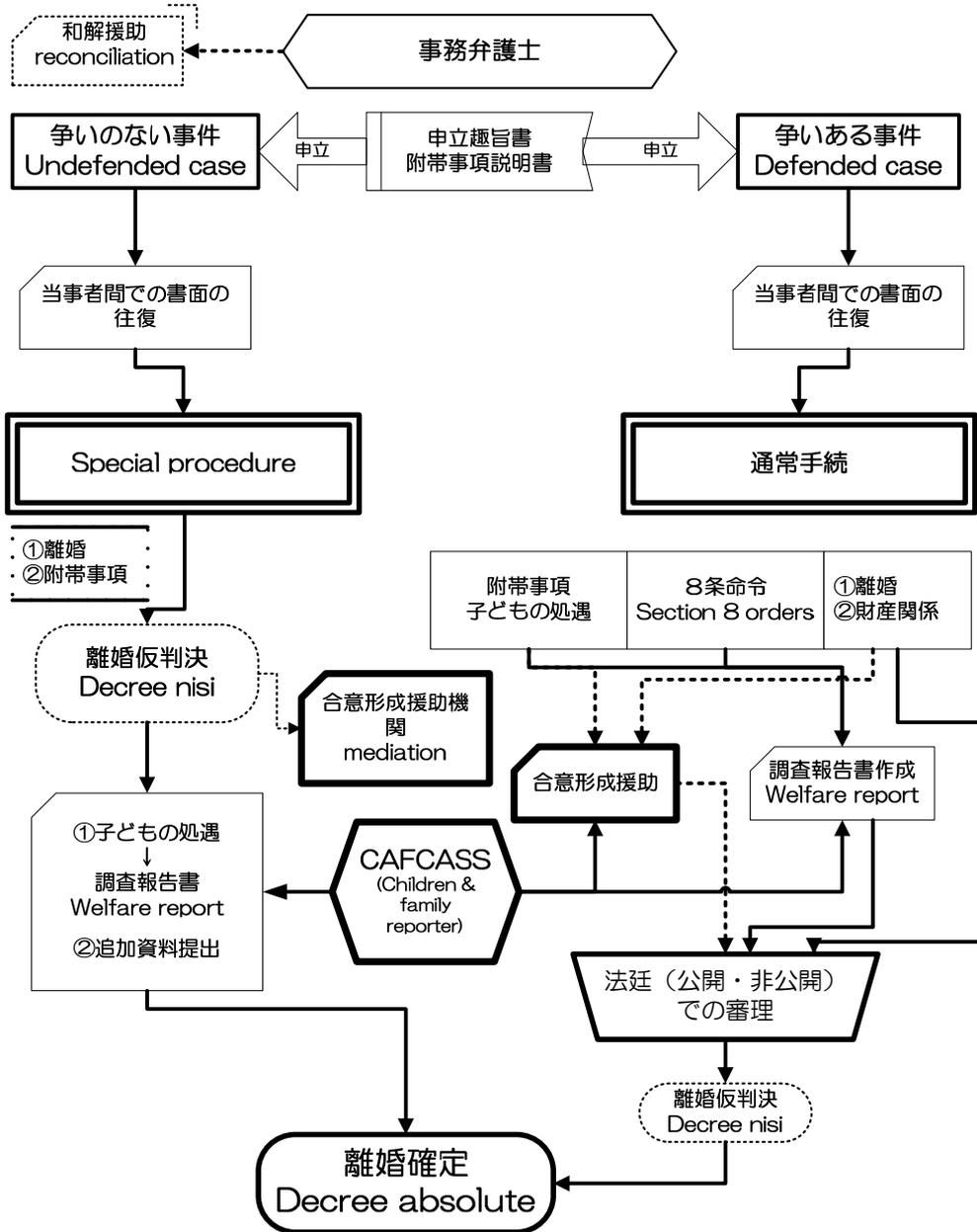
離婚当事者が離婚などに関して合意がない場合、あるいは子どもの処遇について合意に達しない場合には、通常の離婚訴訟が進行することになる。ただ、子どもの処遇⁸についてのみ問題があると、裁判官は多くの場合、当該事項に関する命令（order）を出すことになる。

⁷ 当事者が争い最終判決まで至るのは1%にも満たないと言われる（Duffield et al. p21）。

⁸ 英国裁判所サービス（Her Majesty's Court Service）が刊行しているリーフレット（'Children and divorce' D185）には離婚と子どもの処遇について分かりやすい説明がなされている。

図 6

離婚手続の流れの概要



● 特別手続と子どもの処遇について (undefended case)

父母が離婚について合意があり、子どもの処遇についても合意がある場合、特別手続で婚姻を解消することが出来る。その場合、父母は離婚手続とともに子どもの処遇

について合意に関する陳述書⁹を明記する必要がある、担当裁判官はその記載内容が子どもの福祉にとって適切かどうかを念頭において離婚の可否を検討することになる。

合意に関する陳述書には、大別すると以下の事項を明記しなければならない。

- ①離婚後、子どもがどこに居住するか
- ②離婚後、子どもはだれと居住するか
- ③離婚後、非同居親はどのように、どの程度の頻度で子どもと交流するか
- ④離婚後、日常的に子どもを誰が監護するか
- ⑤子どもの健康状態
- ⑥子どもの就学の状態
- ⑦子どもの扶養状態
- ⑧子どもの保護に関する特別な取り決めの有無

これらの事項について、申立人は記述式で陳述書に記載する必要がある。この陳述書が離婚訴状とともに裁判所に提出されると、その写しが相手方に送付され、相手方が内容に同意しない場合には（署名しない）、相手方が独自に陳述書を作成して裁判所に返送することになる。

離婚の申立人がこうした陳述書を提出し、また相手方もそれに同意するか、相手方独自の陳述書を提出した場合、裁判官は記載された事項を検証して、内容が子どもの福祉に反しないと判断すると離婚判決を出すことになる。

離婚訴訟にともなう陳述書は、多くの場合、当事者が事務弁護士（solicitor）の助けを受けて作成するので、法律家が関与することによって子どもの福祉確保が考えられている。また、裁判官が陳述書を検証した結果、必要と判断した場合には、当事者に対して子どもの福祉に関係する資料や情報の追加提出を求めたり、当事者に出廷するよう命じたり、あるいは CAFCASS¹⁰の調査官に事件の調査を命じて報告書の提出を求めることもある。その場合には、調査官が当事者に面接をすることもあり、必要と判断された時には、裁判所は子どもの処遇に関する命令を出すことが出来る。

特別手続の実態は日本における協議離婚に近いと言えるが、ただ、子どもの処遇に関して法律家の関与と裁判官の検証がある点で、子どもの福祉を一層確保することの出来る手続と言えよう。

しかし、こうした検証手続は形式に流れる危険もあって、裁判官は詳細かつ実質的にリストを検証して子どもの福祉実現のために積極的に介入しているのかどうか疑問も提示されている¹¹。

⁹ 書式は D8A (statement of arrangements for children) である。添付ファイル参照。

¹⁰ Children and Family Court Advisory and Support Service はイングランド・ウェールズにおける子どもに関わる事件（①離婚に関わる子どもの処遇事件、②養子決定事件、③公的機関による子どもの収容措置事件）に関して支援を提供する独立行政機関（non-departmental public body）として創設された。

¹¹ *Family Policy Briefing 3*, p.2

● 通常の離婚訴訟手続と子どもの処遇 (defended case)

- ① 離婚する父母が、子どもの監護に関する事項をめぐって特に争いがない場合には、前述のように離婚申立書に子どもの処遇に関する陳述書を添付し、裁判所がそれを認めれば、それ以上に裁判所が介入することはない。裁判官は、子どもの利益に反する合意が記述されている場合には、前述のように、父母の合意に関して修正を命じる権限を有しているが、①多くの事例では、すでに事務弁護士が関与して合意が形成されていること、②極端に目立った不都合でもない限り裁判官には「真の福祉」を判断する資源がないこと、などから父母の合意が認められる。裁判所のこうした対応は、過去に父母の間で子どもに関わる事項をめぐり対立があった場合を除いて、父母の間に紛争がなければ裁判所は積極的に命令を下すことはない (no order principle or no intervention rule) という、子ども法第 1 条 5 項の原則が反映されていると言えよう。
- ② 父母の間に子どもの処遇に関して対立がある場合や裁判所が父母の合意が子どもの福祉に合致しないと判断した場合には、当事者の一方は裁判所に対して命令を求めることが出来ると同時に、裁判所も命令を出すことが出来る (1989 年子ども法第 10 条 1 項など参照)。

これらの命令は、子ども法第 8 条による命令と言われるものであり、①どちらの親と居住するかどうか、あるいは子どもがどのような居所形態をとるのかに関する「同居 (居所) 命令 (residence order)」、②子どもと非同居新との間の交流に関する「交流命令 (contact order)」、③子どもの福祉のために特定の行為を制約する「特定行為制約命令 (prohibited steps order)」¹²、④特定の行為を裁判所が命令する「特定事項命令 (specific issue order)」¹³ がある。

- ③ 第 8 条命令がなされるに当たっては、裁判所が検証するべき諸事項のリストがあり、子どもの福祉を確保するための検討事項が明示されている。裁判所は以下のリストにそって、事実を検証して子どもの福祉を第 1 に 8 条命令を出すことになるが、その場合、CAFCASS から専門家としての報告書を求めることもある。

検討 リス ト	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの希望と感情 (気持ち) ● 子どもの身体的、情緒的、教育的ニーズ ● 現状変更による子どもへの影響(可能性) ● 子どもの年齢、性、生育歴 ● 子どもが被った被害、被る危険のある被害 ● 子どもを養育する能力
---------------	---

¹² 典型的な例は、子どもを英国国外に連れ出す場合とか子どもの名前を変更するなどの行為を裁判所が制限するものである。

¹³ 子どもの教育をめぐって父母が対立する場合や子どもに対する輸血拒否が問題となった場合に、裁判所が子どもの福祉確保の観点から決定を出すなどが典型例である。

④ 第 8 条命令に従わなかった者に対しては、命令を強制するための制裁が用意されている。「交流命令」を守らなかった場合には、裁判所は違反者に対して履行強制命令(enforcement order)を出すことによって、無償労働を課すことや¹⁴、交流のために非居住親が予約したホテルや航空チケットが無駄になった時の経済的損失に対する補償を命ずることが出来る¹⁵。なお、「同居(居所)命令」に基づく子どもの引き渡しを拒んだ場合には、裁判所は裁判所職員(an officer of the court)もしくは警察官に、子どもを義務者から引き離し、権利者に引き渡すよう命じることが出来るほか¹⁶、執行官(a tipstaff)に対して子どもを発見して取り戻す権限を与えることも出来る。さらに、交流命令を遵守しない場合には、裁判所は、裁判所侮辱罪により罰金もしくは最長 2 月の懲役刑を課すことが出来るだけでなく、命令に従わない者を逮捕・投獄する権限を命令に付すことができる。ただ、こうした強硬な対応は子どもに心の傷をもたらす危険もあって例外的な事例に限られる最後の手段と解されているが¹⁷、裁判所は必要と判断した場合にはこのような強硬な対応を認めている¹⁸。

2006 年子ども養子法により子ども法第 11 条が改正され、2008 年 11 月から「交流命令」に関して規制が強化されることになった。裁判所は、交流の間に交流当事者が特定の行動をとるよう命じるだけでなく、特定の行動をとっているかについて CAFCASS の調査官に監視を命じることが出来るようになった¹⁹。

こうした強制力によって命令の実現を図ると同時に、当事者を支援して命令が履行されやすくする手続もある。父母の別居や離婚後、子どもが含まれる紛争に対しては、子ども法第 8 条命令とは別に、「家族支援命令(family assistance order)」を裁判所は出すことができる。とりわけ非同居親との交流を行う場合(親子の関係が中断した後交流が開始するような場合)、CAFCASS のスタッフが支援や助言をするなど関与することによって円滑な交流を実現することが期待されている。「家族支援命令」は、当事者を支援することを目的としており、親など当事者と子どもの申立に基づき、また子どもを除く当事者全員の合意に基づいて、最短 6 月から最長 12 月までを射程にいたったものである²⁰。命令が出されると、CAFCASS のスタッフが当事者支援を行い、必要に応じて裁判所に報告をすることもある²¹。

¹⁴ 最長 200 時間に相当する無償労働を課すことが出来る(子ども法第 11 条 J 項)。

¹⁵ 1989 年子ども法第 11 条 O 項。

¹⁶ 1986 年家族法(Family Law Act 1986)第 34 条は「the court may make an order authorising an officer of the court or a constable to take charge of the child and deliver him to the person concerned」と規定する。

¹⁷ Duffield et al., p.177, Re M(A Minor)(Contact Order: Committal) The Times 31 December 1998 など参照。

¹⁸ A v N(Committal: Refusal of Contact)[1997] 1 FLR 533 参照。

¹⁹ 1989 年子ども法第 11 条 H 項。

²⁰ 1989 年子ども法第 16 条 5 項。

²¹ See Pressdee et al. pp.181-182.

こうした対応に加えて交流理解に関する活動（**contact activities**）と言われる当事者への支援の仕組みが 2006 年子ども養子法によって規定されることになった²²。裁判所は、必要と判断した場合には、父母に対してこうした活動に参加するよう命じる（**direction**）ことが出来る。この活動として考えられているコース（**Parenting Information Programme**）²³は、別居後、子どもに対しての対応についての情報などを提供し、親子ともに状況の変化へ適切に対処できるよう支援するものである。そして、裁判所は、この活動に参加するよう条件をつけて交流命令を出すことも出来る（**contact activity conditions**）²⁴。

裁判所が交流理解に関する活動に参加するよう命じる場合、①諸般の状況から判断して本活動への参加が適切と思えること、②本活動を主催する機関が適切なものであること、③当事者が本活動場所に通うことが容易なこと、などを確認する必要がある²⁵。裁判所がこうした指示を命じると、**CAFCASS** の担当者が父母に対して交流の意味や意義ならびに交流の円滑なやり方などについて支援や助言を与えることになる。さらに、**CAFCASS** の担当者は、交流理解に関する活動に父母がきちんと参加しているかどうかを観察して裁判所に報告するものとされている²⁶。

こうした仕組みを父母に提供することによって、可能な限り非同居親と子どもとの交流の円滑な展開が期待されているのである。

4 交流をめぐる手続

非同居親と子どもとの交流は、子どもの福祉が保証される範囲内で、恒常的かつ良好なものであると、子どもの福祉に合致するとされている²⁷。なお、交流は親子間のものが第 1 に考えられており、兄弟姉妹や祖父母との間の交流が当然に措置されているわけではない²⁸。

すでに触れたように、父母は交流に関して協議により内容を決めることが出来るとされており、かかる合意が子どもの福祉に反すると裁判所が判断しない限り、公的な介入はなされない。父母の間に交流をめぐる争いがあるとか、裁判所が父母の取り決めについて子どもの福祉に反すると判断した場合には、裁判所は家族紛争に関する専門家からの情報を得た上で、命令をもって交流の是非や内容を決めることが出来る²⁹。

裁判所は、子ども法第 8 条命令を出す場合には、子どもの福祉を確認するため前述のチ

²² 2006 年子ども養子法第 1 条および 1989 年子ども法第 11 条 A(3) ならびに C(2) 項。

²³ このほかに、合意形成援助（**mediation**）に関する情報提供や夫婦間暴力事件における対応などのコースが用意されている。

²⁴ 交流理解に関する活動への参加費用について、当事者の所得状況から判断して経済的支援が必要と思われる場合には、参加経費を支援することが出来る（1989 年子ども法第 11 条 F 項）。

²⁵ 1989 年子ども法第 11 条 E 参照。

²⁶ 1989 年子ども法第 11 条 G 項。

²⁷ 1996 年家族法第 11 条 4 項など。

²⁸ **Dunn et al. p.164.**

²⁹ 専門家の関与については、**The President of the Family Division –Practice Direction Experts in Family Proceedings Relating to Children (1.2)**など。

チェックリストを用いて、交流に関する命令の可否を判断することになるが、**domestic violence** が伴う場合など、子どもの福祉について詳細な情報が必要な時には、**CAFCASS** の調査官に事実の調査と子どもの福祉に関する意見を求めることが出来る³⁰。

交流に関して父母の間の合意や裁判所の命令がなされたにもかかわらず同居親が、合意や命令に従わない場合には、すでに触れたように、直接あるいは間接強制だけでなく逮捕収監することも可能となっている³¹。

5 非同居親との交流の実施体制

● **contact** の実施における問題

英国でも日本と同じように、敵対する父母が交流をめぐる対立し、円滑な交流が行われない事例は後を絶たない。しかし、交流は子どもの福祉にとってきわめて重要であるという認識にたって非同居親と子どもの交流を円滑にする支援体制の必要性が強調されてきた。

交流が円滑に進まない原因は、そもそも父母の関係が破綻しているところにあり、関係修復が望めない以上、この原因を除去して交流を促進するのは難しい。父母に対して交流の重要性を教育しても、その効果はどこまで上がるのか保証の限りではない。しかし、その他の原因については、社会的な支援体制を用意することによって交流の障害を軽くすることは可能であると考えられたのである。交流が円滑に実施されない原因の主たるものには、①交流をする「適切な場所」がない（父母どちらかの家で行うにはためられる事情がしばしば見られる）、②交流を「安全に実施する場所」がない、③交流を適切に行うことについて父母は情報をもたない³²、などがあるとされ、こうした原因を少しでも除くことを目的として交流の場（**contact centre**）が用意されることになった。

● 子ども交流センター全国協会(National Association of Child Contact Centres)の概要

- ① 1985年2月ノッティンガムの教会で非同居親と子どもとの交流支援が初めて開始された（**Nottingham Child Contact Centre ・ St. Andrew's with Castle Gate United Reformed Church**）。ヨーロッパでも目立って離婚が増加した英国社会において、家族の問題に関心を寄せていた教会が、資金援助と場所の提供を行い一方の親と別れて生活する子どもたちに交流の機会を確保した(1991年から1998年まで)。その後、英国の各地で交流の場がボランティアによって作られるようになり、現在では、365

³⁰ Practice Direction: Residence and Contact Orders: Domestic Violence and Harm.

³¹ 義務を果たさない者に対しては収監することも可能であるが例外的な手段である（**A v N(Committal: Refusal of Contact)** [1997] 1FLR 533 など）。

³² なお、交流とは何かについて子どもでも分かる絵本などはすでに出版されている（例えば Louis Baum (1986) *Are We Nearly There?* A Magnet Book など参照）。

機関にもなっている。ただし、これらの機関は、行政機関など公的な機関ではなく、非同居親と子どもとの交流のために安全で適切な場を提供する点では共通の運用がなされているものの、それぞれのセンターが独自の理念と支援内容で支援活動を行っている。従って、宗教的な理念や背景をもつところから地域の善意団体としてのセンターなど、組織の性質は様々である。こうしたセンターが急増したこともあり、支援体制の質を確保するために1988年に全国連合組織が作られることになった。

NACCCは、①子どもの利益を第1として交流に関する質の高い支援サービスを提供すること、②各地の交流センターを支援すること、③全国協会の知名度を上げて子どもの交流に関しての政策決定にも影響を与えること、など交流に関する事項に全国のおよび総合的な視点で取り組むことなどを目的としている。

② 全国協会と各地方の組織と活動

全国協会は、地方に展開する個々の機関に対して、交流に関する情報を提供するなど様々な活動を行っている。また現在では、情報サービスの提供だけでなく、それぞれの機関の支援サービスの質向上のための試みも行っている。

第1には、3年に1度検証を行う認証体制が作られている。子どもと非同居親との間の交流を支援する組織である交流センターとして必要とされるべき条件（スタッフとか交流の仕方についての基準など）を具備しているかどうかを全国協会が認定して、交流支援事業における安全と実効性の確保を目指している。民間機関である交流センターは、認証制度を整備することによって、それぞれの交流センターが適切に支援出来ることと、交流支援体制に対する外部からの評価に耐えるようになっている。

第2に、全国協会は各地の交流センターへの情報提供体制を整備している。親子の交流に関する新たな情報や支援する人々のために特別の訓練が必要な場合、インターネットなどを通して情報の提供を行うと同時に、OJTによる講習などを提供している。これも、交流支援のサービスの質を確保する目的で行われている。提供される情報には、紛争管理、夫婦間暴力理解、家族解体をめぐる問題、支援スタッフの採用と維持など、交流センターに不可欠なものが含まれている。

第3に、交流センターを運営するに当たって、利用者その他の者との間でトラブルが生じる場合があり、とりわけ子どもの安全を確保する必要のある場面に直面することもある。そこで、こうした運営上のトラブルに関する情報をパンフレットなど様々な形で提供している。また、トラブルが生じた場合、全国協会へのヘルプラインを設けて、それぞれの機関からの支援依頼に応じている。

第4に、それぞれの交流センターで働くスタッフの適格性を維持するために、当局の承認に基づき、交流センターの求めに応じて個人の犯罪歴に関する情報を提供している。

第5に、交流センターが提供する支援サービスに関する様々な基準と手続についての情報を提供するなどの活動を行っている。具体的には、①交流支援サービスの質を

保証するための基準、②監督付交流サービスの基準、③交流センターの認証手続の導入、④交流センターの活動と基準に関する個人・機関の訓練、⑤裁判所、家族法専門の弁護士、CAFCASS との連携に関する仕組みの提供、⑥交流支援に係る刊行物の出版、⑦交流支援に関する圧力団体としての行動、などである。そして、欧州諸国に中心にはなっているが、交流支援をめぐって諸外国の諸機関との連携が目指されている。

- 交流支援体制の概要³³

現在、交流支援にかかわり全国協会に加盟している機関は 365 あり、そこには 825 名の有給職員、5669 名のボランティア職員が交流支援に関わっている。支援機関は、認証を受けた協会員 (Full Membership)、認証を受けた営利協会員 (Full Commercial Membership)、非営利準会員 (Associate Membership)、営利準会員 (Associate Commercial Membership) さらに連携会員 (Affiliated Commissioned Membership) などから構成されている。協会運営の財政基盤は、公的補助金・寄付・会費などからなり、加盟している交流センターへの補助金、機関運営などの費用に充てられている。

次に、2009 年度のセンター利用者は、子ども 1 万 9343 人 (6 歳未満 1 万 1097 人)、利用家族 1 万 4909 家族、利用した親の内訳は、父親 1 万 1124 人、母親 2620 人、祖父母 916 人、兄弟姉妹 764 人となっている。

- 交流センター (contact centre) の役割と特色

非同居親との交流に関しては次の 7 つの支援方法が考えられている。

第 1 は、「支援を受ける交流 (supported contact)」と呼ばれるもので、父母の間あるいは父母の背後にある親族の間に敵対的関係がないか、きわめて小さい場合に提供される支援である。子どもの福祉に合致するような環境の中で交流が図れる場を提供するものであり、担当スタッフは、父母のどちらにも肩入れしない中立な姿勢を保ち、父母の相互信頼を深めて交流を円滑に進められるよう父母や子どもを支援する。親子の交流をめぐって子どもに関して危険がない限り、担当スタッフは交流における親子の会話を観察して評価を行い、裁判所などに詳細な報告をすることはない。また、同一の部屋や場で、複数の親子が交流を行うこともある。

第 2 は、「監督のもとでの交流 (supervised contact)」で、交流に際して子どもが危険に直面する可能性があるケースに対して用いられるものである。この交流は、子どもの身体的安全と情緒的安定を確保しながら、非同居親との親子関係の構築と良好な関係維持の支援を目指すものである。また、裁判所、CAFCASS、地方当局 (local authority)、他の交流センターからの依頼に基づいてなされる交流であるが、例外的

³³ 以下の情報は、*NACCC Annual Review 2009 – 2010*, p.10 以下による。

事例では交流センターの判断で行われることもある。

この交流方法は、①交流を監督する者は交流の監督に関しての専門性を有し、適切な介入を出来る能力のある者、②子どもを常に視野にいた個別の監督作業が行われること、③交流を通して継続的かつ専門的監督を行うこと、④監督するスタッフと交流センターは裁判所が作成した当該交流に関する関係文書を的確に理解して監督すること、⑤交流状況は詳細に監督ならびに記録されること（記録作成に関しては親からの了承を得る）、⑥子どもと家族のプライバシーおよび安全保護に努めること、⑦交流の時間は常時検証される計画に基づき制限することが出来る、⑧交流の程度は専門家による評価に基づき交流の種類や内容が変更されることがある、⑨この交流を担当する機関は民間機関だけでなく地方当局なども含まれる、などの特色をもっている。

第3は、「監督のもとでの交流と評価 (supervised contact and assessment)」が行われることがある。これは、交流が行われてもトラブルが生じる場合などに利用され比較的短期間で行われるものである。担当スタッフは、父母と同席あるいは別席で面接し交流を円滑にするよう支援し、必要な場合には、他の親族や子どもと関わる学校の教員、保健師、医師などからも情報を集めて行われる。

第4は、「間接交流 (indirect contact)」であり、子どもと非同居親が長期に関わっていない事実がある、親が暴力をふるう危険があるので子どもとの直接交流再開には慎重が要求されるなど、直接交流が子どもの福祉・安全に反すると判断された場合にとられる方法である。親子の間で、手紙、贈り物、emailによる通信などによるものであり、期間は半年から1年が想定されている。ただし、この交流方法は交流センターには不向きであるとされる。

第5は、「交流への同行 (escorted contact)」であり、担当スタッフは、非同居親と子どもが公園やレストランで交流を行う場合、子どもに同行して親子の交流を調整あるいは監督する。交通手段の手配や子どもの福祉・安全への配慮など当該家族と連携をとりながら行われる。同行した担当スタッフは、裁判所あるいは地方当局に対して訪問場所に関する情報や子どもの反応、非同居親に交流について適切な理解力などがあるかなど、行われた交流についての簡単な報告の提出が求められる。

第6は、「情報提供交流 (life story/identity contact)」として子どもが非同居親に関して情報を全く持たない場合や交流がほとんどなかった場合になされるものがある。交流を依頼した当局との合意に基づき、子どもが自分の家族に関して学習することが目的とされ、担当スタッフは当局に支援内容や支援プログラムならびに簡単な報告書を提出する責任がある。

最後に、「引渡支援 (handover)」が行われている。同居親が非同居親に直接会いたくない場合に利用されるもので、両親が同意すると、担当スタッフが子どもを非同居親に引き渡すことになる。交流支援の多数を占めるとされている。

- 非同居親への交流支援と交流センターの原則

交流センターが父母に対して支援活動を行うに当たっての基本原則は次のように考えられている。第1には、子どもの安全の確保、第2には、子どもの利益を第1とすること (child centred within the family)、第3には、父母の間における平等の促進と人々の多様性の受容 (promoting equality, celebrating diversity)、第4には、交流センターおよび担当スタッフが独立かつ中立であること (independent and impartial)、第5には、当事者1人ひとりの尊厳を尊重し秘密を厳密に保持すること、第6に、ボランティア・サービスを維持し大切にすること (valuing and supporting voluntary service)、第7に、子どもと当該の家族にとって好ましい結果を実現するための技法や経験を担当スタッフが共有すること、などが支援活動において基本原則として考えられている。

- 交流支援活動に関する手続など

交流センターはそれぞれ独自の活動を行っているが、多くのセンターでは非同居親と子どもとの交流を開始する前に、交流センターへの事前訪問を手続化している³⁴。実際の交流前に、父母非同居親と子どもの交流とは何か、交流センターとはどのような機関でどのような支援を提供するかについて情報提供がなされる。この事前訪問は父母が交流を理解するために有用であるだけでなく、交流センターがすでに得ていた情報と父母から直接得る情報を検証して事実をよりの確に判断する機会にもなる。なお、事前訪問は、子どもが加わって交流の場所や支援担当スタッフに慣れる機会にもなる。

事前訪問では以下の項目について確認し、また、父母に伝えるべきものとされている。

* 事前訪問で確認すべき事項

1. 子どもと最後に会った日時はいつか
2. 親子関係は良好かどうか
3. 使われている言語は何か：国際結婚や少数民族も念頭に置かれている
4. 子どもの奪い合いが生じる危険性
5. 父母双方が交流を進める上で気がかりの事項
6. DV、精神障害、薬物やアルコールに関する情報
7. 非同居親の犯罪歴 (sexual offending, violence, arson, weapons)
8. 地方当局や裁判所の関与が現在でも継続しているかどうか
9. 裁判所による命令などが出ているかどうか

³⁴ Mike Dornan, 'Focus on preparation for contact' Contact Matters 2010 Winter, p.3.

10. 両親は交流センターで会う心の準備があるかどうか
11. 誰が子どもを交流センターに連れてくるのか
12. 非同居親を子どもはどう呼んでいるか
13. 子どもは親の連れ合いを知っているか (Does the child know another adult as ‘mam’ or ‘dad’ ?)
14. 誰か交流に立ち会う者はいるか
15. 写真や贈り物に関する情報

* 事前訪問で父母に伝える事項

1. 交流センターに関する基本的な情報：父母が交流センターに期待出来るものと出来ないものを理解
2. 交流センターでの振る舞いについての基本ルール
3. 来所時刻や退所（帰宅）時刻
4. 交流の時間
5. 非同居親は子どもをトイレに自分で連れて行けるかどうか
6. 非同居親は写真を撮ったりプレゼントを持参出来るか
7. 誰が襦袢やその他の必要なモノを持参するか
8. 子どもに関する健康やその他治療に関する情報
9. 交流センターの火災における避難路など
10. 交流センターにおけるルール遵守と違反に関する文書に署名

6 むすび

英国の交流センターについての概略を説明したが、交流センターの特色をいくつか整理してみると、第 1 に民間機関が主導して交流支援を行っていること、第 2 に、民間機関の責任で交流支援を行うこと、第 3 に、民間機関のために提供する支援内容が機関独自の特色を出すことができると同時に柔軟な対応が可能となること³⁵、第 4 に、裁判所や地方当局との連携が重視されていること、などを指摘することができる。

他方、民間で行われている交流支援体制には、運営が補助金や寄付金に支えられているために運営基盤が弱いことや、裁判所や地方当局との連携を維持しているものの困難な事件への対応が十分できないこと、さらには、本来密接な関係をもって円滑な支援を行うは

³⁵ 交流センターの施設として、週末に使用されない小学校や保育所を交流センターとして活用することもなされている。交流センターとして新たに施設を作る費用が不要だけでなく、こうした施設は子どもにとって安全な環境がすでに整っているほか、通常、非同居親と子どもの交流は、双方に都合のよい週末に行われるので、既存の施設の有効活用に加えて一石二鳥の対応と思われる。

ずの CAF/CASS からの支援が、十分得られないことなど、問題点も残されている³⁶。

司法制度や地方当局による子どもへの支援制度および家族に関する文化が異なる状況にある英国の交流センター体制であっても、交流センターが交流支援に関して重視する原則と個別の対応からは、日本における交流紛争に関する施策を考える上で、参考になる点が多々あると思われる。

主な文献リスト

- Virginia Dunn & Veronica Lachkovic eds. (2010), *Family Law in Practice 9th ed.* OUP
- Nancy Duffield, Jacqueline Kempton and Christa Sabine (2011), *Family Law and Practice* 2011 CLP
- Joan Hunt and Ceridwen Roberts (2004), *Family Policy Briefing 3 - Child contact with non-resident parent* (Family Justice Council)
- Joan Hunt and Ceridwen Roberts (2005), *Family Policy Briefing 4 - Intervening in litigated contact: ideas from other jurisprudence* (Family Justice Council)
- Joan Hunt and Alison Macleod (2008), *Outcomes of applications to court for contact orders after parental separation or divorce* (Family Law and Justice Division)
- Piers Pressdee, John Vater, Farnces Judd and Jonathan Baker(2006), *Contact The New Deal* Family Law
- Tina Rayburn & Timothy Forder (2007), *I Want to See My Kids!* Fusionpress

³⁶ Joan Hunt and Alison Macleod (2008), p.228.

Statement of Arrangements for Children

In the		County Court	
Petitioner			
Respondent			
		No. of matter <i>(always quote this)</i>	

To the Petitioner

You must complete this form

If you or the respondent have any children • under 16
or • over 16 but under 18 if they are at school or college or are training for a trade, profession or vocation.

Please use black ink.

Please complete Parts I, II and III.

Before you issue a petition for divorce or dissolution try to reach agreement with your spouse/civil partner over the proposals for the children's future. There is space for him/her to sign at the end of this form if agreement is reached.

If your spouse/civil partner does not agree with the proposals he/she will have an opportunity at a later stage to state why he/she does not agree and will be able to make his/her own proposals.

You should take or send the completed form, signed by you (and, if agreement is reached, by your spouse/civil partner) together with a copy to the court when you issue your petition.

Please refer to the explanatory notes issued regarding completion of the prayer of the petition if you are asking the court to make any order regarding the children.

The Court will only make an order if it considers that an order will be better for the child(ren) than no order.

If you wish to apply for any of the orders which may be available to you under Part I or II of the Children Act 1989 you are advised to see a solicitor.

You should obtain legal advice from a solicitor or, alternatively, from an advice agency. Addresses of solicitors and advice agencies can be obtained from the Yellow Pages and the Solicitors Regional Directory which can be found at Citizens Advice Bureaux, Law Centres and any local library.

To the Respondent

The petitioner has completed Part I, II and III of this form which will be sent to the Court at the same time that the petition for divorce or dissolution is filed.

Please read all parts of the form carefully.

If you agree with the arrangements and proposals for the children you should sign Part IV of the form. Please use black ink. You should return the form to the petitioner, or his/her solicitor.

If you do not agree with all or some of the arrangements of proposals you will be given the opportunity of saying so when the petition for divorce or dissolution is served on you.

Part 1 - Details of the children

Please read the instructions for boxes 1, 2 and 3 before you complete this section

1. Children of both parties

(Give details only of any children born to you and the Respondent or adopted by you both)

	Forenames	Surname	Date of birth
(i)			
(ii)			
(iii)			
(iv)			
(v)			

2. Other children of the family

(Give details of any other children treated by both of you as children of the family; for example your own or the Respondent's)

	Forenames	Surname	Date of birth	Relationship to Yourself Respondent
(i)				
(ii)				
(iii)				
(iv)				
(v)				

3. Other children who are not children of the family

(Give details of any children born to you or the Respondent that have not been treated as children of the family or adopted by you both)

	Forenames	Surname	Date of birth
(i)			
(ii)			
(iii)			
(iv)			
(v)			

Part II - Arrangements for the children of the family

This part of the form must be completed. Give details for each child if arrangements are different.
(if necessary, continue on another sheet and attach it to this form)

4.

Home details

(please tick the appropriate boxes)

(a) The addresses at which the children now live

(b) Give details of the number of living rooms, bedrooms, etc. at the addresses in (a)

(c) Is the house rented or owned and by whom?

Is the rent or any mortgage being regularly paid?

No

Yes

(d) Give the names of all other persons living with the children including your spouse/civil partner if he/she lives there. State their relationship to the children.

(e) Will there be any change in these arrangements?

No

Yes

(please give details)

5.

Education and training details

(please tick the appropriate boxes)

(a) Give the names of the school, college or place of training attended by each child.

(b) Do the children have any special educational needs?

No

Yes

(please give details)

(c) Is the school, college or place of training, fee-paying?

No

Yes

(please give details of how much the fees are per term / year)

Are fees being regularly paid?

No

Yes

(please give details)

(d) Will there be any change in these arrangements?

No

Yes

(please give details)

6.	Childcare details	<i>(please tick the appropriate boxes)</i>
<p>(a) Which parent looks after the children from day to day? If responsibility is shared, please give details</p>		
<p>(b) Does that parent go out to work? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <i>(please give details of his/her hour of work)</i></p>		
<p>(c) Does someone look after the children when the parent is not there? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <i>(please give details)</i></p>		
<p>(d) Who looks after the children during school holidays?</p>		
<p>(e) Will there be any change in these arrangements? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <i>(please give details)</i></p>		

7.	Maintenance	<i>(please tick the appropriate boxes)</i>
<p>(a) Does your spouse/civil partner pay towards the upkeep of the children? If there is another source of maintenance, please specify. <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <i>(please give details of how much)</i></p>		
<p>(b) Is the payment made under a court order? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <i>(please give details, including the name of the court and the case number)</i></p>		
<p>(c) Is the payment following an assessment by the Child Support Agency? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <i>(please give details of how much)</i></p>		
<p>(d) Has maintenance for the children been agreed? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes</p>		
<p>(e) If not, will you be applying for:</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> a child maintenance order from the court <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> child support maintenance through the Child Support Agency? <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Yes 		

8.

Details for contact with the children

(please tick the appropriate boxes)

(a) Do the children see your spouse/civil partner?

No

Yes

(please give details of how often and where)

(b) Do the children ever stay with your spouse/civil partner?

No

Yes

(please give details of how much)

(c) Will there be any change to these arrangements?

No

Yes

(please give details of how much)

Please give details of the proposed arrangements for contact and residence.

9.

Details of health *(please tick the appropriate boxes)*

(a) Are the children generally in good health?

No

Yes

(please give details of any serious disability or chronic illness)

(b) Do the children have any special health needs?

No

Yes

(please give details of the care needed and how it is to be provided)

10.

Details of Care and other court proceedings*(please tick the appropriate boxes)*

(a) Are the children in the care of a local authority, or under the supervision of a social worker or probation officer?

No

Yes

(please give details including any court proceedings)

(b) Are any of the children on the Child Protection Register?

No

Yes

(please give details of the local authority and the date of registration)

(c) Are there or have there been any proceedings in any court involving the children, for example adoption, custody/residence, access/contact, wardship, care, supervision or maintenance?

No

Yes

(please give details and send a copy of any order to the court)

(You need not include any Child Support Agency proceedings here)

Part III To the Petitioner

Conciliation

If you and your spouse/civil partner do not agree about arrangements for the child(ren), would you agree to discuss the matter with a Conciliator and your spouse/civil partner?

No

Yes

Declaration

I declare that the information I have given is correct and complete to the best of my knowledge.

Signed (Petitioner)

Date:

Part IV To the Respondent

I agree with the arrangements and proposals contained in Part I and II of this form.

Signed (Respondent)

Date:

V-3 ドイツにおける面会交流支援

高橋由紀子（帝京大学教授）

はじめに

ドイツでは1998年に離婚後の父母と非婚父母間の共同配慮（共同監護）が導入されてから、父母間の配慮権を巡る紛争の多くは面会交流権紛争に移動したと指摘されている。1998年に全国の裁判所で処理された面会交流事件は2万3266件であったが、その後、その数は毎年増加し、2007年には4万244件であった¹。

別離・離婚後に共同配慮を実行していくために要求される父母の協力は、未だ処理しきれていない問題と心の傷を抱えている父母それぞれにとって難しい挑戦である。共同配慮の激しい葛藤の中で、しばしば婚姻中や同棲中の争いが継続される。その中で、子と同居している父母の一方と子が定期的に会うことになっている他方の間で交流についての意見の不一致が生じると、次の裁判上の対立が始まる。その間で板挟みになって苦しむのは子である。このような苦しみが長く続けば、子の健全な発達を害する危険も生じる。ここに、子の福祉の保障を目的として、父母間の面会交流を巡る紛争解決の手助けをし、親子の交流が自主的に継続されるようにする支援制度が必要とされるのであり、ドイツではその役割を担うのは、日本の児童福祉にあたる少年援助である。

ドイツの交流支援は以前から実際に行われてきたが、1998年に明文規定が置かれて以来、適切な少年援助措置として次第に確立されてきて、現在では年間1万件以上の交流支援が行われている。この措置は、父母の関係の道ならし、再生、促進のための、そして子の福祉の危険を回避するという目標を持った、時間的に限定された社会教育学的措置である。

本章では、交流支援の法的基盤となる民法と少年援助法の連携システムについて概観した後、実際の交流支援はどのように行われているのかを紹介する。

1 親権法と面会交流のための法制度概略

以下に、ドイツ親子法の中での面会交流権規定の展開を概略する。

(1) 1896年ドイツ民法

1896年に制定されたドイツ民法（BGB、施行は1900年1月1日。以下条文記述の際に法律名の記載がないのはすべてBGB）は、すでに親子の面会交流についての規定を備えていた。すなわち、父母が離婚した場合、身上監護権を持たない親に子と個人的に交流する権能を付与したのであるが、非嫡出父子間の交流に関しては何の規定も設けなかった²。

¹ Statistisches Bundesamt: Rechtspflegestatistik Fachserie 10, Reihe 2.2

² 当時の婚外父子関係に関するBGBの態度については、高橋由紀子「ドイツの婚外子の父の交流権」帝京法学25巻1号（2007年）59頁。

(2) 1969年「非嫡出子の法的地位に関する法律」³

本法の主目的は非嫡出子とその父の間の法的関係の強化（扶養法の作り直しおよび相続権）と、子に対する母の監護権限についての法的地位の改善であったが、婚外父子間の面会交流についても初めて規定が置かれた（旧 1711 条）。それによれば、父には子と交流する「権利」は認められず、非嫡出子の身上監護権者（通常は母）が父子の面会交流の可否、交流の範囲を決定した。ただし、後見裁判所は、面会交流が「子の福祉に役立つとき」に限り、監護権者の意思に反しても交流に関し独自の決定をすることができた。また、後見裁判所は必要と判断すれば、いつでも自らの決定を変更することができた。さらに、適切な事例では、子どものための専門行政機関である少年局（Jugendamt）は円滑な交流実現のため、父と監護権者の間を調停しなければならないとされた。

(3) 1979年「親の配慮の権利の新たな規整に関する法律」⁴

本法は親権法における大改正で、それまでの親の支配権的性格を伴う親権（Elterliche Gewalt）概念を廃止し、親は子の福祉のために配慮する権利と義務（Elterliche Sorge）を負うとされた。したがって、本章ではドイツ法の理念を尊重し 1979 年法以後の法状況を論じるときは、親の監護権を「親の配慮／配慮権」と記述する。

同法は親の監護について画期的な概念の転換をもたらしたが、嫡出親子関係と非嫡出親子関係の異なった取扱いは残された。すなわち、非嫡出子の配慮権は依然として母に単独で帰属し、養子収養への同意権も非嫡出子の父には認められなかった（旧 1747 条 2 項 1 文）。面会交流に関しては、相変わらず非嫡出子の父には交流権は認められず、父子の交流については母に決定権が与えられ、母の意思に反した交流はできなかった。例外的に、交流が子の福祉に合致する場合のみ、後見裁判所は母の意思に反して父子間の交流を認めることができたが（同 2 項）、それを立証するハードルは高く設定されていた⁵。離婚した父には子との交流権が認められ（旧 1634 条 1 項）⁶、家庭裁判所は子の福祉に必要な場合のみそれを制限するか停止してもよい（同 2 項）とされたのと対照的であった。

³ Gesetz über die rechtliche Stellung der nichtehelichen Kinder, BGBl.1969 I 1243.

本法についての詳しい研究は、田村五郎『非嫡出子に対する親権の研究』（中央大学出版部、1981）。

⁴ Gesetz zur Neuregelung der elterlichen Sorge vom 18.7.1979, BGBl.1979 I 1061

⁵ 非嫡出子の父が面会交流を求めても、子の出生後早い時期から母に面会交流を拒絶されると、父子間の絆は築けない。それにもかかわらず BGB 旧 1711 条 2 項は、交流が子の福祉に合致すること、すなわち父子関係がすでに確立し絆が存在することの立証を求めた。

⁶ 旧 1634 条 1 項「身上配慮を有さない父母の一方は、子と個人的な交流をする権利を有する。身上配慮を有さない父母の一方および身上配慮権者は、子と他方との関係に害を及ぼし、または教育を妨げることはすべて行ってはならない。」2 項「家庭裁判所は、前項の権利の範囲について決定し、またその行使を、第三者に対しても詳細に取り決めることができる。…中略…家庭裁判所は、子の福祉のために必要である場合には、前項の権利を制限しまたは排除することができる」。

(4) 1998年「親子関係法改正法」⁷

本法は嫡出子と非嫡出子の概念区別を廃止し両者の間の法的差異を広く除去したために、それまで父子関係の成立や親の配慮に関して嫡出子と非嫡出子とで別々の規定を設けていた民法は単一の構成に改められた。具体的には、父母婚姻中の共同配慮と並び、離婚後および非婚の父母にも共同配慮の道を開き(1626条 a1 項 1号)、父母が婚姻関係にあるかどうかにかかわらず、すべての子に父母二人によって養育される権利を保障したのである。

親子の面会交流に関しても新たな視点からの規定が定められた。すなわち、父母双方との面会交流は、原則として子の福祉のために必要であることを宣言し(1626条 3 項 1文)、それまで「親の権利」として位置づけられていた交流権⁸を子の権利として構成し(1684条 1 項)、それによって国内法を国連児童の権利条約 9 条 3 項の「父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利」と合致させたのである。

このようにして1998年法は、父母との面会交流は子の権利であるとしたのに対応させて、父母は相互に婚姻関係にあったかどうか(現在もあるかどうか)、親の配慮権を有しているかどうかに関わりなく、子と交流する義務を負いかつ権利を有する(同 2 文)と定め、それまで配慮権を持たない親にだけ認めてきた面会交流権を配慮権者である親にも認めた。さらに、交流権者が拡大され、子の福祉に合致するときは、祖父母、兄弟姉妹、養育者(里親)、継親もしくは継親であった者、父母の婚姻外パートナーもしくはかつてのパートナーにも面会交流権が認められた(1685条旧 2 項)。

こうして面会交流権の帰属の問題には決着がついたが、交流権者の範囲の拡大は、現実には子との交流を巡る紛争の増加と激烈化を招き、場合によってはかえって子の福祉を害することが予想された。そこで本法は紛争解決のために家庭裁判所に、交流の範囲、交流権の行使、制限、排除に関する決定権限を付与したが、これだけでは円滑な交流が行われることの担保にはならないので、さらに「協力の用意のある第三者の立会い」という表現で交流支援者の存在の必要を認めた(1684条 4 項 3 文)。この交流支援制度(Begleiteter

⁷ Gesetz zur Reform des Kindschaftsrechts(Kindschaftsrechtsreformgesetz), BGBl. 1997.I 2846. 同法の解説として、岩志和一郎「ドイツの新親子法」内田武吉先生古記祝賀『民事訴訟制度の一側面』(成文堂、1999)、同「ドイツ親権法規定(仮訳)」早稲田法学 76 巻 4 号 225 頁(2001)、床谷文雄「ドイツ家族法立法の現状と展望(一)(二)(三)(四)」阪大法学 172=173 合併号(1995) 394 頁・186 号(1997) 866 頁・188 号(1997) 302 頁・193 号(1998) 75 頁、ライナー・フランク「ドイツ親子法改正の最近の展開」家族<社会と法>13 号(1997)。

⁸ ドイツ法で論じられる交流権の法的性質については、岩志和一郎「ドイツ民法における離婚後の面接交渉と子の意思」高野竹三郎先生古記記念『現代家族法の諸相』(成文堂、1993) 143 頁以下に詳しく解説されている。なお、同論文中で岩志教授は「交際権」という語を使用している。

Umgang) の具体化は「社会法典第 8 編 (児童ならびに少年援助)」(SGBVIII)⁹が提供する「家庭での教育の助成サービス」の中に含まれる。この任務を担う交流支援者(Umgangbegleiter)は、他の諸機関と連携しつつ民法上の面会交流権の実現の手助けをする。

ところで、このようにして 1998 年の親子関係法改正法は父母に等しく子との面会交流権を認めたが、ここで言う非嫡出子の父とは父性の承認(1592 条 2 号)を通して、あるいは裁判によって父性が確認され(同 3 号)、その結果、法的な父となった者である。したがって、子との交流を望むいわゆる「生物学的父(biologischer Vater)」(実の親であるが、法的関係を確立していない父)は、その前提として法的父子関係を確立しなければならない。しかし、他の男性がすでに法律上の父として存在している場合は父性の承認はできず(1594 条 2 項)、また、子に法律上の父が存在しない場合でも、父性の承認には子の母の同意が必要とされる(1595 条 1 項)ため、母の協力が得られない場合は子との法的な関係を築くことはできない。裁判による父性確認も、他の男性が父性を承認している間はそれを求めることは許されないとされていたために、生物学的父には交流権は認められなかった。

(5) 「父性取消に関する規定(および子と結びつきを有する者の交流権)の変更のための法律」¹⁰

連邦憲法裁判所は 2003 年 4 月 9 日の決定¹¹で、生物学的父と子との間に社会的家族関係が存在しているのに、実父に交流権を認めなかった当時の 1685 条 2 項は基本法 6 条 1 項(婚姻および家族の特別の保護)に反し違憲であると宣言した。そのため立法府は 2004 年の「父性取消に関する規定(および子と結びつきのある者の交流権)の変更のための法律」で、

⁹ Sozialgesetzbuch VIII (Kinder- und Jugendhilfe). 社会法典第 8 編「児童ならびに少年援助」(SGBVIII または KJHG と略称される)は日本における児童福祉法に相当し、民法親子法と連携しつつ子の健全な成長を保障するため、子および父母に必要な援助を提供する給付法である。同法は大別すると 2 つの公的青少年援助の任務を定めている。児童・少年たちとその親のための援助給付と、行政機関としての権限をもって義務づけられる児童・少年の保護任務である。援助給付は性質に応じてさらに 4 類型に分けられる。すなわち、①スポーツ、レクリエーション、文化活動など学校教育以外の青少年育成事業や民間の青少年団体の助成、②父母の別居や離婚など家庭での紛争や家族が直面する問題への相談を含む家庭での教育の助成、③日中の保育サービス、④要保護児童とその親への援助である教育援助、精神障害のある児童・少年の統合援助および社会参加が困難な若年成年者への援助、である。後者の行政機関としての任務には、緊急一時保護、民間少年援助団体の承認、養育施設の監督などが含まれる。同法の概要と条文全訳は、岩志和一郎・鈴木博人・高橋由紀子「子の権利保護のためのシステムの研究——実体親権法と児童福祉法制の連動のあり方」平成 17 年度 - 18 年度科学研究費補助金(基盤研究(C)一般)研究成果報告書参照。

¹⁰ Das Gesetz zur Änderung der Vorschrift über die Anfechtung der Vaterschaft (und des Umgangsrechts von Bezugspersonen des Kindes) vom 23.4.2004, BGBl. I 598.

同法に関して、松倉耕作「ドイツの新しい(嫡出)否認権法」名城ロースクール・レビュー 3 (2006) 93 頁、片山英一郎「ドイツ血統法における親子関係」早研 117 号(2006) 1 頁。

¹¹ BVerGE, 9. 4.2003 = FamRZ 2003, 816

父母・祖父母・兄弟姉妹以外で交流権を持つ者を制限列挙していた同項を「子のために事実上の責任を負っているか負っていた者（社会的一家族的関係）」と改正し、この文言中に生物学的父を含めた。

(6) 2009年「家事事件ならびに非訟事件手続に関する手続法（FamFG）」¹²

従来の非訟事件手続法（FGG）が全面的に改正され、今まで以上に子の居所や子の引渡しに関する親子関係事件、子の福祉の危険がある場合の親の配慮の制限手続、面会交流事件の手続は優先的に、かつ迅速に進められることになった。他の親子事件同様、交流権争いの解決が遅れば遅れるほど、子と交流権者の間は疎遠になる可能性が高まり、とくに幼児の場合はすぐに疎遠となる危険が高いので手続の遅滞は避けなければならないからである。FamFGが施行される前の交流事件の裁判所係属期間は平均して6.8か月であった¹³。新法はこの期間の短縮をめざし、原則として手続の開始から1か月以内に期日が開かれるべきとする。

また、本法の改正に伴うBGB改正で、新たに交流保護制度が導入された。これについては後述する。

2 面会交流の概念

すでにドイツの連邦憲法裁判所は、子との面会交流は親の自然権に含まれると判断してきたが、上述したように、現行BGBの規定は面会交流権を第1に「子の権利」とし、親にとって子と面会交流することは「義務であり権利である」とした。面会交流には、直接会うこと以外に、手紙、電話、ビデオレター、プレゼントも含まれると解されている。

3 面会交流事件の解決手続の概要

(1) 父母間の合意を最優先

面会交流については父母間で自主的な取決めがなされることがもっとも望ましい。そのために少年援助給付の一類型である「家庭内教育の助成」のための諸サービスの1つとして面会交流に関する相談が用意されている。すなわちSGBVIII18条3項¹⁴は、交流に関する

¹² Gesetz über das Verfahren in Familiensachen und in den Angelegenheiten der freiwilligen Gerichtsbarkeit:FamFG, BGBl 2586. 同法については、岩志和一郎「子の福祉のための諸力の連携——ドイツ親権法の展開」早稲田法学 85 卷 2 号(2010)1 頁。

¹³ BT-Drucks.16/6308, S235

¹⁴ 18 条（身上配慮および交流権の行使についての相談と支援）3 項は以下のとおり。

(3) 児童ならびに少年は、民法第 1684 条 1 項の交流権の行使について、相談と支援を求める権利を有する。児童ならびに少年は、民法 1684 条ならびに 1685 条の定めに従って自分との交流について権利を有する者が自分の福祉のために交流権を行使することについて、支援されるものとする。父母、その他の交流権者および子を自らの保護下に置いている者は、交流権の行使について相談と支援を求める権利を有する。子の個人的生活状況に関する情報を求める権限、交流接触の設定および裁判もしくは合意による交流の取決めの実行

相談および支援を請求する権利を児童・少年本人と交流権者に認め、子の福祉を守る専門行政機関である少年局（Jugendamt）は、必要な情報を提供し、当事者が自主的に交流についての取決めをする能力を発達させるように助言し支援しなければならない。

また、同 17 条は、児童・少年に対して配慮義務を負うか現実に配慮している父母の関係が悪化し離婚・別離の危機にあるときには、これら父母に児童・少年に対する親責任の行使の観点から相談を求める権利を認めるが、相談の中で今後の交流の問題が浮かびあがることがある。

(2) 少年局の決定による交流支援

少年援助機関での相談サービスを通して父母間で面会交流について合意が成立せず、あるいはすでに裁判もしくは当事者間の合意による交流の取決めが存在するにもかかわらず実行が困難な場合は、当事者の希望に応じて交流支援が開始される。交流支援とは、少年局や交流支援を担当する民間団体が、当事者間で面会交流について合意が成立するように調整に乗り出し、あるいはその取決めが実行されるように仲介し、適切な援助を行う少年援助法上の任務である（SGBVIII 18 条 3 項）。

交流支援が開始される契機は 2 つに分かれる。1 つは、交流の問題を抱えている当事者からの直接的な相談を契機に、少年局の決定により開始される。もう 1 つは、裁判所の命令により開始する交流支援である。これは、BGB1684 条 4 項 3 文「家庭裁判所は、協力用の意のある第三者が立会う場合に限って交流を命ずることができる」を法的根拠とする。裁判所の命令による交流支援については後述する。

交流支援開始の法的根拠と開始を決定する機関の相違はあるが、どちらも公的少年援助の給付として行われる。実際に交流支援を行うのはこの領域で経験とノウハウを積んできた民間少年援助団体が多いようである。

このように公的少年援助は家庭裁判所手続が係属していなくても、あるいは家庭裁判所手続と並行して、また、家庭裁判所手続終了後も面会交流を奨励し支援を提供することができる。その際、公的少年援助は独自の裁量権と専門的評価により、個別事例で交流支援の措置が適切かどうかを審査する。少年援助の措置は給付権利者に原則として無料で提供され、これら権利者には選択の権利が認められるので（選択が不相当な費用を生じさせるのでなければという留保付きで）、どの機関のサービスを選ぶか希望を述べることができる（SGBVIII 5 条）。

少年局は交流支援措置を自ら実行でき、また、少年援助の民間団体に委託することもできる。この場合、民間団体との協力は協定により取り決められ、費用に関しては、団体の（一部）財政負担やケースの一括負担から個別の専門給付の時給計算まで地域により大き

については、仲介が行われ、また相当な場合には介添えが行われるものとする。

く異なるという¹⁵。支援提供団体の自律と独立性は基本的に保障される。

(3) 裁判所の交流決定と交流支援命令

家庭裁判所は、子との面会交流自体を対象とする手続においても、別居や離婚時の配慮権に関する手続の中でも、また、民法 1666 条・1666 条 a の配慮権の制限や剥奪手続に伴う親子分離においても、面会交流の範囲について裁判し、行使方法を詳細に取り決め、面会交流権の制限もしくは排除について決定する権限を持つ（1684 条 3 項）。その際、「協力の用意のある第三者の立会いの下での交流」を命じることができる（同条 4 項）。協力の用意のある第三者としては、少年援助の担体(公的少年援助) または民間団体が挙げられている。家庭裁判所が交流支援の命令を下したときには、少年局の協力は裁判所による命令の対象となり、交流支援は公的少年援助の給付として行われるが、実際には裁判所は命令を下す前に少年局に協力の用意があるか確認しておかないと、命令は実効性のないものになる。この場合も、少年局は専門的な評価にしたがって個別事例での交流支援命令が「適格」かどうか独自に判断する。

少年局自身が活動する場合も、民間の少年援助団体が少年局との協定にもとづいて協力する場合も、費用は地域管轄のある公的少年援助の担体（少年局を設置する地方自治体）により負担されることは、裁判所の命令による交流支援でも同様である。家庭裁判所は、誰が交流支援を引き受けるかの決定を少年局と民間団体の間の内部の話し合いに委ねることはできない¹⁶。そのために、家庭裁判所、少年局、個別の民間機関の間で、ふさわしい人物についての専門的な必要条件や費用負担について協定を結んでおくべきだとされる¹⁷。

交流支援の活動に長年携わってきた少年援助の民間団体「ドイツ子ども保護連盟」(Deutscher Kinderschutzbund Bundesverband e.V. DKSB と略称される。以下本稿では DKSB の略称を使用する)¹⁸の経験によれば、裁判所が交流支援の可能性を考慮するのは、とくに以下の場合である¹⁹。

- ・ 支援により子または親の不安に対処できるとき
- ・ 今まで親子間で交流が全くなかったか、または長期間中断されていたとき

¹⁵ Handbuch Begleiteter Umgang, Bundesanzeiger Verlag 2004, Klinkhammer & Prinz 執筆部分, S.189

¹⁶ OLGFrankfurt, FamRZ 1999.617

¹⁷ Wiesner, SGBVIII Kinder- und Jugendhilfe, 3. Auflage. S.290. Rn.35

¹⁸ 1953 年にハンブルクで創立され、現在ではドイツ全土で 420 の地域団体と 5 万人以上の個人会員を擁し、ドイツ最大の子どもの保護のための連盟である。現在の重点テーマは子どもの権利擁護、子どもの貧困および子どもへの暴力反対活動で、これらを実現するため日常の市民生活レベルでの広報活動、政治家や行政へのロビー活動、親教育プログラム、親や子どものための無料電話相談、教育相談・家族相談、被虐待児のためのシェルターなど幅広い活動を展開している。詳しくは同連盟の HP、<http://www.dksb.de> を参照。

¹⁹ Begleiteter Umgang im DKSB, ein Angebot der Jugendhilfe für Kinder und ihre Familien bei Trennung und Scheidung der Eltern, Stand: 15.08.2006. S.7.

- ・ 親の教育能力不足あるいは欠如が疑われる場合や、子の放任、子に対する暴力行使のよ
うな、交流権者の人格に関して憂慮すべきことがあるとき
- ・ 子の奪取が心配されるとき
- ・ そのほかに危険があるかもしれないと危惧されるとき（とりわけ性的虐待の可能性）

(4) 子の意思の確認²⁰

ここで重要なのは子の手続法上の地位である。FamFG は親子関係事件において子に裁判所で意見聴取される機会を保障している（FamFG159 条）。すなわち、裁判所は 14 歳以上の子に対しては常に、その身上に関する手続において直接子に意見聴取を義務づけられ（1 項）、14 歳未満の子についても、その成熟の度合いを問わず必要に応じて意見聴取することが求められている（2 項）。裁判所が必要な意見聴取を怠る場合、その決定は取消されることがある。

しかし、子が年少であったり父母の葛藤の板挟みになるなど、裁判所において自分の意思や希望を十分に述べられないことがある。そのような状態にある子の利益の確保と意思の代弁のため手続補佐人（Verfahrenbeistand）が選任される（FamFG158 条）。人的資源の面での制約から、手続補佐人が交流支援者に選任されることもあるが役割は異なる。

(5) 当事者の自律的な紛争解決優先とそのための家庭裁判所の努力

面会交流の紛争を解決するには、裁判所の決定よりも当事者の自主的な取決めのほうが実現可能性は高く子の利益を促進するので、手続法（FamFG）はその実現のための規定を置いている。

まず、裁判所は、子の福祉に反するのでなければ手続のどの段階でも当事者の合意を促す努力をすべきである（FamFG156 条 1 項 1 文）。裁判所は、合意案を作成するため少年援助の相談サービスの利用可能性を父母に知らせ（同 2 文）、相談の利用を義務づけることもできる（同 4 文）。さらに裁判所は、適切な場合には父母はメディエーションかその他の裁判外の紛争解決手続きを利用できることを示さなければならない（同 3 文）。

当事者が交流について合意に達した場合、合意の内容が子の福祉に反しないと裁判所により承認されると、それは和解として受け入れられることになる（裁判所の承認を得た和解：同 2 項）。期日に合意に達することができなかつたときは、裁判所は暫定的に交流のルールを定めるか、交流を排除する（同 3 項）。

裁判所の訴訟費用扶助承認手続でも、交流請求手続で訴訟費用扶助を望む当事者は、裁判手続を開始する前に、まず少年局の相談を利用して相手方と交流ルールを合意で形成するように努めなければならないとされる²¹。さらに、交流を請求された配慮権者である親の側も裁判外の合意を目指す義務があるので、少年局での話し合いに参加しなかつたり一方

²⁰ 交流における子の意思の問題は、岩志・前掲注 8・158 頁～163 頁で詳細に検討されている。

²¹ OLG Düsseldorf, FamRZ 1998, 758

的に話し合いをキャンセルした場合は、訴訟費用扶助を受けることは許されないとされる²²。ただし、あらゆる可能性を考慮しても裁判外の合意ができないであろうと推論させる特別の理由があるときだけはこの限りでない²³。

面会交流に関する裁判所の決定が出されるか裁判上の和解が承認された後に、父母の一方が相手方の面会交流妨害を主張してきた場合、家庭裁判所は申立てで仲介をする（FamFG165条）。この仲介手続の中で裁判所は、交流が行われないと子の福祉にどのような効果が生じうるかを父母とともに検討し、また、交流の妨害や困難から生じうる法的効果、とくに秩序手段による制裁の可能性や配慮権の制限や剥奪の可能性を示唆し、少年援助の相談サービスを利用するように勧める義務を負う（同3項）。

父母の間で交流のルールについて、もしくは裁判外の相談利用について意見の一致がみられず、または少なくとも父母の一方が仲介に出頭しなかったときは、裁判所は仲介手続が失敗に終わったことを確認し、強制手段に訴えるか、交流ルールを変更するか、配慮に関する処置を取るかを検討することになる（同5項）。

（6）交流保護（Umgangspflegschaft）

家庭裁判所は従来、とくに困難な事例では、子の福祉の危険があるときの子の保護規定である BGB1666 条および 1666 条 a を適用して、面会交流を妨害する配慮権者から親の配慮を一部もしくは全部剥奪し、少年局を交流保護人（Umgangspfleger）に任命するという実務を確立させてきた²⁴。この交流保護人は BGB1909 条の補完的保護人（Ergänzungspfleger）としての法的地位を有する、いわば部分後見人である。交流保護人は交流支援者とは異なり、配慮権者から剥奪された面会交流に関する決定権限を委譲され、それを行使し、交流を実施する権能を持つ。

しかし、1666 条は裁判所が親の配慮に介入できるための厳格な要件を定め、子の福祉に及ぼす危険の影響についての診断は、しばしば専門家の鑑定のを借りなければならず、面会交流が困難な事例に適用するには時間がかかりすぎ敷居が高すぎるが多い。

そこで、2009 年の「家事事件ならびに非訟事件手続に関する手続法（FamFG）」制定に伴う BGB 改正で、交流保護制度が新たに導入され 1684 条 3 項に以下の文言が追加された。「長期間もしくは繰り返し著しい第 2 項の義務違反があるときは、家庭裁判所は交流の実行のために保護（Pflegschaft）を命じることができる（交流保護 Umgangspflegschaft）。交流保護は、交流の実行のために子の引渡しを要求し、交流の間、子の居所を定める権利

²² OLG Brandenburg, FamRZ 2005, 1914. 本件では、裁判外の合意を目指す原則は以下の 2 点に起因すると説明される。1 つは、当事者は費用のかかる裁判手続を可能な限り避ける義務があること、2 つ目は、裁判手続で子は原則として意見聴取されるが、これは子に特別の負担を生じさせるので、裁判手続の回避が子の福祉に役立つからである。

²³ 同上。

²⁴ OLG Frankfurt/main NJW2000,368:FamRZ 2002,1585:FamRZ 2004,1311:OLG Karlsruhe :OLG Dresden FamRZ 2002,1588:OLG München FamRZ 2003,1957

を含む。命令は期限付きで下される。費用補償と交流保護人の報酬については、家事事件および非訟事件手続法第 277 条が準用される。」

また、BGB1685 条 3 項にも以下の文言が追加された。「家庭裁判所は、第 1666 条 1 項の要件が満たされている場合のみ、第 1684 条 3 項 3 文ないし 5 文の交流保護を命じることができる。」

上記条文からも明らかなように、親子間での交流保護の命令のための要件は子の福祉の危険ではなく、1684 条 2 項の善行義務²⁵が『長期に、または繰り返し著しく害される』ことである。

連邦政府の法案理由書²⁶によれば、交流保護の対象は『面会交流の実行』である。法文からも明らかなように、交流保護人は裁判所の面会交流に関する決定を実行に移すために子の引渡しを求め、どこで面会交流が行われるかを定める権利を持つ。さらに交流保護人は交流の準備時、交流権者である親への子の引渡し時、そして子の返還時にその場にいることができ、交流が具体的にどのように行われるかを定めることができる。父母の間で交流の態様（交流の場所、子の引渡し場所、子に持たせる衣服、子の返還の約束等）について意見の相違があるときは、交流保護人は父母の間を仲介するか、自己の決定権を利用しなければならない。彼の任務領域に及ぶ限り、父母の配慮権は制限される（1630 条 1 項）。

交流保護人は同席することにより、そして裁判所への報告義務により交流の実現に対して一定の圧力を行使しうる。しかし、その者は、直接的な強制力を行使して同居している父母の一方からの子の引渡しを強制する権利はない。裁判所が直接的な強制力の使用を必要と考えるときは、裁判所は交流保護の命令に加えて FamFG90 条による決定をしなければならない。

ところで、交流保護は父母が自主的に交流を実行するようになるか、あるいは交流保護は効果がないことが明らかになるまで一時的に命じられるもので、長期間存続させる意味はない。したがって、交流保護の命令は初めから期限付きである。期間内に交流保護の目的が達成されなかったが、裁判所の見解ではまだその見込みがあるなら、裁判所は交流保護を新たに命じることができる。

なお、交流保護人の費用補償と報酬は手続補佐に関する支払いの規定を準用して、常に国庫から支払われる（FamFG277 条 5 項）。

4 面会交流の実効性を確保する法的枠組み（執行、強制手段）

子を手もとに置いている親があくまでも面会交流を妨げる場合や、逆に交流権者が子を

²⁵ 1684 条 2 項「父母は、子と父母の他方との関係を害し、または教育を妨げることはすべて行ってはならない。前文は、子が他の者の保護の下にあるときにも準用される。」

²⁶ BT-Drucks. 16/6308. S.345-346. 交流保護制度新設についての法案理由の詳しい紹介は、高橋由紀子「ドイツの交流権行使と支援制度」帝京法学 26 巻 2 号（2010 年）103～106 頁

奪取した場合にはどのような手続が用意されているか。

(1) 民法上の子の引渡し・返還請求 (1632 条 1 項)

子の引渡し・返還請求の法的根拠は、BGB1632 条 1 項「身上配慮は、子を父母または父母の一方に違法に引き渡さない者に対して、子の引渡しを求める権利を含む」、および 1684 条 3 項「家庭裁判所は、交流の範囲について裁判し、その行使を、第三者に対しても、詳細に取り決めることができる」である。これらに基づいて家庭裁判所への申立てが行われるが、管轄権を有する裁判所は、父母の一方が事前に父母の他方の同意なく子の居所を変更したときは、手続を子の以前の常居所の裁判所に指示することができる (FamFG154 条)。

さらに、3 (6) で紹介した交流保護がすでに命じられていれば、交流保護人は面会交流実行のために子の引渡しを求めることができる (1684 条 3 項 4 文)。

なお、国境を越えた子の奪取に関しては、ドイツは「国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約」²⁷に加盟しているため、締結国間であれば条約の手続に従って子の返還が行われる。

(2) 秩序手段の適用

家庭裁判所の子の引渡し・返還命令が出されても、なお義務者がそれに従わないときは、裁判所は秩序手段を用いることができる。秩序手段の適用には 5 段階のプロセスがある。

①子の引渡しを命じるか、または子との面会交流に関する家庭裁判所の執行名義ある決定
②子の引渡しまたは面会交流決定に違反した場合に秩序金または秩序拘禁が課される旨の警告が①決定の中に明記されなければならない (FamFG89 条 2 項)。秩序金は制裁的な性格を持ち、執行されるべき行為がもはや行われることができないときでも、科すことができる。

③裁判所決定に対する義務者の違反が現実にあると、秩序手段確定の前に義務者は意見聴取される (FamFG92 条 1 項)。本章 3 (5) で述べた FamFG165 条による仲介手続が事前に実行されることは、秩序手段確定のための要件ではない (同 3 項)。

④決定による秩序金／秩序拘禁の確定

秩序手段は違反の制裁を目的とする (FamFG89 条 1 項)。個別の秩序金の金額は 2 万 5000 ユーロを超えてはならないとされている (同 3 項) が、実務では 500 ユーロ以下であるという²⁸。秩序金の命令では効果がないと思われるときは、裁判所は秩序拘禁を命じることができる (同 1 項)。

⑤確定した秩序手段の執行

拘禁の場合は子ではなく、義務者が拘禁される。

²⁷ Haager Übereinkommen über die zivilrechtlichen Aspekte internationaler Kindesentführung v 25.10.1980

²⁸ Zimmermann, Das neue FamFG, 2009, S.84, Rn.262

(3) 直接強制力の行使

相当性の原則により、より穏当な手段が役に立たないときに強制力が行使される。すなわち、秩序手段の確定が効果ないとき、秩序手段を確定させても効果の見込みがないとき、決定の迅速な執行が絶対に必要なとき（FamFG90条1項）に、裁判所は明確な決定により執行のための直接強制を命じることが出来る。ただし、交流権を行使するために子が引き渡されるべきときには、子に対する直接強制力の行使は裁判所により命じられてはならない（90条2項1文）。

なお、義務者の住居は、その者の同意あるときか、または裁判所の決定に基づくものでなければ搜索されてはならない（91条1項）。

(4) 身上配慮権の剥奪

面会交流の実効性確保のために、以上のような秩序手段や直接強制力行使が手続法で定められているが、これらの制裁／強制手段が面会交流事件において行使されることはきわめて異常であり、子の福祉のためにはならず、これらの手段が行使されることは原則として控えられる。

結局、面会交流の妨害が子の福祉を著しく脅かす事態では、妨害する親からの身上配慮権の剥奪（BGB1666条・1666条a）や、共同配慮の取り止めと交流権者である父母の一方への単独配慮権委譲（1671条2項2号）といった民法上の手段が有効となりうる。

5 面会交流支援の沿革

1998年親子関係法改正法以前から家庭裁判所実務では第三者の立会いを命じる判決が出されていた。すでに1960年代後半には、交流権者が伝染性の病気に罹っていて子が危険にさらされる恐れがあるときや、交流権者の人格や考え方のせいで交流の目的が監督なしでは達成されることができないときには、監視保護人としての第三者を面会交流に同席させる命令が許されると解されていた²⁹。

その後、「世話付き交流 *Betreuter Umgang*」が、もっぱら性的虐待の疑いがある場合と交流権者による子の奪取の危険があるときに利用されてきた。性的虐待の疑いがある場合は裁判でその存否が確定されるまでの長い間、また、子の奪取の恐れがある場合に交流を中止すると、親子の間は離間し、子に回復しがたいトラウマを与えることにもなりうるので、それを防ぐために世話付き交流が開始されたのである。しかし、これも、その実質はむしろ監視付きの交流であった。

やがて、面会交流に同席し支援を行う民間団体の活動を通して、世話付き交流に新しい概念と意義が認められるようになった。すなわち、父母間の争いが激しい場合や、面会交流の長期の中断の後に世話付き交流の助けを借りてコンタクトの道ならしをする治療薬と

²⁹ Handbuch Begleiteter Umgang, S.42 に紹介されている 1967年版 Palandt, 1634条の解説による。

しての効果が発見されたのである。

このような実務の長い経験の蓄積を元にして、1998年法により交流支援制度が明文でBGBとSGBⅧに導入されたことはすでに1(4)で述べた通りである。次節では、実際にこの領域で活動してきた少年援助の民間団体であるDKSBの活動を中心として、交流支援制度の具体像を紹介する。

6 援助機関

BGB1684条4項の「協力の用意のある第三者」とは、公的少年援助機関である少年局と、各地域で活動する少年援助の民間団体である。これらの団体の多くは国家に承認された全国組織のいずれかの民間団体に所属している。全国団体としては、「ドイツ子ども保護連盟(DKSB)」の他に、カトリック教会系のカリタス・フェアバント(Deutscher Caritas Verband)、プロテスタント教会系のディアコニー福祉団体(Diakonisches Werk der Evangelischen Kirche in Deutschland)、労働者福祉団体(Arbeiterwohlfahrt-AWO)がある。

7 援助者³⁰

(1) 職業的出自

DKSBで交流支援を行うのは、専任の専門職とボランティア職員である。専門職の相談員は、ソーシャルワーク、社会教育学(福祉)、心理学または教育学の学位取得者で、相談やセラピーのための職業教育を受けていなくてはならない。実際に付き添いを行うボランティア職員はDKSBの養成コースを終了した者である。ボランティア職員には、現役教員や教職経験者、児童福祉の領域で働いている人など子どもと接する機会があり、子どもとのコミュニケーションのとり方に熟達している者が多い。

(2) 交流支援者としての公的資格はない。それぞれの民間機関の基準による。

(3) 養成・研修

交流支援における職員への要求度は高く、特別の専門知識を必要とする。加えて、支援には人格的態度と安定した実行能力が不可欠である。DKSBでは、専門職もボランティア職員もこれらの任務のために特別に教育され準備される。全員が定期的に自己の仕事を見直し改善するように義務づけられている。

実際に付き添う職員のための教育には基礎教育(36時間)と継続教育(36時間)がある。基礎教育の内容は、DKSBの原則と行動方法、コミュニケーショントレーニング、家族構造の中の子および成人との交流の3つの分野に分かれ、それぞれについて詳細なカリキュラムが組まれている。継続教育は、基礎教育を終了した職員や社会的な基礎職業に従事し

³⁰ Begleiteter Umgang im DKSB, S.13 より引用した。前掲注 19 参照。

ている職員のために準備され、内容は、児童の権利条約・措置の費用についての情報・各種協力関係などの基本的な方向付け、法律知識、心理学、行動能力、家族システム・二国籍家族・暴力・里親家族・継親家族など問題別の介入方法である。

そして、相談業務を行う専門職と実際の付き添いを行う職員間の協力とスーパービジョン、同僚間の会議が地域レベルでの団体に定期的実施されることが重要である。

(4) 勤務形態

相談員は原則として常勤職員である。ボランティア職員の利点は、週末など正規の勤務時間外でも交流支援をすることができる点である。多くの少年局が DKSB など民間団体を信頼できる少年援助給付のパートナーとしてみなし、交流支援措置を民間団体に委ねる協力協定を結ぶ大きな理由はこの点にある。

各地域のサービス提供はしばしば交流支援の措置を超え、別居家庭と離婚家庭の子どもたちグループ、一人親への援助、別居・離婚をテーマとする講演会、そして最近では面会交流のためのオープンな出会いの場までが提供される。

8 利用者

バイエルン州の DKSB が 2005 年 8 月に行った調査結果からは、地域と期間が限定されているが、興味深い結果が示されている³¹。調査の対象は 2004 年 1 月から 2005 年 8 月までの交流支援の終了ケース（217 人の子どもを含む 166 家族）で、回答者はケースを担当した相談員である。以下に概要を示す。

(1) 交流支援を利用した家族像

74%の家族は子どもが 1 人で、21%が 2 人、3%の家族が 3 人で、4 人の子どもがいるのは 1%であった。子どもたちの年齢幅は 1 歳未満から 17 歳までで、中心は 2 歳と 7 歳の間であった。84%の母親と 75%の父親がドイツ国籍で、残りの親たちは様々なヨーロッパ諸国とヨーロッパ以外の国々出身であった。

父母の年齢は 19 歳から 62 歳までだった。最年少の母親は 19 歳、最年長が 48 歳、最年少の父親が 21 歳で最年長は 62 歳であった。約 67%の父母は 28 歳と 42 歳の間であった。

(2) 交流権者

子どもとの面会交流を求めた交流権者のうち 77%（143 ケース）では父、13%（25 ケース）では母であり、その他の交流権者はもっぱら祖父母であった。

96%のケースで、子は母または父と一緒に暮らしていて、4%（7 ケース）では里親家庭で暮らしていた。これら 7 ケースでは実親もしくは祖父母との交流が支援された。

(3) 交流支援の依頼者

DKSB への委託は少年局からが 54%、家庭裁判所からが 40%、相談所と弁護士によるの

³¹ ZfJ 2006, 402. 以下、バイエルン州の場合は、この調査結果から引用した。

がそれぞれ1%で、同居している父母が自分でDKSBにコンタクトを取ってきたのが6%であった。

交流支援が開始される前にDKSB職員はほとんどのケースで、子を引き渡す親、子、交流権者と個別にコンタクトを持ったが、最終的に、166ケースのうち143ケースで(86%)支援措置の実行に至った。

(4) 交流支援実行の理由

支援措置の実行の理由として挙げられた中でもっとも多かったのが、交流権者の側では長期のコンタクト中断を理由とする子とのコンタクトの道ならしであった(30%)。次いで、子からのコンタクト拒絶(17%)、DV(13%)、アルコール/薬物依存(11%)、奪取の危険(10%)、性的虐待の疑い(7%)、子に対する暴力(6%)、精神病(5%)、証明された子への性的虐待(1%)であった。同居親側の理由ははっきり示されなかったが、父母間の葛藤がもっとも目立った。

(5) 他のサービスの併用

交流支援を補強する措置に参加した子どもは31人(17%)だけであった。交流支援が行われた186人の子どもたちのうち、21人が心理セラピー(11%)を受け、3人が家族療法と体系的相談に(2%)、2人が別居・離婚グループに(2%)、早期育成、教育相談、エルゴセラピーにそれぞれ1人が参加した。

交流支援の期間中、世話をしている親143人のうち34人(24%)が補強措置に参加した。そのうち27人がDKSBの父母相談を(19%)、8人が外部の提供者による心理療法かカップル相談のようなその他のサービスを利用した。交流権者は31ケースで(22%)支援的措置に参加し、そのうち23人がDKSBの父母相談(16%)、7人が(5%)外部の心理療法かカップル相談を利用した。

9 援助内容³²

DKSBの交流支援は原則として相談と実際の付き添いの2つの任務により構成される。それぞれが具体的にどのような役割を果たすかは以下のとおりである。

(1) 相談 (Beratung)

相談は内外に向けた交流支援の指導と調整を含み、交流に関係する成人と子どもすべてとの話し合いをもつ。具体的には以下の任務が含まれる。

- ・ 合意形成とケースに合致したルール作り
- ・ 実際に付き添って世話に当たる職員を家族に紹介
- ・ 専門的相談および付き添い担当者との協力
- ・ 措置終了後の交流ルール作り

³²Begleiteter Umgang im DKSB, S.13

- ・ 裁判所や少年局など外部機関に対しケースを代表
- ・ 州や連邦レベル、市町村の調整会議への参加

(2) 実際の付き添い (Begleitung)

- ・ 1人の大人から別の大人への子の引き渡し
- ・ 子と交流権者の面会中の付き添い (必ずしも同じ部屋や空間に同席するわけではない)
- ・ 相談の中で合意に達した取決めにしたがった面会交流が行われているかに配慮

(3) バイエルン州の実施例

ほとんどの交流コンタクトは2週間ごとか(59%)毎週(18%)行われた。コンタクトは通常1回ごとに2時間から3時間(74%)であった。ケースの29%では措置は3か月続き、26%では6~9か月で、8%では1年以上続いた。

子の引渡しの際に68%の父母は初回から顔を合わせ、交流支援の最後までには72%に達した。父母が顔を合わせる事への回答と成果、すなわち措置後の自立的な交流についての回答を交差させると、父母が初めから、または交流支援の途中から顔を合わせるケースでは、成功率も最も高かった。父母が顔を合わせないケースでは、失敗は明らかであった。ここでは父母間の葛藤の激しさが現れている。相談から父母双方の共同の話し合いまでは、交流コンタクト成功に貢献する重要な目標である。

10 援助結果

バイエルン州の相談員の観察では、交流コンタクトは87%のケースで子どものためになった。79%の子どもたちは交流コンタクトの設定に非常に満足し、交流権者は78%が、同居親は71%が非常に満足した。

しかし、重要なことは措置終了後に親が交流に自主的に合意し、交流の継続ができるかどうかである。交流コンタクトを付き添い無しで継続することについて父母の合意があったケースは143ケースのうち68%で、46ケース(32%)では合意には至らなかった。

11 司法機関や他の機関との関係

交流支援の民間団体は、家庭裁判所だけでなく少年局、弁護士、手続補佐人、家裁手続で鑑定を依頼される心理学などの専門家たちと日頃から密接なネットワークを構築しておく必要がある。全国で状況は異なるが、熱心な地域ではネットワークに参加する諸機関/担当者の定期的な会合と情報交換が行われている。代表的なモデルとして、ミュンヘンモデル、コッヘムプラクティスがある。

ネットワークのメンバーは対等でそれぞれ自律性が保障されている。しかし、交流支援を行う民間団体は、少年局と業務協定を結び少年援助給付を行うので、その範囲でSGBⅧにより公的青少年援助に要求される遵守義務が適用される。たとえば、民間団体で交流支援を担当する職員の人的適合性についての保証(SGBⅧ72条a)がある。公的青少年援助の担

体に課せられた一定の者の雇用禁止、すなわち、強姦・性虐待、ポルノグラフィー所持・頒布など一定の犯罪を理由として有罪判決を受けた者の雇用または雇用斡旋の禁止が民間機関にも適用されるのである（同条3文）。

また、民間団体に対しても、少年援助法上の個人情報保護義務が課せられる（SGBⅧ61条3項）。したがって、民間団体が少年局との間で業務協定を結ぶ場合は、その中で少年局への報告義務についてその必要性や範囲などについてあらかじめ取り決めておく必要がある。さらに、個別のケースごとに報告の頻度・内容・範囲・方法等について少年局と取り決めておくべきだとされる。

家庭裁判所に対して交流支援者の報告が行われるべきか、またその方法についての法規定はない。家裁との関係は地域・民間団体の方針で異なる。家裁手続に積極的に参加して意見を述べる支援者もいれば、家裁手続に参加しない支援者もいる。

おわりに

ドイツの親権法の特徴は、民法の規定を実効性あらしめるために少年援助法と密接な連携をとっている点である。面会交流の問題でもそれは明らかである。

1998年から、民法では離婚後の父母の共同配慮と、非婚父母の間での共同配慮が認められ、それとともに交流権者の範囲が拡大された。それにとどまらず、面会交流権は子の権利として構成されるようになった。しかし、親にとっても子との面会交流は基本法6条2項1文の保護を受ける親の権利である。と同時に子の福祉を促進するために不可欠のものである。このような法状況の中では、時として、子の権利と親の権利の衝突、父母間の権利の衝突が予想される。これらを未然に防ぎ、あるいはすでに生じた紛争をなるべく早く軽い段階で解決し、父母との面会交流から得ることのできる子の健全な発達への利益を守り子の福祉を保障するためには、当事者にとって敷居の高い裁判所だけでなく、実際の生活レベルでのきめ細かな援助が必要である。ここに、交流支援の存在意義がある。

広義の交流支援制度では、当事者の自発的な問題解決のために子自身や父母、その他の関係者のための相談が少年援助給付として用意されている。少年局が別の相談の中で情報を得て面会交流についての相談の可能性を当事者たちに働きかけることもある。これらの相談所は市民からアクセスしやすいように、少年局や民間の少年援助機関により市の中心部や住宅街に開設されており、どこも公的資格をもつ専門職員が配置されている。裁判所が関与しない段階から交流支援は提供され、父母間で自主的な交流ルールが作られ、交流が実行されるように奨励される。

紛争が当事者間での自主的な解決をみないときには、裁判所が関与することになるが、ここでは手続補佐制度が用意され、父母とは独立して子の利益の保護と意思の確認ができるように保障されている。さらに、面会交流ではあくまでも当事者による自律的な解決が望ましいので、手続は当事者による解決を優先し、そのために裁判外の少年援助給付とし

での相談の利用が勧められ、適切な場合には交流を開始・再開・軌道に乗せるために交流支援が命じられる。

この段階で紛争が解決されないと裁判所は交流について決定するが、当事者がその決定を実行しないときには、交流権者は自ら少年局に交流支援を求めることができるし、家庭裁判所に相手方との仲介を求めることもできる。また、裁判所の交流決定を実行させるための交流保護制度も用意された。これらの手段が効果なく、裁判所の決定が実行されないときは、家庭裁判所には義務者の制裁として秩序金・秩序拘禁を命じる権限があり、最終的には直接の強制力を行使する道が残されている。

これらの流れを概観すると、子の福祉を守るために民法（BGB）と少年援助法（SGBVIII）と手続法（FamFG）が密接に連携し、それぞれの法を根拠とする諸機関が協力・連携していることが理解できる。もちろん、すべての家庭裁判所の管轄内でこれらの活動が順調に行われているわけではないが、上で述べたように、公的機関がカバーできない領域や活動について少年援助の民間機関が積極的に人材を育成し、技術を開発・発展させ、全国的なレベルでの質の向上に力を入れる一方で、少年局や家庭裁判所といった公的機関も積極的に民間のリソースを利用する姿勢を見せていることは、1つの制度を成功させる鍵であり、今後の日本の交流紛争解決にも大いに参考になるのではないだろうか。

V-4 フランスにおける面会交流援助

色川豪一（立正大学法学部非常勤講師）

1 はじめに

1970年代以降、フランスの家族をめぐる状況は大きく変化した。1960年代には3万件台であった離婚数は最近では13万件前後を推移し、2組の婚姻のうち1組は離婚に終わると推計されている。これに伴い両親の離別に遭遇する子どもの数も増加しており、2009年に離婚した夫婦には約13万人の未成年の子がいた。また、出生全体に占める婚外子の割合は2007年に過半数に達した後も増加し続けている¹から、その性質上統計には現れない婚外関係の解消ももはや無視できない。今日では4人に1人の子どもが両親と同居していないという²。

このような現実を前にして、カップルとしての関係を解消した後も両親としての関係は継続すべきであり、双方の親と関係を維持することが子の利益に適うという理念（«コパランタリテ coparentalité »という言葉で表現される。）が、離別家庭の子どもの問題に関わる人々の間でひろく共有されるようになった。立法者も、数次の漸進的な改正を経て、2002年3月4日の法律第305号による民法典改正（以下、2002年改正）³により、婚姻の有無にかかわらず、離別の前後を通じて、父母は親権を共同行使することを原則とした。

もちろん、法律が親権の共同行使を原則としたからといって、子をめぐる紛争がなくなるわけではない。紛争の焦点が親権の所在から親権行使の具体的な態様（どちらが子と同居するか、非同居親と子との面会交流、子に関する決定への関与の仕方など）へと移動し、より問題は複雑化したともいえる。父母が離別後も共同で子どもの養育に関わっていくためには、裁判所をはじめとする社会の諸制度の関与がより必要とされる。とりわけ、父母間の葛藤が高いケースにおいて、子が非同居親との関係を維持していくためのしくみづくりが重要な課題となる。

本章では、フランスにおける「面会交流センター（espace de rencontre）」による面会交流援助を検討する。まず、面会交流援助の前提となる法的枠組みを概観し（2～4）、次いで、文献調査と現地調査で得られた知見を基に面会交流センターによる面会交流援助の実状を探る（5）。最後に、フランスにおける面会交流援助の検討から抽出された特徴をまと

¹ 2010年は53.7%。

² La Défenseure des enfants, *Enfants au coeur des séparations parentales conflictuelles*, 2008, p. 4.

³ 中村紘一=色川豪一「フランス親権法の改正——親権に関する2002年3月4日の法律第305号」比較法学37巻1号（2003）313-332頁、田中通裕「フランスの親権法」民商136巻4=5号（2007）465-496頁を参照。

めて結びとする

2 フランスにおける面会交流権の概念

わが国の面接交渉権や面会交流権に相当するものは、フランスでは「訪問権 (droit de visite)」あるいは「訪問および宿泊の権利 (droit de visite et d'hébergement)」と呼ばれている⁴。フランス民法典は、父母が親権を共同で行使している場合における子と非同居親との面会交流を「親権行使の態様」の1つと位置づけ(373-2-6条など⁵)、例外的に父母の一方が親権を単独で行使している場合における他方の親について「訪問および宿泊権 (droit de visite et d'hébergement)」(373-2-1条)、祖父母については「人格的関係を維持する権利 (droit d'entretenir des relations personnelles)」(371-4条)という用語を用いているが、一般的にこれらをまとめて「訪問権」と呼ぶことが多い。ここでは、とくに原語を示す必要のない限り、ひろく「面会交流(権)」という表現を用いることにする。

3 面会交流事件の解決手続

(1) 父母が親権を共同行使している場合(原則)

父母の「離別は、親権行使の帰属の規定に対して影響を及ぼさない」(373-2条1項)し、離別後も「父母のそれぞれは、子との人格的関係を維持し、子と他方の親との絆を尊重しなくてはならない」(同条2項)。非同居親との子との「絆」を具体化する面会交流の内容は、「親権行使の態様」の1つとして一次的には両親が合意により定め、裁判官は、合意が十分に子の利益を守っていないことまたは両親の同意が自由に与えられなかったことを確認しない限り、この合意を認可する(373-2-7条)。

父母が合意に至らなかった場合には一方の申立てに基づき裁判官が面会交流について定めることになる(373-2-8条)。しかし、裁判によって父母の対立が決定的なものとなり、親権の共同行使に必要な最低限の協力関係すら失われてしまうおそれがある。そこで2002年改正により、「裁判官は当事者を勧解させるように努力する」とともに、合意形成援助の

⁴ ここでは、本報告書の趣旨に従い、フランスにおける訪問権の学理的考察は行わない。以下の先行研究を参照されたい。田中通裕「フランスにおける訪問権 (droit de visite) ——その権利主体の範囲と法的性質をめぐって」法と政治 32 巻 1 号 (1981) 153-203 頁、山脇貞司「訪問権 (droit de visite) に関する若干の考察」法経研究 (静岡大学) 31 巻 1=2 号 (1982) 103-128 頁、石川良雄「フランス判例における訪問権について」家月 40 巻 4 号 (1988) 24-83 頁、栗林佳代「フランスにおける訪問権からの祖父母・孫関係の考察——わが国の面接交渉権論の再考察にむけて」九大法学 86 号 (2003) 199-272 頁、同「フランスの訪問権に関する法改正についての考察——子の利益を視点として」佐賀大学経済論集 39 巻 6 号 (2007) 87-120 頁、山田美枝子「フランスにおける訪問権」比較法研究 67 号 (2005) 171-179 頁。

⁵ 以下、明示しない限りフランス民法典の条文をさす。なお、訳出にあたっては稲本洋之助ほか訳『フランス民法典(家族・相続関係)』(法曹会、1978) および田中通裕『親権法の歴史と課題』(信山社、1993) を主に参照した。

ために「調停の措置を提案し、両親の同意を得た後に、調停の措置を行うために家事調停者 (*médiateur familial*) を指定することができる」(373-2-10条)との規定が新設された。このいわゆる「家事調停 (*médiation familiale*)」は、養育費の支払等と異なり強制による実現が困難な面会交流事件において活用が期待されている。面会交流センターを運営している団体には家事調停サービスも提供しているところが多い⁶。

いったん面会交流に関する合意が認可され、または裁判が行われたとしても、裁判官は、いつでもこれらを変更し、補充することができる (373-2-13条)。たとえば、面会交流センターにおける試行的面会交流を命じた後、その結果を考慮して面会交流の内容や条件を変更したり、あるいは面会交流自体を中止したりすることがある。

(2) 父母の一方が親権を単独行使している場合 (例外)

例外的に、裁判官は両親の一方による親権の単独行使を決定することができるが、面会交流権は重大な理由 (*motifs graves*) によってしか他方の親に対して拒否することができない (373-2-1条)。この「重大な理由」には、子に対する暴力や性的虐待、養育放棄、アルコール中毒などが該当するが、単に両親の対立が激しいというだけでは重大な理由があるとはいえない。立法の動きに呼応して、裁判官は一方の親との面会交流を拒否することにますます抵抗を感じるようになってきているという⁷。その結果、面会交流センターにはより紛争性の高い困難なケースが持ち込まれることになる。

(3) 祖父母・第三者

フランスにおいては父母以外の者、とくに祖父母の面会交流権が学説・判例において盛んに論じられてきた。それは 1970 年の親権法改正により明文で承認されるに至り（「父母は、重大な理由がある場合を除いて子とその祖父母との人格的関係を妨げることができない。」）、2002 年改正によって子を権利主体とする表現（「子は、その尊属との人格的関係を維持する権利を有する…」）に改められたが、祖父母または祖父母以外の第三者が孫（甥／姪／継子など）との面会交流を求めて裁判所に申立てをすることができることに変わりはなく (371-4条)。父母、祖父母、祖父母以外の第三者では面会交流権が認められる要件に若干の違いはあるが、面会交流権の名義人である限りいずれも面会交流センターによる援助の対象となる。実際、割合こそ少ないものの、面会交流センターの利用者には祖父母が含まれている⁸。

(4) 育成扶助の場合

(1)ないし(3)はいずれも家族事件裁判官 (*juge aux affaires familiales : JAF*) の管轄に属する事件であるが、この他に、児童虐待などによって危険な状態にある未成年者の保護制

⁶ 後述 5(1)参照。

⁷ Philippe MALAURIE et Laurent AYNÈS, *La famille*, Defrénois, 2009, n° 1618, p. 635.

⁸ 後述 5(4)参照。

度である育成扶助 (assistance éducative)⁹の枠組みにおいて、少年裁判官 (juge des enfants) が面会交流に関する裁判をすることがある。すなわち、少年裁判官は、子を親から引き離して父母以外の第三者や施設に委ねた場合に、父母の通信の権利および訪問の権利の態様を定めたり、これらを一時的に停止することを決定することができる。また、子が委ねられた施設が指定する第三者の立会いの下でのみ両親の一方または双方が訪問権を行使できると決定することもできる (375-7 条 4 項)。この第三者には面会交流センターが含まれる。

4 面会交流の実効性を確保する法的枠組み

(1) 2002 年改正後の民法典の諸規定

2002 年改正は、両親の離別後も双方の親との関係を維持することが子の利益に適うという理念を掲げつつ、親権の共同行使ないしその前提である非同居親と子との関係を実質的に維持するための諸規定を設けた。これに先立つ 1993 年の民法典改正¹⁰が離婚後の親権の共同行使を原則としたにもかかわらず、母と同居する子のうち、毎週父と会っているのは 20%に過ぎず、3 分の 1 は父との関係がまったく断絶してしまっているという現実があった¹¹からである。

子と非同居親との地理的距離は両者の関係に影響を与える重要な要素であり、ときに非同居親との関係を断ち切ることを意図した転居がなされることがある。そこで、両親の一方が居所を変更する際には、それが面会交流権を含む親権行使の態様を変更する限り、事前かつ適時にそのことを相手方に通知しなければならない (373-2 条 3 項)。転居によって新たに生じた面会交流等を行うための交通費等の負担について合意に至らない場合には、裁判官がこれを織り込んで養育費の分担額を調整する (同項)。これに加えて裁判官は、双方の親の許可なくフランス領から子を連れ出すことの禁止を命じることができる (373-2-6 条 3 項)。

また、2002 年改正は、親権行使の態様について裁判する際の考慮事項の 1 つとして、「自らの義務を果たし、かつ他方の親の権利を尊重する両親のそれぞれの適性」(373-2-11 条 3 号¹²) を新設した。これは、「フレンドリー・ペアレント・ルール」と呼ばれるアメリカの

⁹ フランスの育成扶助について、山脇貞司「フランスの育成扶助 (assistance éducative) 制度」ケース研究 203 号 (1985) 2-16 頁、田中・前掲註 5・163 頁以下参照。

¹⁰ 山田美枝子「一九九三年一月八日の法律第二二号によるフランス家族法の改正」法政論究 20 号 (1994) 1-42 頁、田中通裕「一九九三年のフランス親権法改正——その内容と意義をめぐって」法と政治 47 巻 1 号 (1996) 195-227 頁参照。

¹¹ Irène THÉRY, *Couple, filiation et parenté aujourd'hui : Le droit face aux mutations de la famille et de la vie privée*, Éditions odile jacob, 1998, p. 51.

¹² 3 号以外の考慮事項は次のとおり。①両親が以前に従うことがあった慣行または両親が以前に締結した合意があればその合意、②未成年の子によって表明された感情、④鑑定の結果、⑤社会的調査および反対調査において集められた情報、⑥両親の一方から他方の人

立法例¹³を参考にしたものである。もし同居親が非同居親に対し敵対的な態度をとり、子との面会交流を頑なに拒み続けた場合には、最終的には子の居所の変更¹⁴という結果を招くことになるから、同居親に対し非同居親と子の面会交流を受忍することを間接的に促す効果が期待されている。

(2) アストラント

アストラント (*astreinte*) とは、裁判で定められた債務が遅滞するごとに一定額の金銭の支払を命じることで債務者に対し履行を間接的に強制する制度である。具体的には、当該裁判が定める債務が期限を過ぎても履行されないときには遅延 1 日あたり何ユーロのアストラントの支払を命じる旨の条項を付加することで、債務者は「債務不履行の続行により増大する金銭的負担の圧力によって、債務の履行を決心¹⁵」するのである。家族事件裁判官を含むすべての裁判官はその裁判と同時にアストラントを命じることができるし、事後的に執行裁判官 (*juge de l'exécution*) が他の裁判官の裁判にアストラントを付すこともできる¹⁶。アストラントの適用範囲はきわめて広く、面会交流権を認める裁判においても同居親の不遵守に備えてアストラントを命じることは可能とされる¹⁷。しかし、子の引渡しに関する裁判については、次に述べる刑事罰と機能的に重複することから、アストラントはあまり利用されていないとの指摘¹⁸もある。

(3) 刑事罰

フランス刑法典は、「親権行使に対する侵害」との標題下に実力での子の奪い合いを禁圧する刑罰規定を置いており、そこで面会交流の実効性を確保する最終的な手段としての刑事罰も定めている。「未成年の子の引渡しを請求する権利を有する者に対し、正当な理由がないのに、引渡しを拒む行為」に対しては、1年の拘禁刑および1万5000ユーロの罰金が

身に対して行使された、身体的または精神的な性質の圧力または暴力。

¹³ 山口亮子「アメリカにおける離婚後の単独監護者決定基準の変遷——子どもの最善の利益考察を基にして(1)」上智法学 40 卷 3 号 (1996) 95-119 頁、とくに 113 頁参照。

¹⁴ 日本民法でいう「監護者の変更」に相当するが、フランス民法典では 1993 年の改正により「子の監護 (*garde*) を有する親」という用語が「子が常居所 (*résidence habituelle*) を有するところの親」に置き換えられ、さらに 2002 年改正は、この表現をも民法典から削除し、単に子の居所を「両親のそれぞれの住所に交互に、または両親の一方の住所に定める」ものとした。監護親と非監護親、あるいは「子が常居所を有するところの親」とそうでない親との間に優劣があるかのような印象を与えないとの配慮による。

¹⁵ 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002) 42 頁。実質的には日本法でいう間接強制に相当するが、アストラントは強制執行の一方法として位置づけられていないという点で異なる。詳細は、大濱しのぶ『フランスのアストラント——第二次世界大戦後の展開』(信山社、2004)、とくに 33 頁以下参照。

¹⁶ 1991 年 7 月 9 日の法律第 650 号第 33 条

¹⁷ フランス政府が運営する *Légifrance* (<http://www.legifrance.gouv.fr/>) の無償データベースで最近の裁判例を検索した限りでも適用例を確認することができる。一例としてアジャン控訴院 2005 年 6 月 13 日判決。

¹⁸ 大濱・前掲註 15・59-62 頁。La Défenseure des enfants, *op. cit.*, p. 155 も同旨。

科される（フランス刑法典 227-5 条）。この規定は、裁判または裁判上の合意により一方の親に子の居所が定められたにもかかわらず他方の親が子を引き渡さない場合のほか、同居親が非同居親ほか面会交流権を有する者と子を面会させない場合や面会交流後に子を同居親に引き渡さない場合にも適用される。

前述のとおり、民法典は離別した父母に対しお互いに転居を通知する義務を課しているが、この義務違反に対しても刑事罰が定められている。子が同居しているにもかかわらず「裁判または裁判上認可された合意により訪問または宿泊の権利を行使することができる者に対し、住所の変更から起算して 1 か月以内に、住所の変更を通知しない行為」に対しては、6 か月の拘禁刑および 7500 ユーロの罰金が科される（フランス刑法典 227-6 条）。

司法統計¹⁹によると、227-5 条の子の引渡し拒否（non représentation d'enfant）で有罪判決を受けた者は 1 年間で 1000 人前後に上る²⁰。ある家族事件裁判官は、両親が合意に至らない困難ケースについて面会交流センターを活用しながらも、裁判所の決定が守られない場合、それは子の引渡し拒否として刑事訴追の理由になりうると述べる²¹。したがって、これらの刑罰規定を「抜かぬ刀」とみることはできないだろう²²。円滑な面会交流のために当事者の自発的履行を促すしくみを整える一方、最後まで法に従わない者に対しては刑事罰も辞さないという硬軟両構えがとられているのである。

(4) 面会交流援助の法認

1980 年代末から、離別家庭の子どもの問題に取り組む専門家たち（弁護士、夫婦カウンセラーなどの心理専門家、ソーシャルワーカーなど）による自生的な取り組みのなかで、各地に面会交流センター（以前は「受入場所（lieu d'accueil）」とか「面会拠点（point de rencontre）」と呼ばれることが多かった。）が設立され、10 年後の 1999 年頃には全国に 80 か所以上を数えるまでになった²³。面会交流センターが扱うケースの大多数は裁判所、とりわけ家族事件裁判官から送付されてきたものであった。しかし、民間団体が主体である面会交流センターと裁判官との関係は必ずしも制度化されたものではなく、次第に多くの裁判官が困難な面会交流事件において面会交流センターを活用するようになっていったが、係属事件を面会交流センターに送付する法的根拠は長らく曖昧なままであった。既存の社

¹⁹ *Annuaire statistique de la Justice*, éd. 2009-2010, p. 172 et 173.

²⁰ ただし、面会交流拒否の事例がどれくらいの割合かは不明。

²¹ Dominique LALLEMAND et Isabelle SAYN, *Les lieux d'accueil pour l'exercice du droit de visite et d'hébergement : Quels rapports avec la justice?*, Fondation de France, 2000, p. 50.

²² 227-5 条の適用例として、娘が病気であると偽って父の訪問権行使を妨げた母に対し執行猶予付の 3 か月の拘禁刑と 450 ユーロの罰金を科した破毀院刑事部 2002 年 12 月 18 日判決（*Bull. crim.*, n° 237, p. 860）がある。

²³ *Ibid.*, p. 2

会的調査 (enquête sociale) ²⁴の枠組みが利用されることもあったが、裁判官の判断に資する情報を収集する手続きである社会的調査と親子の交流が行われる中立的・自律的な場を提供する面会交流援助とでは相容れない部分があり²⁵、便宜的な手法であることは否めない。

その後、2002年改正により「裁判官は、子とその両親のそれぞれとの絆の維持の継続性および実効性の保証を可能にする措置をとることができる。」との規定 (373-2-6 条 2 項) が設けられ、ここでいう「措置」として面会交流センターに事件を送付することが可能となった。そして、子どもの保護を改革する 2007 年 3 月 5 日の法律第 293 号 (以下、2007 年法) によって、漸く 20 年来の実務に明確な法的根拠が与えられた。この法律の主な目的は、虐待などで危険な状態にある子どもの保護制度を改善するために社会福祉・家族法典の規定を改正することであり、原案に面会交流援助に関する規定は存在していなかったが、審議過程で提出された議員修正案およびこれを受けた政府修正案により、次のような条文が民法典中に新設された。

373-2-1 条

③子の利益にしたがって、親権の行使を有さない親と子との絆の継続性および実効性がそれを必要とする場合には、家族事件裁判官は、そのために指定された面会交流センター (espace de rencontre) における訪問権を設定することができる。

373-2-9 条

③子の居所が両親の一方の住所に定められた場合には、家族事件裁判官は、他方の親の訪問権の態様について裁判する。この訪問権は、子の利益がそれを命じる場合には、裁判官により指定された面会交流センターにおいて行使されることができる。

これらの規定は従来の実務を追認するにとどまり、それ以上のなにかを付け加えるものではない。面会交流センターの認定制度や援助者の養成課程、国家資格などはなお未整備のままであるし、そもそも面会交流センターが存在しない地域が多く残されている²⁶。しかし、民法典という基本的法律において「面会交流センター」が明示的に認知されたことの意義は小さくない²⁷。以下では、その面会交流センターによる面会交流援助の実情を文献調査と現地調査で得られた知見を基に探ることとする。

²⁴ 社会的調査は、親権に関する裁判に先立って家族の状況および子の生活・育成の条件に関する情報を収集することを目的として行われる (フランス民法典 373-2-12 条、フランス民事訴訟法典 1072 条)。日本の家庭裁判所調査官による調査にほぼ相当するが、フランスの裁判所は外部の専門家ないし民間団体に社会的調査を委託している。細谷泰暢「フランスにおける離婚訴訟の審理について」家月 54 巻 5 号(2002)59-115 頁、とくに 95 頁以下は社会的調査による報告書の例を紹介する。

²⁵ 後出 5 (7) 参照。

²⁶ 末尾の資料を参照。

²⁷ 後出 5 (7) 参照。

5 面会交流センターによる面会交流援助

(1) 援助主体

面会交流センターの多くは民間の1901年法に基づく非営利社団（アソシエーション association）によって開設・運営されている。全国組織であるFFER（Fédération française des espaces de rencontre pour le maintien des relations enfants-parents：親子関係の維持のためのフランス面会交流センター連合、1994年設立）²⁸には面会交流センター全体の3分の2が加盟しており、2009年の時点で加盟団体は79団体、94か所を数える²⁹が、そのうち市町村のような公的組織の枠組みで活動している面会交流センターは7にとどまる。それらの団体のほとんどは面会交流援助以外にも家事調停、夫婦カウンセリングなど家族問題に関わる多様なサービスを提供している。むしろ順序としては、従来の活動に加えて面会交流援助も手がけるようになったというのが正確である。たとえば、パリ15区にあるAPCE 75（Association Pour le Couple et l'Enfant：「カップルと子ども協会」、75はパリの県番号）³⁰は、AFCCC（Association Française des Centres de Consultation Conjugale：フランス夫婦カウンセリングセンター協会）の地域加盟団体として問題を抱える家族に対して心理的アプローチによるサービス（カウンセリング、心理療法（*thérapie psychanalytique*）、家事調停）を提供する団体であり、面会交流援助はその1つである。また、パリ20区で面会交流センターを開設するMaison de la Médiation（メゾン ドゥ ラ メディエーション「調停の家」）³¹は、その名のとおり、1989年に家事調停サービスを提供する団体として設立されたが、1995年より新たに面会交流援助を開始した。

2008年末の時点での面会交流センターの分布状況については末尾の資料を参照。

(2) 財政状態

面会交流センターの財政状態は総じて不安定であり、活動資金の確保は面会交流センターにとって困難な仕事となっている。資金の多くを地方自治体、家族手当金庫（CAF）、司法省³²などからの補助金に依存しているが、補助金は1年単位であるため、活動の継続性に支障が生じている。特定の曜日の限られた時間だけ開室しているところが多く、資金不足のためさらに活動の縮小や休止を余儀なくされているところもある。その一方で、面会交流センターに送付される事件数は増加しているため、FFERの調査によると³³、4割の面会交

²⁸ <http://www.espaces-rencontre-enfants-parents.org/>

²⁹ FFER, *Les Espaces de Rencontre en 2009, un état des lieux*, p. 15.

³⁰ <http://www.apce75.fr/>

³¹ <http://www.maisonmediation.fr/>

³² 2008年の司法省予算は、「権利アクセス（*accès aux droits*）」という枠組みにおいて230万ユーロを計上し、80%を家事調停に、20%を面会交流センターに充当した。La Défenseure des enfants, *op. cit.*, 2008, p. 162.

³³ FFERに加盟する団体のうち回答のあった69団体のデータを集計。FFER, *Les Espaces de Rencontre en 2009, un état des lieux*, p. 42.

流センターで待機リストができてしまっている。なかでも 4 か所の面会交流センターでは 30 件以上ものケースが順番を待つ状態にある。

利用者の支払う負担金も収入源として考えるが、面会交流センターの半数近くは無償でサービスを提供し、残りの半数が有償であった³⁴。有償の場合でも、モラルハザードを防ぐための象徴的な負担として当事者に対し支払いを求めるところが多い。たとえば、パリ 18 区にある CERAF Solidarités^{セラフ ソリダリテ}では、援助開始時に 20 ユーロ、半年ごとに収入に応じて 2 ユーロないし 15 ユーロを徴収しているが、この程度の額では活動資金の不足を埋めるには遠く及ばない。FFER は、金銭の支払いを親子の面会の条件とするべきではないとの観点から負担金の徴収には否定的である³⁵。

(3) 援助者

基本的に面会交流援助を職業として生計を立てるのは困難である。ほとんどの援助者 (intervenant) は、ほかに職業を有する非常勤として、あるいは無給のボランティアとして、面会交流援助に従事している³⁶。援助者の職業としては心理カウンセラーなど心理畑の専門家が比較的多いが、ほかにソーシャルワーカー、家事調停者 (médiateur familial)、法律家 (juriste)、心理学専攻の学生など様々な分野の出身者が援助者となっている。厳しい財政状況のなかで無給のボランティア (bénévole) も重要な人的資源となっている。Maison de la Médiation^{メゾン ドゥ ラ メディアシオン}では 24 人の援助者のうち有給職員 (いずれも非常勤) が 5 人、研修生 (stagiaire) が 5 人、残りの 14 人が無給のボランティアであった。

援助者の多様性は 1 つの強みであるが、同時に援助者としての質の確保に問題を残している。現在のところ、面会交流の援助者について国家資格や統一的な養成課程は定められていない。各団体が家事調停者などの有資格者を「転用」したり、実地で養成・研修をして間にあわせているのが現状である。面会交流センターを法制度として位置づけた 2007 年法は、援助者の養成・資格認定をめぐる議論の契機となった。援助者には固有の能力・資質が求められるということについてはコンセンサスが存在するものの、面会交流援助の成り立ちに由来する多様性ゆえに、それがどのような内容のものであるかについてはいまだ共通理解があるとはいえない。援助者の養成課程の標準化と資格認定が当面の大きな課題となっている。

(4) 利用者

面会交流センターを訪れて子どもと面会する者 (以下、訪問親という) は、大部分のケース (76.9%) で父であり、以下、母 (17.2%)、祖父母 (3.6%)、両親 (1.4%) と続く³⁷。反対に、面会交流センターで面会する子どもと同居している者 (以下、同居親という) は、

³⁴ La Défenseure des enfants, *op. cit.*, p. 162.

³⁵ FFER, *op. cit.* p. 12.

³⁶ 援助者の勤務状況について La Défenseure des enfants, *op. cit.*, p. 157 を参照。

³⁷ *Ibid.* p. 33 et s.

大部分のケース（76.2%）で母である。これは未成年の子のいる離婚全体の傾向とほぼ一致している³⁸。子どもの年齢をみると、3歳未満が15%、3歳以上10歳未満が54.8%、10歳以上が30.2%を占める。

したがって、母親と同居する就学年齢前後の子どもが父親と面会するのが面会交流センターでみられる典型的な光景といえよう。

(5) 援助内容

フランスにおける面会交流援助は各地での自生的な取り組みとして始まったという経緯から、面会交流センターを運営する民間団体の成り立ち、背景は非常に多様である。ある団体は心理療法的なアプローチを重視し、別の団体は調停（*médiation*）の手法に依拠し、また別の団体は子どもの保護優先といったように、面会交流援助の手法、援助内容もそれぞれの団体ごとに異なる。したがって、ある団体、ある援助者に対する調査結果を一般化することには慎重でなければならない。ここでは、フランスにおける面会交流援助のイメージを大づかみに理解するために、FFERの定める職業倫理規範（*code de déontologie*）における面会交流センターの定義を引用した上で、ある程度共通する部分を述べることにする。

「面会交流センターは、親子の関係または訪問権の行使が断絶し、困難となり、または非常に葛藤のあるあらゆる状況に向けられている。子どもとその母親、子どもとその父親、子どもとその祖父母、または訪問権を有するその他の者は、そこに来て一定の時間面会をする。面会交流センターは、他に方法が存在しない場合に、子どもと一緒に暮らしていない親と子どもとの関係を維持し、交流を開始しまたは再開すること目的とする。面会交流センターは、子どもが、その来歴において、かつ、その出自との関係で、自分自身を位置づけることができるようにする。このことで、大人と子どもそれぞれは、家族関係のなかに、自分の場所と相手の場所を認めることができるようになる。」（1998年採択、2002年改定）

面会交流センターでの面会交流は、「他に方法が存在しない場合に」選択されるあくまで例外的な状況であり、「子どもとの関係を維持し、交流を開始しまたは再開する」目的が達せられるまでの過渡的なものとされる。援助者は面会交流センターからの「卒業」を目指して当事者に対し援助を行う。

頻度、時間など面会交流の具体的態様について、大枠は裁判によって定められるが、細部は訪問親・同居親の双方とコーディネーターとの事前面談で詰められる。面会交流センターの側にどのくらい裁量の余地があるかは裁判官による。面会交流について合意が成立しない事件を面会交流センターに送る以上、面会交流の態様を非常に綿密に定めようとする家族事件裁判官もいれば、面会交流センターに送られたからといって親権を失うわけで

³⁸ 2007年では子の居所を母の住所としたのが76.8%、父の住所が7.9%、交互居所（*résidence en alternance*）が14.8%であった。

はないとして、両親と面会交流センターの合意によって面会交流の内容を変更することを当然視する家族事件裁判官もいる³⁹。

フランスの面会交流センターの多くは建物内での面会交流を原則としている⁴⁰。外出が許されないわけではないが、ほとんどの面会交流センターは、裁判書が明示的に外出を許可していない限り、外出が親子にとって有益であると判断したとしても、裁判官の許可を得るようにしている⁴¹。資金不足のため利用時間の制限や集中を余儀なくされているため、しばしば数組の親子が同じ時間に集団で面会交流を行うことになる⁴²。これは資金・施設面での制約という消極的理由によるものであり、プライバシーの観点からも好ましくないが、他面、同じ境遇にある親子を目にすることで気持ちが軽くなるという副効用もあるという⁴³。

建物内での面会交流のほか、短時間でも顔を合わせたくない当事者のために、子どもの受渡しのみを面会交流センターが仲介することもある（「橋渡し (passerelle)」とか「手渡し (passage de bras)」と呼ばれる⁴⁴）。

面会交流の頻度としては月 2 回のケースが全体の 3 分の 2 を占める。次いで月 1 回が約 24%であり、月 3 回以上は 7.1%に過ぎない⁴⁵。この数字は、裁判官が父母の一方に面会交流権を認める際に「2 週に 1 回の訪問権および長期休暇の半分の宿泊権」という表現をしばしば定型的に用いていることと、面会交流センターの受入能力の限界を反映していると思われる。

2008 年に終了したケースの援助期間をみると、6 か月未満が 38%で最も多く、6 か月以上 1 年未満が 30.5%、1 年以上 2 年未満が 15.2%、2 年以上が 9.1%と続く。1 年以内に援助が終了するケースが 7 割近くを占めており、いちおう面会交流センターにおける面会交流は過渡的・限時的な性格のものであるということはある。ただし、問題はどのような理由で援助が終了したかであり、このことは援助結果と関わる事柄であるため、項を改めて述べることにする。

(6) 援助結果

FFER の集計によると、加盟する 78 の面会交流センターが 2008 年に関与したケースの数は 8949 件であり、援助の対象となった子どもの数は 1 万 1754 人であった⁴⁶。面会交流セ

³⁹ Dominique LALLEMAND et Isabelle SAYN, *op. cit.*, p. 48 et s. 面会交流に関する判断を面会交流センターに一任することは許されない(ブルジュ控訴院 1994 年 10 月 18 日判決)。

⁴⁰ この点で親子の外出に援助者が同伴する「付き添型」を原則とする FPIC と異なる。

⁴¹ La Défenseure des enfants, *op. cit.*, p. 158.

⁴² ヴィエンヌ県の面会交流センターでは、1 度に 30 ないし 40 家族が約 10 室に分かれて面会交流を行っている。 *Ibid.*, p. 159.

⁴³ *Ibid.*

⁴⁴ *Ibid.*, p. 161.

⁴⁵ FFER, *op. cit.* p. 38.

⁴⁶ *Ibid.*, p. 29 et s.

ンターが扱うケースの大半は司法機関から送られてくるものであるが、公表されている司法統計には面会交流に関する事件を網羅的に集計した項目が存在しないため、面会交流センターの関与するケースが紛争全体に占める量的割合は明らかでない⁴⁷。面会交流センターの側からみると、1か所あたり平均で約115件のケースを抱えていることになる。

面会交流センターにおける援助によってどのような効果をもたらされたかを測定することは難しい。それを知るためには援助終了後の追跡調査が必要であるが、面会交流センターには援助後の当事者の動向を把握する手段がないし、管見の限り、援助を受けた当事者に対するアンケートなども行われていないようである。ここでは、援助の経過を推測するための資料として、FFERが回答のあった62の面会交流センターについて集計した「ケース終了の理由」⁴⁸を掲げておく。

ケース終了の理由（2008年）

誰とも連絡がとれず、ケースが開始しない	643	1,242	33.2%
訪問親と連絡がとれない	397		
同居親が子どもを連れてこない	202		
訪問親の意向による中断	289	416	11.1%
同居親の意向による中断	127		
裁判官または関係機関の請求による中断	106	412	11.0%
面会交流センターの意向による停止	306		
両親が援助なしでの面会交流に合意	370	370	9.9%
裁判等で定められた予定期間の終了	1,008	1,008	26.9%
その他	294	294	7.9%
計	3742	3742	100%

⁴⁷ 参考までにごく大雑把な数字を挙げておこう。2007年に言い渡された13万4477件の離婚のうち、7万6490件（56.9%）は少なくとも1人の未成年の子がいる離婚であり、両親の離婚に遭遇した未成年子の数は13万6042人であった。7万6490件のうち、約半数の3万8471件は子どもの問題を含めて実質的な争いがない相互の同意による離婚（*divorce par le consentement mutuel*）である。Aurélie LERMENIER et Odile TIMBART, *Les divorces prononcés de 1996 à 2007*, Infostat Justice, janvier. 2009, n° 104. もちろん、残り半数の3万8019件のすべてで面会交流をめぐる争いがあるわけではないし、面会交流援助が必要なほど高葛藤のケースは多くはないだろう。他方、これらの数字に事実上の離婚やパクスを含む婚外関係の解消は含まれていない。2007年の婚外子に対する親権行使、居所の指定または訪問権に関する申立件数は8万7981件であった。 *Annuaire statistique de la Justice*, éd. 2009-2010, p. 35 (code n° 12).

⁴⁸ FFER, *op. cit.* p. 41.

(7) 司法機関との関係

面会交流センターによる援助開始の契機の 8 割近くは家族事件裁判官によるケースの送付であり、当事者の自発的な合意に基づく利用は非常に低い水準（4.4%）にとどまっている⁴⁹。この傾向は 1990 年代前半からほとんど変化していない⁵⁰。フランスにおける面会交流援助は民間団体による自生的な取り組みとして発展してきたが、司法機関、とりわけ家族事件裁判官との良好な関係こそが活動の必要条件である。もっとも、面会交流センターの利用には裁判官ごとに濃淡があり、人事異動の結果、ある裁判官の転任先では面会交流センターに送られる事件数が急増したが、元の任地では急減するといった現象もみられた⁵¹。2007 年法が民法典中に面会交流センターを明示する規定を置いたことで、今後は面会交流センターと家族事件裁判官の制度的連携がより拡大・深化してゆくものと思われる⁵²。

さて、司法機関との関係をめぐる論点のひとつに、面会交流援助の過程で収集された情報の秘密保持（*confidentialité*）の問題がある。面会交流センターにあっても親子の交流は私生活に属する事柄であるから、訪問親および子は私生活の尊重を求める権利（*droit au respect de la vie privée*）を有する。FFER の職業倫理規範は、「面会交流センターは調査または鑑定の場合ではな」く、「面会交流センターは、親・子の関係の内容に関する書面または口頭でのあらゆる情報を裁判所または行政機関に提供することを差し控える」として、秘密保持の原則を定める。ただし、秘密保持義務が解除される例外として、①法律の規定により援助者に情報提供の義務がある場合、②利用者・援助者にとって危険がある場合または面会交流権の行使もしくは面会交流センターの機能を妨げる内規違反がある場合を挙げる。

面会交流センターが援助開始にあたって利用者との間で取り交わす書面にも「援助者は、新刑法典第 434-3 条⁵³の限度において、面会交流の内容および援助プロセスの枠内で交わされた文書の秘密保持を遵守する義務を負う。」との文言がみえる⁵⁴。しかしながら、裁判官から送られてきたケースについては、当事者の出頭の有無、面会交流の実施または中断、面会交流の日程といった情報は秘密保持の対象ではなく、当然に当該裁判官に伝達される⁵⁵。

これに対し、係属事件を面会交流センターに送付する裁判官の間では、秘密保持をめぐって考え方が分かれている。一方には、秘密保持の原則に理解を示し、面会交流センター

⁴⁹ *Ibid.*, p. 33.

⁵⁰ Benoît BASTARD et al., *Enfants, parents, séparation. Des lieux d'accueil pour l'exercice du droit de visite et d'hébergement*, Fondation de France, 1994, p. 219.

⁵¹ La Défenseure des enfants, *op. cit.*, p. 164.

⁵² 民間団体への聞きとり調査によると、パリ地域では裁判官との協議の場が定期的に行われているとのことだが、全国的に同様であるかは不明。

⁵³ 15 歳未満の未成年者等への虐待等を知りながら関係機関に通報しない行為に対して刑事罰を科す規定。

⁵⁴ CERAF Solidarités の例。

⁵⁵ 同上。

対してはいかなる情報も求めるべきではないとする裁判官がいる。なにか問題があれば再び申立てをするのは当事者やその弁護士であり、もし事件に関する情報が必要であれば社会的調査を利用すべきであるという⁵⁶。他方には、面会交流センターは裁判所の明示的な要求を待つまでもなく報告書を提出すべきと考える裁判官がいる。彼は面会交流センターを管財人のような裁判所選任の受任者 (*mandataire de justice*) とみなしているのである⁵⁷。さらには子の利益の名の下に当事者に伝達されていない情報を得て対審の原則に違背してしまう裁判官もいる。

実際には両者の中間に妥協点が見い出されている。家族事件裁判官の多くは面会交流の状況についての情報を得ることを望んではいるが、面会交流センターに強要するほどの力はなく、一応は秘密保持の原則を尊重している。面会交流センターとしても顧客の供給源である裁判官の要望を完全に無視することはできない。面会交流センターごとに対応は異なる⁵⁸ものの、一般的には、当事者の出頭の有無、面会交流の実施または中断といった単純な事実が情報提供の対象となっているようである。

6 むすびに

フランスにおける面会交流援助の検討を通じて抽出された特徴は以下のようなものである。

第 1 に、援助の前提をなす、面会交流（権）に関する法の見通しの良さである。フランス民法典は、「父母のそれぞれは、子との人格的關係を維持し、子と他方の親との絆を尊重しなくてはならない」という宣言的規定を置いた上で、面会交流権の実効性を確保するための具体的な規定を用意している。ごね得や自力救済は許さないという明確なルールの下で、当事者間の合意形成や面会交流センターによる援助が行われることになる。面会交流センターはさまざまな手法を用いてサービスを提供するけれども、ケースの送付元である裁判官の判断には忠実であり、決して法の矩を超えようとはしない。法という準拠枠があつてこそ、強制力を伴わない援助が効力を発揮すると考えられている。

第 2 に、援助主体の多様性である。これはフランス各地での自生的な取り組みとして始まったことに由来するが、面会交流（援助）についての考え方は一様ではない。面会交流センターを運営する民間団体はそれぞれ独自の背景をもっており、全国組織である FFER は、加盟団体を監督・指導する上部団体ではなく、多様な経験や考察を持ち寄り、交換する場とされる。しかし、司法機関等との制度的連携が次第に進んでいくなかで、面会交流センターの認証制度や援助者の資格認定などサービスの標準化という問題が浮上している。

⁵⁶ Dominique LALLEMAND et Isabelle SAYN, *op. cit.*, p. 48.

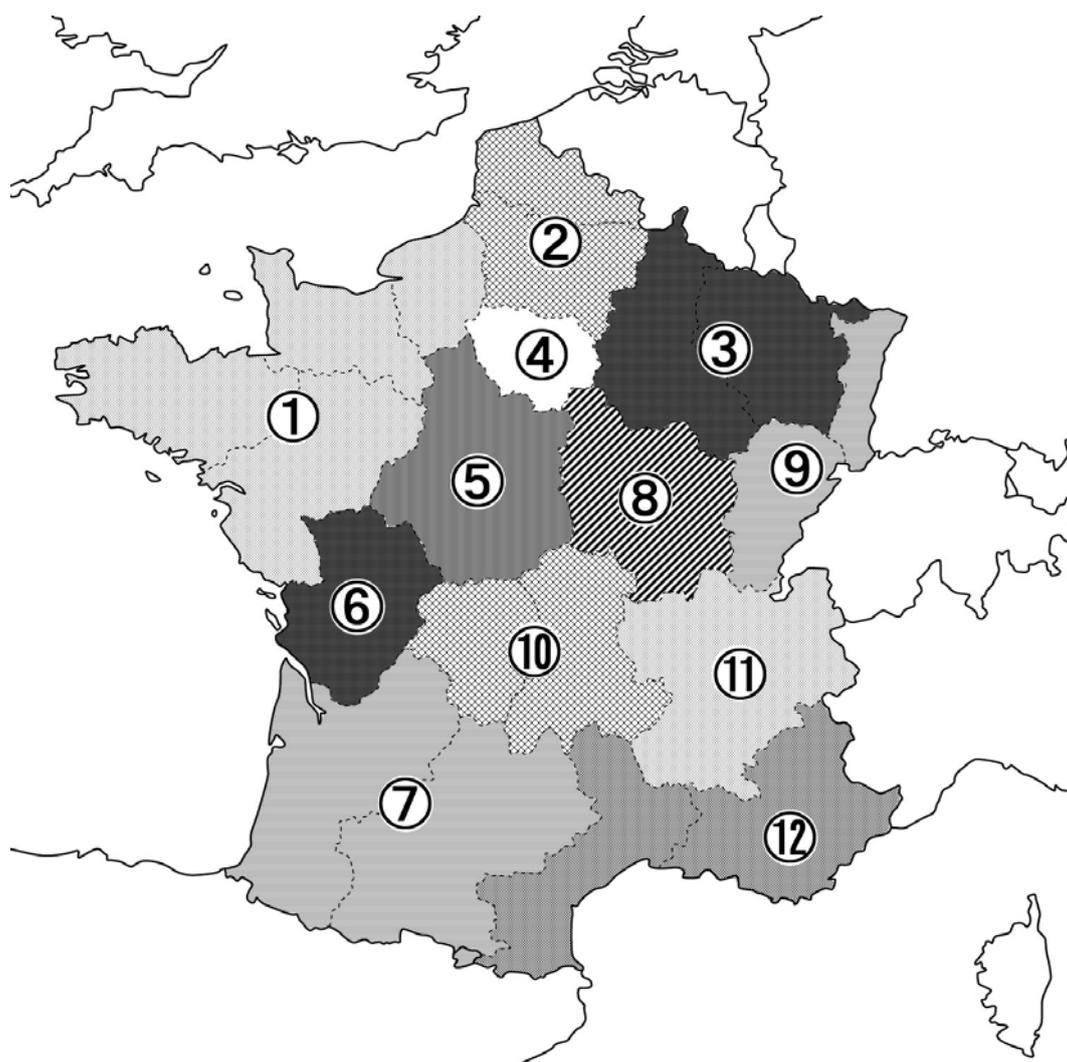
⁵⁷ *Ibid.*, p. 30.

⁵⁸ 当事者の出頭の有無さえ知らせないところもあれば、裁判官が訝るくらい詳細な情報を提供するところもある。 *Ibid.*, p. 49.

第3に、面会交流センターという非司法機関の存在が裁判官による法適用を支えている。フランスの裁判所は、わが国の家庭裁判所調査官に相当する調査・調整機関をもたないため、裁判に必要な情報を収集する社会的調査の委託などのために外部の民間団体等との関係を築いてきた。さらに、2002年改正は、裁判官に合意形成援助のために民間の家事調停者を指定する権限を認め、家族紛争の代替的解決方法として家事調停を法認した。フランスの立法者は、とくに離別後の子どもの問題に関して、当事者の合意を重視する立場をとったが、その合意を調達するしくみに裁判所外の民間機関を組み込んだのである。同様に、面会交流センターの存在は、従来であれば面会交流権を拒否する「重大な理由」があると判断したケースについて、裁判官が立法者の意思に沿った判断をすることを可能にしている。法律の規定とこれを適用する裁判官、裁判官の判断に一定の実効性を与える面会交流センターがお互いに支えあって、面会交流の理念を実現しようとしているのである。

資料 2008 年末の時点での面会交流センターの分布状況

	地域圏 (région)	FFER 加盟	非加盟
①	バス＝ノルマンディー、ブルターニュ、オート＝ノルマンディー、ペイ・ド・ラ・ロワール	18	8
②	ノール＝パ・ド・カレー、ピカルディ	6	2
③	シャンパーニュ＝アルデンヌ、ロレーヌ	5	4
④	イル＝ド＝フランス	18	7
⑤	サントル	2	5
⑥	ポワトゥー＝シャラント	4	4
⑦	アキテーヌ、ミディ＝ピレネー	8	13
⑧	ブルゴーニュ	2	5
⑨	アルザス、フランシュ＝コンテ	4	5
⑩	オーヴェルニュ、リムーザン	5	3
⑪	ローヌ＝アルプ	6	7
⑫	ラングドック＝ルシヨン、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール	10	12



FFER, *Les Espaces de Rencontre en 2009, un état des lieux*, p. 27 を基に作成。

面会交流支援・比較法調査対照表

	アメリカ (カリフォルニア州)	イギリス	ドイツ	フランス
<p>面会交流の概念</p>	<ul style="list-style-type: none"> カリフォルニア州は、父母の別居や離婚後も、子が両方の親と頻繁かつ継続的なコンタクト (frequent and continuing contact) を維持することを確保するのが州のパブリックポリシーであると宣言。(Cal.Fam.Code § 3020) 裁判所が共同監護の命令を行うとき、裁判所は、面会交流が子の最善の利益に対して有害であることが示されない限りは、相当な面会交流の権利を与えなければならない。(Cal. Fam. Code § 3100)。 単独身上監護の場合でも、身上監護のない親 (non-custodial parent) のために、裁判所が面会交流 (visitation) を命令する権限を有し (Cal. Fam. Code § 3000-3007)、監護親はその命令に従わなければならない。 	<p>イギリスは、親の責任という概念を採用するので離婚後も父母は子どもに対する責任を 16 歳 (18 歳) まで果たさなくてはならない。現実には別居親と子どもの関係を調整する必要があるもので、父母は離婚に際して子どもに関する取決め事項を協議して裁判所に陳述書を提出しなければならない。面会交流は、その取決め事項の一つである。</p> <p>面会交流は、「訪問交流 (visiting contact)」や「お泊り交流 (staying contact)」などの直接交流と、手紙や DVD などの間接交流にわたることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 従来から、連邦憲法裁判所の判例によって、配慮権 (監護権) を持たない親が子と交流 (Umgang) する権利は、基本法 6 条 2 項 1 文が保障する親の自然権であると認められてきた。 1998 年の親子関係改正法による現行法は、「親双方との交流は、原則として子の福祉のために必要である」(BGB1626 条 3 項 1 文) という原則を示し、父母との交流を子の権利とした (BGB1684 条 1 項)。父母は相互に婚姻関係にあるかどうか、配慮権者であるかどうか、同居関係の有無にかかわらず、子と交流する義務を負い、かつ権利を有する (BGB 同項)。 父母以外に子が結びつきを有する者との交流も、その結びつきを維持が子の発達にとって有益であるときには、交流は子の福祉のため必要であり (BGB1626 条 3 項 2 文)、そのような交流の相手方として、祖父母、兄弟姉妹、子のために事実上の責任を負っているか、負っていた者 (社会的家族関係) が列挙されている (BGB1685 条)。ただし、これらの交流権者は、交流の義務は有さない。 交流の具体的な形としては、訪 	<p>一般にフランスでは「訪問権 (droit de visite)」または「訪問および宿泊の権利 (droit de visite et d'hébergement)」と呼ばれている。「未成年の子の監護との権利とは別個に、子を委ねられなかった父母は、文通による個人的関係とともに、定期的な個人的接触 (外出・旅行など) または一時的受入権 (ことに子を自家に宿泊させる権利) を有し、この権利は、この利益のために嫡出、自然及び養子縁組の父母のほか、祖父母や、また例外的には他の者にも認められる」(『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002 年) 627 頁)</p>

面会交流支援・比較法調査対照表

	<ul style="list-style-type: none"> ● 父母が離婚する場合、父母は子の監護や面会についての養育計画 (Parenting Plan) を作成しなければならぬ。 ● 弁護士やペアレンティング・コーディネーターと呼ばれる民間の援助者を利用して作成することもある。 ● 当事者が合意がまとまらなければ、最終的には家庭裁判所が決定するが、カリフォルニア州では、法廷での審理の前に必ずミディエーション (調停) を行うよう義務づけられている。 ● ミディエーションで養育計画の合意ができなければ法廷で審理が行われ、裁判官が決定する。 	<p>関連規定：1986年家族法 (Family Law Act 1986)、1989年児童法 (Children Act 1989) および2006年子どもおよび養子法 (Children and Adoption Act 2006)</p> <p>①父母の合意→裁判所が決定を不要と判断→決定なし (no order) ②父母の不合意/父母の合意があっても裁判所が決定を必要と判断→面会交流決定 (1989年児童法8条) ⇒面会交流に関する条件の付与、Cafcass のモニタリングの条件付与が可能。裁判所による面会交流決定は、子どもが16歳に達するまで効力をもつされる (例外事例もある) (同142頁)。 裁判官は、諸般の事情から適切であり、当事者に実行可能であると判断した場合、面会交流理解のための活動 (contact activities) を当事者に課すことができる (2006年法1条、1989年法11A条)。その活動の費用は、公費によることも可能。</p>	<p>問交流、宿泊交流、手紙・電話によるコンタクト、プレゼント交換。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 父母間の合意形成と子どもの援助のための相談サービス提供 (社会法典第8編=SGBVIII条・18条) ● 交流の実行が困難な場合の交流支援。支援開始の契機は、①少年局による決定②家庭裁判所による決定③父母からの直接申し込み ● 家庭裁判所による面会交流についての決定→家庭には交流権の範囲、詳細な交流ルール、交流権の制限・排除などの決定権限がある (BGB1684条3項、4項) ● 家庭裁判所の決定や裁判手続中に父母が合意した取り決めが守られない場合の家庭のアフターケア→家庭の調停努力 (FamFG165条1項) 	<p>①「裁判官は、子とその両親のそれぞれとの絆の維持の継続性および実効性の保証を可能にする措置をとることができる。」 (フ氏373-2-6条) ; 転居通知義務 (373-2</p>
<p>面会交流事件の解決手続の概要</p>	<p>面会の妨害があった場合、以下のような方法をとらう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Contempt of Court ● 裁判所の命令で相手方に金銭的担保を入れさせる。 ● 監護者の変更を申立 (自分のほ 	<p>強制力の担保：面会交流に関する決定には警告書 (warning notice) を付することが可能。決定違反に対しては、①裁判所侮辱や決定履行違反で収監することが出来る、</p>	<p>子との面会交流の妨害があった場合は、以下の順で手続が進む。</p> <p>①子の引渡しや面会交流を求める家裁への申立と家裁命令 (BGB1682条1項、1684条)</p> <p>②上記命令中で、違背行為がある</p>	<p>①父母が離別の際に合意→家族事件裁判官の認可。合意形成援助のために家事調停者を指定することができる (フ氏373-2-10条)。</p> <p>②合意不可の場合はJAFが裁判。面会交流は重大な理由によつてしな拒否することができない (フ氏373-2-1条2項)。</p> <p>③祖父母・第三者にも申立権あり (フ氏371-4条)。</p> <p>④児童虐待などによって危険な状態にある未成年者の保護制度である育成扶助の枠組みで、少年裁判官が面会交流に関する裁判をすることがある (フ氏375-7条)。</p>
<p>面会交流の実効性を確保する法的枠組み</p>				

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>うが「両方の親と頻繁で継続的コンタクトを確保できる」と主張)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子と会わせてもらえないことによる精神的苦痛に対して損害賠償請求をすべく、民事訴訟を申立てる。 ● 一方の親が子を連れ去り、子どもとともに行方不明になっている場合、それは子ども誘拐(abduction)となり、District Attorney Officeの子ども誘拐部門に申立をすれば、同部門の係官が子どもを連れ戻しに行く仕組みになっている (Cal. Fam. Code § § 3130-3140)。 ● 父母の一方が子の所在を隠して他方の監護を害すると、子の誘拐として刑法犯に問われる可能性もある (Cal. Penal Code § 278.5)。 	<p>②最長 200 時間の無償労働を命ずることできる。さらに、Cafcass による監督や正当な理由なく予定されていた面会交流を履行しなかった場合には、面接のためにかかった費用やホテルの予約にかかった費用などの実費に限り、履行をしなかった親に対して賠償請求可能。</p>	<p>場合の効果として秩序金・秩序拘禁が科せられることを警告しなければならぬ (FamFG89 条)</p> <p>③実際に違背行為があった場合は裁判所の決定により制裁のための秩序手段の確定 → 1 回の秩序金の金額は、25000 ユーロを超えてはならない。秩序金では効果がなれないと思われる場合は秩序拘禁が命じられる。</p> <p>④確定した秩序手段の執行が行われる。秩序拘禁の執行は義務者に対してのみ行われる。</p> <p>⑤秩序手段では効果がなかったか、確実には思われないときは、裁判所は直接強制力の行使を命じることができ。この場合、交流権行使のための子に対する直接強制は許されない (FamFG90 条)。義務者の住居の搜索は、その者の同意か裁判所の決定がなければ許されない。</p>	<p>条 3 項); 「フレンドリーペーパールール」 (373-2-11 条)</p> <p>②アストラント (astreinte)</p> <p>③刑事罰… 「未成年の子の引渡しを請求する権利を有する者に対し、正当な理由がないのに、引渡しを拒む行為」に対しては、1 年の拘禁刑および 15,000 ユーロの罰金 (F 刑 227-5 条); 「裁判または裁判上認可された合意により訪問または宿泊の権利を行使することができる者に対し、住所の変更から起算して 1 か月以内に、住所の変更を通知しない行為」に対しては、6 か月の拘禁刑および 7,500 ユーロの罰金 (F 刑 227-6 条)</p>
<p>面会交流支援の位置づけ</p>	<p>面会交流の支援としては、監護と面会交流について定める養育計画を作成・合意するための支援 (父母の教育プログラム、ミデイェーションなど) と、面会交流の実施の援助 (監督つき面会サービスや</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 面会交流は父母の間でどのように行えばいいのか分からないなどの現実があるので専門的な支援が必要。 ● 父母などが対立することが多いので、専門家の支援が必要。 	<p>「協力の用意のある第三者の立会い」という表現で交流支援者の存在の必要を認めた (BGB1684 条 4 項 3 文)。この交流支援 (Begleiteter Umgang) は、社会法典第 8 編 (SGB VIII) 18 条に具体</p>	<p>子どもの保護を改革する 2007 年 3 月 5 日の法律第 293 号が民法典に面会交流援助に関する規定を新設… 「子の利益にしたがって、親権の行使を有さない親と子との絆の継続性および実効性がそれを必要</p>

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>中立的受渡しサービス) がある。</p>		<p>化され、「児童および少年は、BGB1684 条 1 項の交流権の行使に関し、相談と支援を求める権利を有する。児童および少年は、BGB1684 条、1685 条の基準に従って同人らと交流する権限を有する者が、同人らの福祉のためにその権利を用いることについて支援される」(同 3 項 1 文および 2 文)と規定された。これによって、子は、交流権を行使しようとしなない親に対して少年局などに働きかけてもらうことができる。また親の側についても、「親、その他の交流権者および子を自己の保護の下においている者は、交流権の行使に関して相談と支援を求める権利を有する」(同 3 項 3 文)として、権利実現の支援態勢がある。</p>	<p>とする場合には、家族事件裁判官は、そのために指定された面会交流センター (espace de rencontre) における訪問権を設定することができる。」(373-2-1 条 3 項) ; 「子の居所が両親の一方の住所に定められた場合には、家族事件裁判官は、他方の親の訪問権の態様について裁判する。この訪問権は、子の利益がそれを命じる場合には、裁判官により指定された面会交流センターにおいて行使されることができる。」(373-2-9 条 3 項)。</p>
<p>面会交流支援の沿革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同監護の法制化は 70 年代から現在までの間に多くの州で達成されたが、それによって必ずしも父母の対立は解消されなかった。 ● 伝統的な法準則や対立当事者構造の訴訟手続では処理しきれなく 	<ul style="list-style-type: none"> ● 面会交流支援の機関の一つとして知られる子どもコンタクトセンター (Child Contact Center) は、1985 年にノッティンガムに設立された (20 人のボランティア、教員の寄附による) のがはじまり。 	<ul style="list-style-type: none"> ● すでに 1960 年代の家裁の実務で、「世話付き交流 (Betreuer Umgang)」として面会交流に第三者を同席させることが命じられていた。これは主として、性的虐待の疑いか子の奪取の危険がある場 	<p>1980 年代末から、離別家庭の子どもの問題に取り組み弁護士、夫婦カウンセラーなどの心理専門家、ソーシヤルワーカーなどによる自生的な取り組みのなかで、各地に面会交流センターが設立される。</p>

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>なった裁判所が、ADR や教育プログラム、監督付き面会、履行確保などのサービスに力を入れるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● それと並行して、民間援助団体やセラピスト、臨床ソーシャルワーカーなどの専門家が様々なサービスを提供するようになった。 ● 裁判所と地域の民間団体・専門家の連携体制も構築されつつある。 	<p>子どもたちが巻き込まれる離婚の増加に対して関心をもちた人々が、離婚や別居後の子どもとの関わり合いについて情報の不足や不十分な面会交流についてボランティアとして起こした行動がきっかけとなり全国へ展開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国協会が各地のセンターに対して情報提供や支援の質維持について基準を設けている。 	<p>台の監視付き交流の機能を果たした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● やがて、交流支援は父母の対立の治療薬としての効果が認められ、少年援助のための民間団体が子の福祉のためにこの任務を引き受けるようになった。 ● 1998 年法による改正で交流権者が拡大し、交流支援の必要性が高まるために民法に明文規定が置かれた。 	<p>1999 年頃には全国に 80 か所以上を数えた。</p>
--	--	---	---	----------------------------------

<p>援助機関</p>	<p>形態</p>	<p>プロフェッショナルな監督つき面会サービスの担い手は多様。 ● 家族や子どもへの援助を行っている非営利の民間福祉団体 ● 面会交流専門の団体や個人 ● セラピスト、臨床ソーシャルワーカーなどの心理専門家 ● 元警察官 など</p>	<p>● 子どもコンタクトセンター：非同居家族（父母、祖父母、兄弟姉妹）と子どもとの交流を支援する民間機関。教会などの建物を使得地域で運営されていることが多い。 ● 政府の補助金や寄付によって運営されている。 ● 大多数が非営利団体。</p>	<p>「少年援助の担体または団体」(BGB1684 条 4 項 4 文) □ 少年局□承認された民間少年援助団体。各地で活動する民間団体は、大別すると以下の全国組織のいずれかに所属する。 ● ドイツ児童保護連盟 (Deutscher Kinderschutzbund Bundesverband e.V.-DKSB)：1953年にハンブルクで設立され、現在では州や主要都市にその支部を有し、その数はドイツ全体で420に及び、個人会員は5万人以上を擁するドイツ最大規模の児童援助団体。 ● カリタス・フエアバント (Deutscher Caritas Verband、1897年設立、職員数約50万人、カトリック教会系の団体) ● デイアコニー福祉団体 (Diakonisches Werk der Evangelischen Kirche in Deutschland、1848年設立、職員数約45万人、プロテスタント教会系の団体) ● 労働者福祉団体 (Arbeiterwohlfahrt -AWO、1919年設立、会員数60万人)</p>	<p>多くは民間の1901年法に基づく非営利社団。市町村のような公的組織の枠組みで活動している面会交流センターも若干存在する。</p>
-------------	-----------	---	---	--	---

	<p>全国組織</p>	<p>監督付き面会サービス提供団体および個人のネットワークとして、Supervised Visitation Network という団体がある。1991年設立。</p>	<p>NACCC (National Association of Child Contact Centres) 各コンタクトセンターにおいて提供される面会交流のサービスに統一性を欠く状況であったため、1991年に組織された。2010年には365団体が加盟している。各センターは、独立して活動を行っており、NACCC が全国統一して管理運営しているわけではない。NACCC は、独自の認可基準をもつて加盟団体の受け入れをチャックしている。また、それぞれのセンターは独自の原則・サービスを提供しているが、NACCC のガイドラインを共有している（南方148頁）。NACCC の認可を受けたコンタクトセンターは、スタッフとボランティアが最低人数以上であり、よく訓練をうけており、しっかりした運用体制が整っている、安全にケアの行き届いたサービスが提供されていること、照会を受けられる状態であること等が保障される。</p>	<p>上欄参照</p>	<p>FFER（1994年設立）に面会交流センターの3分の2が加盟。2009年の時点で加盟団体は79団体、94か所。ただし、FFER は加盟団体を監督・指導する上部団体ではない。</p>
--	-------------	---	--	-------------	---

面会交流支援・比較法調査対照表

	隣接する諸活動との関係	面会交流・中立的受渡しサービスのみを行う団体もあるが、他の業務やサービスも行っている団体もある。	利用当事者は、離婚の手続きにおいて、ソリシター、合意形成援助（mediation）や、CAF/CASS（The Children and Family Court Advisory Service）からコンタクトセンターの照会をうける。裁判所も決定で触れることが可能である。	DKSBの取り組みは、交流支援にとどまらず、広く児童の権利擁護活動、児童の貧困や暴力反対活動、これらを実現するための広報活動、政治家や行政に対するロビー活動、親に対する教育プログラム提供、親や児童に対する無料電話相談、被虐待児童のためのシェルターの提供など広範囲に及ぶ。	ほとんどの団体は、面会交流援助以外に家事調停、夫婦カウンセリングなど家族問題に関わる多様なサービスを提供している。
資金源（補助金の有無・出所）	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には利用者の費用負担により運営されている。契約によりサービスを提供する。 非営利の福祉団体は、連邦や州の資金提供を受けていることもある。残りは自主財源、市民や企業からの寄付、利用者が支払う比較的低額の利用率などでまかなっていると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間からの資金提供（信者や地域企業からの寄付）と公的機関からの補助に大別される。後者は、政府からの補助金の割合が大きく、政府はNACCCへ一括して補助金を提供し、NACCCがそれを取る下の期間に配分する形をとっている。 NACCC 収入の内訳：政府からの助成金、寄付金 (270,569 ポンド≒3570 万円)。加盟団体からの会費および出版物の収入 (110,349 ポンド≒1460 万円)、開発基金 (98,615 ポンド≒1330 万円) その他 50 万円 () 内は、2009-2010 統計による)。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的少年轻年援助予算からの支出 民間団体は公的少年轻年援助の担体（地方自治体やその組織である少年局）との業務委託契約に基づいて活動費と報酬が支払われる。 独自の研修・啓発活動からの収入 構成員からの寄付、外部からの寄付 	資金の多くを地方自治体、家族手当金庫、司法省などからの補助金に依存しており、資金不足のため活動の縮小や休止を余儀なくされているところもある。	

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>職業的 出自</p>	<ul style="list-style-type: none"> 非営利福祉団体の職員は臨床ソーシャルワーカーなどの専門職であることが多いと思われるが、トレーニングを受けたボランティアやインターンが活動することもある。 専門家が個人で営業している場合、家族セラピーを行う臨床心理士、臨床ソーシャルワーカーなど。 元警察官。 	<p>刑事事件で処罰された者は排除されるため、刑事罰の過去がないかチェックをうける。NACCC は情報提供することが出来る。</p>	<p>①常勤の専門職員は、ソーシャルワーク、社会教育学、心理学または教育学の学位取得者で、少年援助の職業訓練を受けたか、この領域での経験を積んだ者</p> <p>②ボランティア職員は、民間団体独自の訓練を受けた者が専門職との密接な協力の下で個別のケースを担当する。現職教員、教員経験者、保育士など子どもと接する職業出身者が多い</p>	<p>非常に多様であり、心理カウンセラーなど心理畑の専門家が比較的多いが、ほかにソーシャルワーカー、家事調停者、法律家、心理学専攻の学生など。無給のボランティアも重要な人的資源。</p>
<p>援助者</p>	<p>公的資格</p>	<p>カリフォルニア州では公的資格はない。ただし、裁判所が命令した監督つき面会交流を実施するサービスプロバイダーが従うべき実務基準が定められている (Standards of Judicial Administration Standard 5.20)</p>	<p>公的資格はない。ただ、charityとしての地位をもっているので、税制上の特別な扱いを受ける。</p>	<p>公的資格はない。</p>	<p>公的資格はない。</p>
<p>養成・研修</p>	<p>上記の実務基準 (Standard 5.20) により、プロフェッショナルなサービスプロバイダーには職員の研修が義務付けられている。</p>	<p>NACCC は、加盟団体の職員むけに、訓練や専門的助言、実務マニュアルなどを作成している。NACCC 認証の訓練スタッフが出張して各センターの職員を有償で訓練することもある。</p>	<p>● DKSB の場合、基礎教育の内容は、DKSB の理念と行動方法、コミュニケーショントレーニング、交流支援トレーニングであり、それぞれに詳細なカリキュラムが組まれている。</p> <p>● 継続教育は、基礎教育を修了した職員や社会で教師といった基礎職業に従事している職員のために準備され、その内容は、法律学、心理学、行動能力、家族システム、</p>	<p>● DKSB の場合、基礎教育の内容は、DKSB の理念と行動方法、コミュニケーショントレーニング、交流支援トレーニングであり、それぞれに詳細なカリキュラムが組まれている。</p> <p>● 継続教育は、基礎教育を修了した職員や社会で教師といった基礎職業に従事している職員のために準備され、その内容は、法律学、心理学、行動能力、家族システム、</p>	<p>統一的な養成課程は定められていない。各団体が家事調停者などの有資格者を「転用」したり、実地で養成・研修をしている。援助者の養成課程の標準化と資格認定が大きな課題となっている。</p>

面会交流支援・比較法調査対照表

			家庭内暴力などについての知識を養うためのものである。	
勤務形態	非常勤・常勤（各センターによって異なる）		DKSB では、専任職員とボランティア職員の組み合わせで業務を行う。専任職員は、家族の専門的相談、ボランティア職員の選抜・研修・サポート・指示を行うとともに、支援交流の経過と内容に責任を負い、少年局や家庭裁判所との連絡調整も行う。ボランティア職員は、専任職員の指示の下での交流支援を行う。原則的に2年間の任期付きである。	ほとんどの援助者は、ほかに職業を有する非常勤として、あるいは無給のボランティアとして、面会交流援助に従事している。
報酬の有無・程度	NACCC2009-2010 統計によると、ボランティアスタッフ (5669 人)、有償スタッフ 825 人。賃金を得ているスタッフは主に、センターの運営にかかわる者、スタッフの管理を行うコーディネーター、チームリーダーなど。ボランティアスタッフは主に面会の場において子どもや家族の対応をしている。		専任職員は所属の民間団体より給与が支払われる。	面会交流援助を職業として生計を立てるのは困難。無給のボランティアを多く抱える団体もある。
利用者の訪問者の属性	NACCC2009-2010 統計によると、父 11,124 人、母 2,620 人、祖父母 916 人、兄弟姉妹 764 人。		バイエルン州の DKSB の 2005 年調査によると、77%が父親、13%が母親、その他は祖父母。交流支援を受ける交流権者側の理由は、長期の交流中断を理由とする交流への道ならし (30%)、子からの交	FFER の統計によると、父が 76.9%、母が 17.2%、祖父母が 3.6%。
利用者				

面会交流支援・比較法調査対照表

				流拒絶 (17%)、DV (13%)、アルコール・薬物依存 (11%)、奪取の危険(10%)、性的虐待の疑い(7%)。子と同居している親側の理由は明白でないが、父母間の葛藤を挙げた者が目立つ。	
子どもの年齢		NACCC2009-2010 統計によると、全体 19,343 人中、11,097 人が6歳未満。		1歳未満～17歳まで。中心は2歳～7歳。	FFER の統計によると、3歳以上10歳未満 54.8%、10歳以上が30.2%、3歳未満が15%。
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ロサンゼルス郡の S.A.F.E.プログラムでは、当事者の費用負担はなし。ただし4ヶ月間のみ。 それ以外の人々は、自分の支払い能力に応じて利用可能なサービスを探し、プロバイダーと契約して利用する。 監督つき面会サービスは、少なくとも一時間 40 ドルから 60 ドルくらいが徴収されるようである。セラピストなどが行う監督つき面会は、カウンセリングやセラピー料が含まれるので、より高額である。 	無償とするところも多いが、相談に応じて一定額を支払う取り決めも可能。	公的少年援助給付として行われ、原則として無料。	面会交流センターの半数近くは無償。有償の場合でもモラルハザードを防ぐための象徴的な負担程度の額に設定しているところが多い。	

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>典型的なセンターは、受付、待合室、遊戯室、台所からなり、通常、一つの部屋に複数の親子を入れて交流を行うとされている。原則、面会交流の状況を裁判所に報告する義務はないが、Cafcass スタッフなどの同席を認めることがある。センターの提示する条件に従わない場合は、面会交流が打ち切られる。各センターは、それぞれができる範囲での支援を実現する。たとえば、施設・スタッフが十分なセンターは、監督つきの交流・支援型交流（コンタクトセンター内）、在宅交流、手紙（間接的交流の支援）、監視つきの遠出、センターへの送り迎え、アセスメント等のサービスを提供する。他方、リソースが不十分である場合は、監督つきの交流はせず、支援型交流のみ（場所の提供のみ）となる。</p>	<p>● プロフェッショナルな監督つき面会サービスでは、子どもと親、サービスプロバイダーの安全確保が最優先される。父母が顔を合わせないで済むように別々の入り口が設ける、入り口でセキュリテイチェックを行う、面会に使う部屋をビデオでモニターするなどの方法がとられている。</p> <p>● セラピストなどが行う治療的な監督つき面会交流の場合、父母や子どもへのカウンセリングや教育が同時に提供される。</p>	<p>● 相談と実際の付き添いの二重の援助。相談は交流支援の指導と人間関係調整を含み、父母の合意形成とケースに合致した交流ルール作りなどをめざす。</p> <p>● 付き添いは、相談身上配慮権者から交流権者への子の引渡、交流への同席、相談の中で取り決められた交流が実施されているかに気を配り、また実施されるように配慮。</p> <p>● 面会交流のためのスペースの提供</p> <p>● 面会交流が自然に進むよう余暇の提供</p> <p>● グループでの交流機会の提供</p> <p>バイエルン州 DKSB の場合、付き添いつき交流は、2 週間ごと（59%）、毎週（18%）。1 回ごとに 2～3 時間（74%）。支援継続期間は、3 ヶ月（29%）、6～9 ヶ月（26%）、1 年以上（8%）</p>	<p>援助内容は団体ごとに異なるが、建物内での面会交流を原則としているところが多い。資金・施設面での制約から数組の親子が集団で面会交流を行う。顔を合わせたくない当事者のために子どもへの受渡しのみを仲介することもある。</p>
<p>援助結果</p>	<p>年度報告はなされているが結果がどうなったかの数値はない。</p>	<p>バイエルン DKSB の調査で、支援つき交流に満足した割合は、子（79%）、交流権者（78%）、同居親（71%）。</p> <p>支援終了後の付き添いなし交流の継続に合意したケース（68%）、合意なしは（32%）</p>	<p>FFER の集計によると、78 の面会交流センターが 2008 年に関与したケースの数は 8,949 件、援助の対象となった子どもの数は 11,754 人。援助の効果を測定することは困難だが、本文所掲の「ケース終了の理由」を参照。</p>	

面会交流支援・比較法調査対照表

関係機関	ロサンゼルス郡の S.A.F.E.プログラムでは、家庭裁判所と4つの民間サービスマネージャーが連携している。	裁判所	家庭裁判所、少年局、民間援助機関の三者の連携関係	家族事件裁判官、少年裁判官
援助開始の契機	ロサンゼルス郡の S.A.F.E.プログラムでは、裁判所が、当事者を民間のサービスマネージャーに回付する。	コンタクトセンターは一般的に、ソリシター、CAFCASS、裁判所、家族メデイエーターからの照会を経て利用される。当事者だけの申し立ては、ほとんどない。	交流支援には、SGBVIII18条に基づく少年援助給付の「家庭内教育の助成」サービスとして行われる支援と、BGBI684条4項3文を法的根拠とする支援とに分かれ、開始の法的根拠と開始を決定する機関の相違があるが、どちらも公的的少年援助の給付として行われる。	約8割のケースが家族事件裁判官から送付されている。当事者の自発的な利用は少ない。
援助機関の自律性	上記実務基準 (Standard 5.20) によると： <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所によって命令された監督つき面会を実施するサービスマネージャーは、裁判所によって命じられたとおりの頻度と長さの面会を実施しなければならぬ。 ● ただし、面会のルールが破られ、子どもがひどく苦痛を受け、あるいは子ども又はプロバイダーの安全が危機にさらされたときと判断する場合には、面会を一時的中止したり、後日スケジュールし直したり、あるいは終了することができる。 	それぞれの機関は独自性をもって運用される。NACCC もそれぞれの機関に強制力をもっていない。	基本的に援助機関の自律性は保障されているので、支援を開始するか、いつ終了するか、支援の方法などは独自に決定する。	面会交流の具体的態様は、大枠は裁判書で定められるが、細部は両親のそれぞれとコーディネーターとの事前面談で詰められる。面会交流センターの側にどのくらい裁量の余地があるかは裁判官による。援助を開始・中断する自由は援助団体に留保されている。

司法機関等との関係

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>面会交流の過程で収集された情報の秘密保持</p>	<p>上記実務基準 (Standard 5.20) によると：</p> <ul style="list-style-type: none"> • プロフェッショナルなサービスプロバイダーにはケース記録をとる義務がある。面会交流の一回ごとに、事実、観察、当事者の発言を記録する。 • 裁判所の命令あるいは当事者又はその弁護士又は子どもへの開示から要求があれば、記録は開示されなければならない。 • ただし、記録のうち個人を特定できる情報は秘密とされ、開示してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> • センターでは、秘密保持が重要とされるが、センターにとつて友好的なソリシターからの問い合わせにどう答えるかなど、実務上難しい問題が指摘される。 • 裁判所に関係情報を提出することもある。 	<ul style="list-style-type: none"> • 民間団体に対しても、少年援助法上の個人情報保護義務が課せられる (SGB VIII 61 条 3 項)。 • 民間団体が少年局との間で業務委託契約を結ぶ場合は、その中で少年局への報告義務について取り決める。さらに、個別のケースごとに報告の頻度・内容・範囲・方法等について少年局と取り決める。 • 家庭裁判所に対して交流支援者の報告が行われるべきか、またその方法についての法規定はない。家裁との関係は地域・民間団体の方針で異なる。家裁手続に積極的に参加して意見を述べる支援者もいれば、家裁手続に参加しない支援者もいる。 	<p>原則として秘密保持の原則は尊重される。一般的に、当事者の出頭の有無、面会交流の実施または中断といった単純な事実については面会交流センターは裁判官に情報提供している。</p>
--	-----------------------------	---	---	--	---

面会交流支援・比較法調査対照表

	<p>協力関係 (協議・ 協定)</p> <p>ロサンゼルス郡の S.A.F.E.プログラムでは、裁判所が地域のサービスプロバイダーとサービス委託契約を結んでいる。</p>	<p>裁判所からセンターへの情報提供が不足気味であったり、センターが提供できるレベルを超える内容のものであったりするなど、まだまだ十分に協働しきれていないこともある。</p> <p>センターは、裁判所との円滑な関係を維持する必要があるため、裁判所に対してセンターの特色をアピールしている。たとえば、センターでの面会交流は、監督ではなく支援を内容とする決定を出すようにする、原則としてセンターでは親子の会話などをモニターしたに、センターでは面会交流が現実に に行われる前に導入セッションが開かれることがある点に留意するよう求める。また、裁判官がセンターの現場を視察することまで有益であると指摘している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上欄「面会交流支援の位置づけ」参照。 ● 地域によっては家庭裁判所・少年局・弁護士・手続補佐人・交流支援を实行する民間団体・家裁手続での鑑定に協力する心理学専門家のネットワークが構築され、定期的な会合と情報交換が行われている。代表的なモデルとして、ミンヘンモデル、コッヘムプラットフォームがある。 	<p>司法機関、とりわけ家族事件裁判官との良好な関係は面会交流センターの活動の必要条件であるが、それは必ずしも制度化されたものではなかった。パリ地域では裁判官との協議の場が定期的に開かれている。</p>
--	--	--	---	---